

昭和五十一年六月十日

四日市市議会定例会会議録（第一号）

四日市市議会

○ 議事 日 程 第一号

昭和五十一年六月十日(木)

午後二時開会

- 第一 会議録署名議員の指名について
- 第二 議席の変更について
- 第三 会期の決定について
- 第四 報告第七号 専決処分について
- 第五 報告第八号 昭和五十年四日市市繰越明許費について
- 第六 報告第九号 昭和五十年四日市市事故繰越しについて
- 第七 報告第一〇号 昭和五十年四日市市立四日市病院事業会計予算の繰越について
- 第八 報告第一一号 財団法人四日市市開発公社の経営状況について
- 第九 報告第一二号 四日市市土地開発公社の経営状況について
- 第一〇 議案第五八号 昭和五十一年度四日市市一般会計補正予算(第一号)……………議案説明
- 第一 議案第五九号 四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について……………
- 第二 議案第六〇号 四日市市役所出張所設置条例の一部改正について……………
- 第三 議案第六一号 四日市市職員給与条例の一部改正について……………
- 第四 議案第六二号 育児休業に係る給与等に関する条例の制定について……………
- 第五 議案第六三号 四日市市立児童館設置条例の一部改正について……………

第一六	議案第六四号	四日市市交通災害共済条例の一部改正について……………	議案説明
第一七	議案第六六号	四日市市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について……………	"
第一八	議案第六七号	公有水面埋立てに係る意見について……………	"
第一九	議案第六八号	土地の取得について……………	"
第二〇	議案第六九号	あらたに生じた土地の確認について……………	"
第二一	議案第七〇号	町の区域の変更について……………	"
第二二	議案第七一号	町の区域の変更について……………	"
第二三	議案第七二号	町の区域の変更について……………	"
第二四	議案第七三号	町の区域の設定について……………	"
第二五	議案第七四号	市道路線の認定について……………	"
第二六	議案第七五号	消防自動車購入契約の締結について……………	"
第二七	議案第七六号	工事請負契約の締結について……………	"
第二八	議案第七七号	工事請負契約の締結について……………	"
第二九	議案第七八号	工事請負契約の締結について……………	"
第三〇	議案第七九号	工事請負契約の締結について……………	"
第三一	議案第八〇号	工事請負契約の締結について……………	"
第三二	議案第八一号	工事請負契約の締結について……………	"
第三三	議案第八二号	工事請負契約の締結について……………	"

第三四	議案第八三号	工事請負契約の締結について……………	議案説明
第三五	議案第八四号	工事請負契約の締結について……………	"
第三六	議案第八五号	工事請負契約の締結について……………	"

○本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

○出席議員（四二名）

青	小	伊	岩	宇	小	大	大	加	金
山	井	藤	田	川	谷	森	森	藤	森
峯	道	信	久	良	四	喜	多	定	
男	一	雄	市	郎	正	三	喜	男	正

○欠席議員（二名）

高天 山山山山森松增前堀古福平長橋
 橋春 本中路口 島山川 市田野川本
 力文 忠 信安良英辰新元香行鐸增
 三雄 勝一剛生吉一一男衛一史信元藏

野野生中出坪田高高坂後後小小粉訓喜川
 呂崎川村井井中木井口藤藤林林川霸野口
 平貞平信 妙基 三正長寬喜博 也 洋
 和芳藏夫博子介勲夫次六次夫次茂男等二

○議長（山口信生君） ただいまから、昭和五十一年六月、四日市市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、四十二名であります。

本日の議事については、お手元に配布しました議事日程第一号によりとり進めたいと思っておりますので、よろしく願います。

出席要求いたしました議事説明者の氏名は、お手元に配布しました議事説明者要求書写しのとおりであります。

なお、三輪助役と土木部長は欠席いたしますので、ご了承願います。

永年勤続議員表彰状伝達の件

○議長（山口信生君） 会議に先立ちまして、去る五月二十六日、東京で開催されました第五十二回全国市議会議員会定期総会において、伊藤信一君、山本勝君が十年以上の勤続議員として、それぞれ表彰を受けられ、また私山口信生が二十五年以上の勤続議員として表彰を受けるとともに、全国市議会議員会社会文教委委員長を務めたことに対して、感謝状を受けましたので、ただいまから表彰状並びに感謝状の伝達を行います。

〔副議長（野崎貞芳君）登壇〕

〔山口信生君 議場中央へ進む〕

○副議長（野崎貞芳君）

表彰状

四日市市 山口信生殿

あなたは、市議会議員として二十五年の長きにわたり市政の発展に尽くされ、その功績が特に著しいものがありますので、第五十二回定期総会に当たり、本会表彰規程によって特別表彰をいたします。

昭和五十一年五月二十六日

全国市議会議員会会長 松本 一

〔表彰状授与〕 〔拍手〕

○副議長（野崎貞芳君）

感謝状

四日市市 山口信生殿

あなたは、全国市議会議員会社会文教委委員長として、会議運営の重責に当たられ、本会の使命達成に尽くされ、その功績はまことに著しいものがありますので、第五十二回定期総会に当たり、深甚なる感謝の意を表します。

昭和五十一年五月二十六日

全国市議会議員会会長 松本 一

〔感謝状授与〕 〔拍手〕

〔伊藤信一君 山本 勝君議場中央へ進む〕

○議長（山口信生君）

表彰状

伊藤信一殿

あなたは、市議会議員として十年市政の振興につとめられ、その功績特に著しいものがありますので、第五十二回

定期総会に当たり、本会表彰規程により表彰いたします。

昭和五十一年五月二十六日

全国市議会議長会会長 松本 一

〔表彰状授与〕 (拍手)

○議長(山口信生君)

表彰状

山本 勝殿

以下同文

〔表彰状授与〕 (拍手)

○議長(山口信生君) これより会議に入ります。

日程第一 会議録署名議員の指名について

○議長(山口信生君) 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第七十六条の規程により、議長において小林喜夫君及び松島良一君を指名いたします。

日程第二 議席の変更について

○議長(山口信生君) 次に、日程第二、議席の変更についてを議題といたします。

おはかりいたします。会派の所属変更により、議席をただいまご着席のとおり変更いたしましたと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口信生君) ご異議なしと認めます。よって、議席については、ただいまご着席のとおり変更することに決しました。

日程第三 会期の決定について

○議長(山口信生君) 次に、日程第三、会期の決定についてを議題といたします。

おはかりいたします。今期定例会の会期は、本日から六月二十一日までの十二日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口信生君) ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から六月二十一日までの十二日間と決定いたしました。

日程第四 報告第七号 専決処分について

○議長(山口信生君) 次に、日程第四、報告第七号専決処分についてを議題といたします。

提出理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） ただいまご上程の報告第七号は、日本住宅公団事業として笹川団地に建設を進めてまいりました市立笹川西小学校プールが完成し、同公団からの譲り受け価額が確定いたしましたので、譲り受け契約を専決処分により行ったものであります。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口信生君） 提出理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） 質疑なしと認めます。

おはかりいたします。本件は、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） ご異議なしと認めます。よって、本件はこれを承認することに決しました。

日程第五 報告第八号 昭和五十年四日市市繰越明許費について、ないし

日程第九 報告第一二号 四日市市土地開発公社の経営状況について

○議長（山口信生君） 次に、日程第五、報告第八号昭和五十年四日市市繰越明許費について、ないし日程第九、

報告第一二号四日市市土地開発公社の経営状況についての五件を一括議題といたします。

提出理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） ただいまご上程の各報告についてご説明申し上げます。

報告第八号は、昭和五十年年度一般会計予算の繰越明許費繰越計算書でありまして、心身障害者福祉施設整備工事ほか五事業総額二億七千四百五十一万七千円を繰り越したもので、いずれも次年度に繰り越しを予定されるものとして予算で定められたものであります。

報告第九号は、昭和五十年年度一般会計予算における事故繰り越し繰越計算書でありまして、南部清掃事業所改築工事、笹川団地、子酉高花平線排水施設整備受託工事及び大矢知興譲小学校改築工事が種々の事情により昭和五十年年度中に事業が完了するに至らず、やむを得ず四千五百三十三万円を繰り越したものであります。

報告第十号は、昭和五十年度市立四日市病院事業会計予算のうち同年度末までに支払い義務の生じなかった雨水汚水排水工事等の病院改築工事費八千二百二十四万一千円を次年度へ繰り越して使用しようとするものであります。

報告第十一号及び報告第十二号は、財団法人四日市市開発公社並びに四日市市土地開発公社の経営状況について関係書類を、地方自治法及び同法施行令の規定に基づいて提出するものであります。

○議長（山口信生君） 提出理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたらご発言願います。

伊藤信一君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 開発公社と土地開発公社についてお尋ねをいたします。

これらは、ともに四日市市長のひとつの裏の顔だと言われております。行政上利用価値も高いけれども、利用によっては問題の生じるおそれがなきにしもあらずでございます。四十六年の暮れに、近鉄駅西で二百坪の土地を一億五千万で開発公社が買収いたしましたのでございます。そのとき、規則で許されておりますからいたしかたないといたしましても、一億以上の土地を買収するのに、議会の議決なしで、と正直なところそういう感じを持ったのでございます。ところが、五十年の土地開発公社の決算を見ますと、近鉄駅西広場用地を約八億円で買収されております。どんな土地か私ばかりませんが、現在開発公社が五百七十七坪、金額にいたしまして五億二千万の土地を所有いたしておりますから、この分を合わせますと、駅西で約十三億の土地が保有されているのでございます。これにつきましては、先ほども触れましたように、議会の議決もなく、何億という土地買収のできることに、何らかの歯どめが必要ではなからうかという疑問を抱いているのでございます。

この公社関係の役員として、議長、副議長、総務、建設の委員長が参加いたしておられますので、こういうことを申し上げるのはなほ失礼でございますけれども、重要な内容については議員にもできるだけ連絡して、理解を求める方法はないかというのを考えているのでございます。この点議長からお答えをいただきたいと思っております。

さらに、市長にお尋ねいたします。このようにして先の事業を見通しての土地の買収はまことに結構なことでございますが、これらの土地代及び金利等一切はこの事業が終了した後でどんな形で清算されていくのか、すなわち国、市あるいは企業がどんな負担割合で負担していくのか、その点についてお尋ねをいたします。

同時に、この土地買収は駅裏開発と絡んでいることでございますから、この駅裏開発がいつ完了できる予定であるのか、その点についても市長からご答弁をお願いいたします。以上でございます。

○議長（山口信生君） 議長からというご指名がありましたので、答弁させていただきます。

確かに伊藤君のおっしゃるとおりでございます。開発公社に議長、副議長と建設、総務の委員長が参画して年に二、三回これの会議をもって審議しております。先ほどご指摘になりました駅裏の二百坪、六百坪、これもそのときに議題に出まして、相当難航したのでございます。片一方の六百坪は近鉄が所有しておるものと、片一方は二百坪は藤井さんの所有と私は思います。あまり高いじゃないか、近鉄の方はまだ少々わけがわかるけれども、二百坪の土地はどうやと、こんなべらぼうな土地はどうするのやと、大分議論が沸騰したものでございます。結論的に見ますると、これをやらなかったらこれは替え地に使いますよ、大体この土地があると、大体の西浦の土地の交換が終わりますので、ぜひともこれをご承認願いたいというものでございます。全くどういたしても仕方がないと了承して承認したようなわけでございます。

確かに伊藤議員のおっしゃるとおりで、そんな大きな問題はこれからは一般の議員に何とか知っていただくように処理することを、議長としては心がけていくように思っております。

市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 駅西の土地の問題につきましては、五十三年度中に完成するように予定をしております。それから国、県、市のそれぞれの負担割合のことでございますが、これは駅の広場事業についての事業分担でございますので、ちょっと私いまわかりかねますので、助役からお答えいたします。

○議長（山口信生君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） 駅西広場の造成につきましては、ただいまあの地域に権利を持っておられます住民の方々と、

区画整理方式によってこれを取り扱うということで話を詰めている段階でございます。ただいまご上程の議案の中に、駅西広場の調査事業費二百万円というものを五十年から五十一年度に繰り越すように提案をさせていただいておられますけれども、この調査を五十二年二月までに完了いたしましたして、事業申請をするということでございます。したがって、最終的にその費用の負担がどうなるかということは、区画整理事業及び駅西広場造成事業費という事業を興した段階において決定をされるものだということふうに考えておる次第でございます。できるだけ国の補助金を取れるように努力をいたしたい、かように考えております。以上でございます。

○議長（山口信生君） 伊藤信一君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 ただいまの議長の答弁は、大体納得できます。ただし、どこで歯どめをするかという点については、今後十分検討していただきたいと思えます。

助役の説明につきましては、若干納得できない点がございします。というのは、国の補助が何多であるかということがわからないで、こういう仕事を進めること自体に問題がございします。たとえば、先ほど申し上げました二百坪、一億四千九百十万で買収して、すでに金利が五千四百八十九万七千九百六十三円ついておる。だんだん値段が上がって、坪単価が九十五万八千円までになっておる。そういう分まで市が負担していかなばならぬ立場になってまいります。しかも十三億という土地自体の金利というものは、全部市が負担しなければならぬようなかっこうが出ては非常に困ると思う。この点ははっきりと数字をながめながら、国の負担、市の負担、それを十分考慮しないで計画を立てられると、非常に後になってから市が困る立場になるから、十分その点は数字とあわせて検討してやっていただかないと困るということだけを申し上げておきます。

○議長（山口信生君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 報告第十一号、十二号についてお尋ねをいたします。

最初にこの資料の問題について、今後にご要望を申し上げておきたいと思えます。合わせて三十四億ほどの事業をしている形になっているわけですが、この開発公社あるいは土地開発公社、ここへの事業委託という、そしてその後の決済といいますが、その処理が非常に複雑な内容を持っているわけでございます。したがって幾つかの委託された事業が、いままでにそしてこれからどのように予算措置をされたり、決済をされていくのかという関係がなかなかいま配られております資料ではわからないわけです。で、この点は今後改善をせひしていただいて、開発公社あるいは土地開発公社から出される資料のほかに、市長部局の責任におきましてそうした関係をはっきりと示していただきたいというふうに思えます。この点、特に要望しておきたいと思えます。

質問の最初に、財団法人開発公社の経営状況の問題でございしますが、五十年に市の受託事業として行った霞ヶ浦競輪場管理棟改築工事というのは、開発公社の寄附行為規程のどの条項に基づいて行ったものか、教えていただきたいと思えます。

それから五十一年度を含め、今後の事業計画とのかかわりにおきまして、三重団地後の住宅団地開発について、どのようになっているのか、われわれに配られました五十一年度事業計画を見ましても、その片りんは全くうかがえないわけでございます。これまで開発公社が高花平、朝明、坂部、三重団地等の住宅団地開発を進めてまいりまして、市民により安い住宅あるいは土地を提供するという点で、大きな役割を果たしてきたことを私も認めるわけでございします。最近の開発に伴う負担、開発負担と、こういう点を考えましても、民間大手デベロッパーによる土地より、

半額に近いものとなって市民に提供されてきているわけです。また市営住宅、公営住宅用地の確保という点でも、この住宅団地開発とかかわって、住宅行政に大きくプラスしてきたと思えますけれども、今日なお市民のより安い土地、住宅、こういう点の要求は強いわけでございますし、開発をめぐる最近の諸情勢ともかわりまして、二、三年後にはいわゆる物不足といえますか、土地不足といえますか、そういうものが生じるというふうに言われてもおります。また公営住宅用地につきましては、三重団地はなるほど五十二年度まで、なお五百戸ばかりの戸数が確保されているということでございますけれども、後はどうなるのか、こういう点が心配になると思えます。開発に着手をし、そして買収、そして造成、こういう期間を考慮するならば、もう五十一年度事業という、あるいは遅くとも五十二年度に向けてどういう構想を持っているのか。そういう点も少なくとも先ほど伊藤議員も若干触れられました、私も後で触れたいと思えますが、この議会等で十分論議をしなければ、そういう合意も固めながら打ち出していくべきではないか。その辺が五十一年度事業報告を見ましても、事業計画を見ましても、何ら明らかにされておりません。そういう点を一べん明らかにしていただきたいと思えます。

二番目は、土地開発公社の問題でございますが、五十年事業報告を見ますと、尿処理施設用地取得造成、廃棄物埋立施設用地取得、北勢公設地方卸売市場建設用地取得造成、こうしたものが繰り越して全く手がついてないという形になっております。で、この尿処理施設建設用地、廃棄物埋立施設用地については、五十年度の土地開発公社の事業計画に入っていたか、それ以前かわかりませんが、これらは一体議会にどういうふうにはかられてきたのか、私は記憶違いでなければ全く関知しないです。こうしたことが市長が事業委託をするという形で出てきたのか、それを調べてみますと、まだ事業委託はしていないという。議案書も出してないという。しかし事業計画の中に入ってすでに過去の事業報告の中で、今日の場合繰越事業だと言っているわけです。北勢公設市場については、ことしの四

月九日付で市長が、事業委託に依頼書を出したというふう聞いております。この北勢公設市場の問題については、一べんここで具体的にどういう方向になってきつつあるのかも特にこの点をご説明もいただきたいと思えますが、さきに申し上げた尿処理施設、廃棄物埋立施設用地取得、こうした問題について、何ら議会にはかられなかったように私は思うんですが、この点について一体どういう経過があるのかを明らかにしていただきたいと思えます。そうした中で、こうした土地開発公社、あるいは市の開発公社に対して、市長が事業委託するという場合に、市と市議会との関係、そしてまた長期的な計画、市全体のいろんな総合的計画といえますか、実施計画といえますか、そういうものとの関係、それらはどうなっているのか。どうもいままで見ますといろいろな問題がふくそうしてやっています中で、場当たりのですね、これ必要になったで、ちょっと土地開発公社でやってくれぬか、土地開発公社でやってくれぬかと、こういう非常に場当たりの形になっているのではないかと、こういうふうに思うんですが、その辺を一べんどうなさるか、どういうふうにか考えたらいいのか、どういうお考えなのか、一べんはっきりさしていただきたいと思えます。それから五十一年度事業計画に見ますと、三重北小学校建設用地が挙げられておりますし、非常に結構なことだと思いますが、私も理解してまずのは、羽津の小学校が非常にマンモス化して、これを分離する必要があるということとで、そうしなければざりざりの状態にきているということと、教育委員会からも第二小学校用地はどこがいいだろうという形で話を出していただいて、ここにしたらどうかという形で話をまとめて、そしていろいろな学校の生徒数の状況から見ますと、五十一年度には遅くとも土地を確保していただかなきゃならぬところを考えて、私たちはそのような理解をしているんですが、この土地開発公社のこの計画を見ますと、全くあらわれてきていないわけですが、その点については一体どういうふうにご理解なさっているのか、市長ご自身のお考えを伺いたいと思えます。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 屎尿処理施設あるいはごみの処理施設、こういった問題につきましては、まだ地元の承諾を得られないという見通しがついておりません。したがって開発公社にも委託していないでございまして、この問題につきましては、ある程度そういった事業を推進させる地元の同意が得られる見通しのつきました時点におきまして、議会におはかりしたいと、このように考えております。

なお、北勢公設市場の用地の問題につきましても、これは本年度起債がどうなるかといったような点もまだ未定でございますので、委託しておりません。

こういった問題につきましては、もう少し確定して議会にご相談できる段階になりましたらご相談していきたい。このように考えております。

なお、羽津の第二小学校の問題につきましては、まだ教育委員会の方から具体的な見解を聞いておらないので、計画として取り上げてはおりません。

○議長（山口信生君） 産業部長。

〔産業部長（斎藤久美君）登壇〕

○産業部長（斎藤久美君） 競輪場の管理棟の改築工事について、寄附行為の規程のどの条項かというご指摘でございます。このことにつきましては、寄附行為の四条ないし五条、六条という形で条項が定められておりますが、用地の取得あるいは造成等については五条、その他関連の付帯事業という形で六条でございまして、それらを規定に基づきまして公社として受託を受けた事業でございます。失礼をいたしました。訂正をさせていただきます。四条の五項、六項ということでございます。

それから北勢の公設地方卸売市場についてでございますが、このことにつきましては、昨年度の公社の事業計画の中で、北勢の地方卸売市場の建設の計画を一部入れておったわけでございますが、昨年度につきましては、業界のまとめ等の問題もございまして、北勢公設卸売市場につきましては、先ほどご質問の中になりましたように、本年四月に入りましてから、正規に土地開発公社にご依頼を申し上げて、現在折衝中でございます。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 申し落としましたが、住宅団地の件につきましては、三重団地の用地が大体終わりに近づいてきておるわけでございますが、現在流域下水道との関係もございまして、排水をどうするかといういろいろな問題もございまして、現在物色中ではございますけれども、まだ確定するまでには至っておりません。

○議長（山口信生君） 暫時、休憩いたします。

午後二時四十一分休憩

午後三時十一分再開

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 公設市場の土地の取得につきましては、私のご答弁と産業部長との答弁の間に食い違いがあると思いますが、私このことにつきましては、四月の中ごろだったと思っておりますが、慎重を期する意味におきま

て、しばらく進行をとどめるようにというような注意をしたことがございまして、それが頭にあったために、まだやっておりますんといったようなことを申しましたんですが、その後農林省のヒヤリングの関係、あるいは今後の起債補助金を交渉していく過程におきまして、土地の見通しが全然つかなくては、それが進められないということでございますので、一部土地の価格とか、あるいはまた地元の意向とこういったものにつきまして調査を進めさせていただくというのが実情でございます。先ほど委託していないと言ったのは誤りでございましたので、訂正させていただきます。

○議長（山口信生君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 開発公社が競輪場管理棟を改築したのは、四条五項の規定によるということでございます。これはこの四条五項の規定を拡大解釈をしているというふうに理解をするわけでございます。

昨年の六月議会におきまして、やはり同じように市開発公社の経営状況報告がなされました。その質疑の中で、私は緊急かつ切実な課題となっております、小中学校校舎、幼稚園等の教育施設の整備、保育園などの福祉施設の建設整備、こういう点で市開発公社を積極的に活用して推進すべきだ、こういう立場で幾つかの点お尋ねした経緯がございます。私はこの市の開発公社が開発をした所、たとえば三重団地の小中学校建設について、市開発公社を活用するという例にとどまらずに、広く他の地域においても、小中学校、保育園などの建物の建設について、市開発公社を活用することを、これは十分可能ではないかということ、問題は市長の姿勢にあるんだ、こういう考え方を申し上げたわけでございますが、このとき加藤助役は、ただいまの段階では一般地域における学校、その他公共施設の建設を開発公社でやってもらうというふうには考えていないと言われましたし、それから市長公室長であった三

輪氏は、現時点ではそこまで特殊なものを除いて手が出せないというお話でした。さらに現在の規定の中では、条件整備をしなければできないというお答えでございました。相当大幅な拡大解釈をしないと、私が質問したような要望にはこたえられないような経過になっておることでございますが、しかし開発公社事務当局あたりでは、これはできると言っておりますし、それから先ほど触れました霞ヶ浦競輪場管理棟改築はできるが、学校、保育園はできないというのではおかしいと思うんです。さらに三輪氏はそのときに、学校、保育所の建設等については国の補助金等があり、そういう関係、県との関係等もありできないというお話でございましたが、この点では、神戸、札幌、あるいは名古屋等でもやっております。少なくとも富洲原小学校の改築のように、まるまる市単でやる事業、こういうのは少なくとも十分できるではないかというふうに思いますし、今後もこういういずれにしても霞ヶ浦競輪場管理棟の改築が、拡大解釈してできるというのでございますから、現規定もそういう運用を十分して、あるいは必要ならば規定の改定もして、今日の小中学校の建設、幼稚園あるいは保育所の建設というものについて、いま一歩積極的な施策をとるように、五十一年度の事業計画、これがいま明らかにされておりますけれども、こういう点の手直しも含めて、今後に対処していただきたいと思っております。

それから三重団地以後の住宅団地開発という問題については、市長は簡単に、物色中だというお話でございまして、もう少しこの今後の四日市における住宅政策、あるいは開発政策、こういう面をどうするかということについて、一度議会にも問題提起をしていただきながら、遅れをとらないように、積極的な方向をとっていくよう、こういうことで市長がご配慮いただくことができるかどうか、この点についてもお答えをいただきたいと思っております。

それから土地開発公社の関連で、さらにお尋ねしたいんですが、北勢公設地方卸売市場は、すでに事業委託を四月九日になされたということでございますが、この内容等について、たとえば場所、それから地元の意向とか、その折

衝の経緯とか、いつごろまでにこの用地取得を進めようとするのか、こういう点の考え方といいますか、計画といえますか、そういうものをお答えをいただきたいと思えます。

それから羽津小学校、第二小学校の用地取得については、教育委員会から聞いてないので挙げてないというお話ですが、教育委員会が市長に何も説明しておらぬというのがおかしいと思うんですね。地元にはこの用地をいろいろ協議して、この場所かどうかという形でお話も、地元との関係のお話もしておりますし、そしていろいろな事情から、五十一年度に何とかしなきゃならないがという形のお話はしているわけで、しかもそれは具体的には土地開発公社を利用するという、そういうふうな方法しかないということで、私どもは五十一年度の開発、土地開発公社の事業計画の中に具体的に何らかの形であれが出てくると理解をしておいたわけです。そうしないことには、地元で綱が張られたところの人たちとの問題もかわり、今後に非常に問題を残していくこととなりますので、この点の遺漏のないようにしていただきたいと思いますし、教育長に一度何も話をしていないのかどうかお尋ねをしたいと思います。

それからこうした一連の公社、開発公社、土地開発公社あるいは財団開発公社、こうしたところへの事業委託の問題につきましては、いろんな長期計画、総合計画、そうしたことと議会との関係、こういうものを十分調整しながら、そして場当たりにならないような処理をぜひしておきたいと思えます。この点は要望にしておきたいと思えます。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 開発公社、あるいは土地開発公社、こういった公社はもとも先行投資的な色彩を含んでるのが普通でございます。これをどういうふうにご利用していくかということは、非常にむずかしいことになって、利用し過ぎると、これは赤字を包むために利用するといったようなこととなりますし、利用しなければ利用価値が出てこないといったような問題で、どういうふうにご利用し、活用していくかということにつきましては、非常にむずかしい問題だと思っております。ただ私は絶えずこれが、この利用が過大にならないようにと心がけてきたつもりでございます。

霞ヶ浦の競輪場の施設につきましても、これは補助とか、起債の見通しが全然つかない、しかし施設を整備しなければ、売り上げもふえないといったような状況でございますので、やむを得ず私は開発公社に依頼したというような考え方でございます。

学校その他の施設につきましては、開発公社を利用するという問題につきましては、補助、起債の問題ももちろんございますが、できたら私は一般会計で賄っていきたくと思えますけれども、どうしても緊急でやむを得ないものであり、捨てておけないといったような問題については、開発公社を利用することもあるのもやむを得ないと思えますけれども、できるだけ避けていきたいと思っております。

羽津小学校の問題でございますが、これは事業計画として委託を受けるほどまだ進んでいないということでございますので、さよう受け取りを願います。

それから住宅の問題でございますが、この問題につきましては、今後の住宅建設につきましては土地があるというんじゃないで、一番考えなければならぬのは、排水をどうするかと、この問題であろうと思えます。この問題が住宅公社におきましても物色はしておるんでございますけれども、その結論が出ませんので、具体的な計画にはまだ着手しておらないというのが実情でございます。

○議長（山口信生君） 他にございませんか。

川口洋二君。

〔川口洋二君登壇〕

○川口洋二君 昭和五十年年度四日市市立病院の事業会計予算の繰り越しについて質問いたします。

公共用地の取得に当たり、非常に困難になってきたということはいつの議会にも出てくる問題でございますけれども、特に今回のようなこじれがございますと、少数の人によって反対阻止が起こってくる、こういうことによって事業が延びてくるということになってくると、今後公共用地に対する土地の取得というものが非常にむずかしくなってくるわけなんです。そういう意味で、この説明では少々納得しがたいので、きょうまでの交渉経過、並びに今後の見通しについてご説明いただきたいと思えます。

○議長（山口信生君） 建設部長。

〔建設部長（石川三太郎君）登壇〕

○建設部長（石川三太郎君）病院の改築につきましては、五十年四月に職員一名を配置し、七月に二名を追加いたしました。そして十月に建設事務所を開設いたしました。十二月に六名の職員を配置しまして、合計九名という形で事業費約二億二千万をちょうだいいたしました。いろいろ具体的に事業を進めてきたわけでございますが、何にいたしましても、病院敷地の西に当たりますところの伊倉、中川原、その下に当たります地域の三つにわたります、いわゆる上方からの排水の問題、それから道路廃止に伴いますところの問題、それから病院敷地をその両者が迂回していくというような問題、さらに道路の拡幅、用水路の拡幅、それから病院下手に通じますところの排水路の污水管等の布設等につきまして、いろんな面で地区の住民の方と密接な関係があるわけでございます。そのことにつきましては、先ほど申し上げましたような職員増加の中で、地区の理解を求め、協力をいたしながらということ、常磐地区におきましては、地区全般の会議を開き、各地区からのいろいろのご意見ご要望等を聞きながら、さらにその後は各町

ごとの自治会で説明を申し上げ、協力を求めたという形でございますけれども、広範な面にわたっておりますので、相当時間を食ったわけでございます。現在の状態におきましては、伊倉、中川原のいわゆる病院敷地の西の方につきましては、おおむね地区の同意をとりつけるという形になっておりますが、下の排水の問題につきまして、いろいろの問題が派生的に出てまいりまして、その問題で相当手間取っております。したがって、五十年で実施いたしました約一億四千万の事業費の中でも、その半分程度しか消化ができなかったわけでございます。その中でも排水につきましては、今後の見通しにつきましていまいつまでに行けるかということは、ちょっと見通しが暗い状態でございます。しかしながら、私はいろんな面でこのことしの九月議会までの間に、その問題を一応片づけていきたい、このように考えております。現在の状態ではいろいろな問題ございますけれども、あくまでも誠意をもってやっぱり理解を求め、協力を求めていきたいとこのように考えておりますが、どうしても最悪の場合につきましては、第二的な手段を考えなきゃならないことがあるかもしれない。ただし、病院の着工そのものにつきましては、一応九月でご承認をいただきながら、遅くとも十月には着工していきたい、このように考えておる次第でございます。

○議長（山口信生君） 他にご質疑もありませんので、本件についてはこれをもって報告を終了いたします。

日程第一〇 議案第五八号 昭和五十一年度四日市市一般会計補正予算（第一号）ないし

日程第三六 議案第八五号 工事請負契約の締結について

○議長（山口信生君） 次に、日程第十、議案第五十八号昭和五十一年度四日市市一般会計補正予算（第一号）ないし、日程第三十六、議案第八十五号工事請負契約の締結についての二十七件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） たいまご上程の各議案についてご説明申し上げます。

議案第五十八号昭和五十一年度一般会計補正予算第一号案は笹川団地内の学校、幼稚園及び保育所施設の整備にかかる債務負担行為の補正であります。

同団地のこれら施設につきましては、日本住宅公団資金を活用して整備を進めておりますが、今回引き続き、笹川西小学校校舎の増築事業を行うとともに、就学前児童の増加にかんがみ、新たに仮称笹川中央幼稚園並びに仮称笹川西保育園の建設に着手いたしたいと存じ、これら施設の譲り受けに要する費用の追加と笹川西中学校プール譲受費の変更をお願いするものであります。

議案第五十九号及び議案第六十号は、本年八月一日から海山道町一丁目、海山道町二丁目及び海山道町三丁目を日永出張所の所管区域から塩浜出張所の所管区域へ変更すること、並びに去る四月二十八日から効力の生じました「大谷台一丁目」について、農業委員会委員の選挙区の区域並びに出張所の所管区域に係る町名を整備しようとするものであります。

議案第六十一号職員給与条例の一部改正案は、義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律に基づき、育児休業の許可を受けた職員及び許可の期間が終了した職員の給料について、日割計算により支給するよう所要の改正をしようとするものであります。

議案第六十二号育児休業に係る給与等に関する条例の制定案は、女子教育職員、看護婦及び保母等の継続的な勤務を促進し、業務の円滑な実施を確保するため、育児休業に関する法律が施行されましたので、これに基づき育児休業の許可を受けた職員の給与等の取り扱いについて必要な事項を定めようとするものであります。

議案第六十三号市立児童館設置条例の一部改正案は、諏訪公園内の旧市立図書館について、昨年二月から「こどもの家」として運営してまいりましたが、このたび児童福祉法に規定する児童福祉施設として、条例により規定しようとするものであります。

議案第六十四号交通災害共済条例の一部改正案は、共済見舞金の額を会員が死亡した場合にあっては五十万円を七十万円に、治療期間が一週間以上一カ月未満の場合にあっては五千円を一万円に増額し、給付内容の充実等所要の改正をしようとするものであります。

議案第六十六号市立小学校及び中学校設置条例の一部改正案は、大字六呂見等の一部を海山道町一丁目に編入することによる三浜小学校の位置の表示変更及び大谷台一丁目の新町設定に伴う大谷台小学校の位置の表示変更をするため、所要の改正をしようとするものであります。

議案第六十七号公有水面の埋め立てに係る意見につきましては、霞二丁目一番地先の公有水面埋め立てについて、四日市港湾管理者の長から、本年六月三十日を期限として意見を求められたものであります。当該水域の埋め立てにつきましては、昨年九月、定例議会におきまして議決を得て意見書を交付したものであります。その後埋め立て面積に変更を生じたため、当該埋立免許申請については、出願者から取り下げがあった旨、去る五月十七日付四日市港湾管理者の長から通知があり、六月一日付をもって改めて意見を求められたもので、出願者である四日市港湾管理組合の事業計画等を調査の結果、当該埋め立てに異議ない旨を意見として通知いたしたく、公有水面埋立法第三条第四項の規定に基づき、ご提案申し上げます。

議案第六十八号土地の取得につきましては、三重団地内に公営住宅建設用地として、四日市市開発公社から土地を取得しようとするもので位置及び形状はお手元の図に示すとおりであります。

議案第六十九号及び議案第七十号は、四日市港管理組合が埋め立てをいたしました霞二丁目一番地先の公有水面埋立地二十一万六千七百五十五・七平方メートルを新たに生じた土地として確認し、霞二丁目に編入しようとするもので、位置及び形状はお手元の図に示すとおりであります。

議案第七十一号及び議案七十二号は、いずれも町の区域の変更議案でありまして、議案第七十一号は、四日市市開発公社が造成した三重団地隣接地を、三重二丁目及び三重四丁目に編入しようとするもの、並びに大字六呂見等の一部を海山道町一丁目及び海山道町三丁目に編入し、町界を整備しようとするもので、区域はお手元の図に示すとおりであります。

議案第七十三号町の区域の設定については、近鉄不動産株式会社が川島町地内において造成中の住宅団地を「三滝台一丁目」、「三滝台二丁目」、「三滝台三丁目」及び「三滝台四丁目」とし、新たに町の区域を設定しようとするもので、区域はお手元の図に示すとおりであります。

議案第七十四号市道路線の認定案は、県道平尾桜町西線の一部供用廃止による旧県道部分、前田町及び小古曾地内における水道管路敷地、小杉新町、大谷台一丁目及び東垂坂町地内において区画整理事業の施行により新設された道路、並びに和無田町及び尾平町地内において土地改良事業の施行により新設された道路をそれぞれ市道として認定しようとするもので、所在はお手元の図に示すとおりであります。

議案第七十五号は、消防自動車購入契約の締結案でありまして、富田分団用普通消防自動車並びに中消防署用普通消防自動車及び水そう付消防自動車計三台の購入について見積合せに付した結果、金額三千二百三十三万円をもって名古屋市中区上前津一丁目日本機械工業株式会社名古屋営業所に落札決定いたしましたので、同社と購入契約を締結しようとするものであります。

議案第七十六号は、養護老人ホーム改築工事の請負契約締結案でありまして、指名競争入札に付した結果、金額二億三百五十万円をもって、市内稲葉町中日本建設株式会社に落札決定いたしましたので、同社と工事請負契約を締結しようとするものであります。

議案第七十七号は、市立河原田保育園増設改築工事の請負契約締結案でありまして、指名競争入札に付した結果、金額六千八百八十万円をもって、市内北浜田町日野建設株式会社に落札決定いたしましたので、同社と工事請負契約を締結しようとするものであります。

議案第七十八号は、馳出跨線橋架設工事の請負契約締結案でありまして、指名競争入札に付した結果、金額六千三百万円をもって名古屋市中区丸の内一丁目ビー・エス・コンクリート株式会社名古屋事務所に落札決定いたしましたので、同社と工事請負契約を締結しようとするものであります。

議案第七十九号及び議案第八十号は、いずれも下水道関係工事の請負契約締結案でありまして、それぞれ指名競争入札に付した結果、橋北ポンプ場汚水沈砂池機械設備工事については、金額七千七百万円をもって名古屋市中村区花車町一丁目前澤工業株式会社名古屋営業所に、日永終末処理場土工事については、金額二億二千万円をもって市内あかつき台二丁目株式会社中村組に落札決定いたしましたので、これら業者との間に工事請負契約を締結しようとするものであります。

議案第八十一号から議案第八十五号までは、いずれも小中学校校舎等にかかる工事の請負契約締結案でありまして、それぞれ指名競争入札に付した結果、市立三重西小学校増築工事については、金額六千四百九十万円をもって、市内

生桑町木下建設株式会社に、市立桜台（仮称）小学校新築工事については、金額二億一千万円をもって、市内相生町
大宗建設株式会社に、市立富田中学校増改築工事については、金額一億一千万円をもって、三重郡川越町大字南福
崎松岡建設株式会社に、市立三重平（仮称）中学校新築工事については、金額一億六千二百十万円をもって、市内浜
田町株式会社小林組に、市立西陵中学校屋内運動場新築工事については、金額七千五百万円をもって市内小浜町株式
会社第一工務店に落札決定いたしましたので、これら業者との間に工事請負契約を締結しようとするものであります。
よろしくご審議の上、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口信生君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。議事日程に従いまして、本件に関する
審議は留保いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は六月十四日午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後三時四十三分散会

昭和五十一年六月十四日

四日市市議会定例会会議録（第二号）

四日市市議会

○議事日程 第二号
昭和五十一年六月十四日(月) 午前十時開議
第一 一般質問

○本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

○出席議員(四十三名)

加	大	大	小	宇	岩	伊	小	天	青
				治					
藤	森	谷	川	田	田	藤	井	春	山
定	多	喜	四	良	久	信	道	文	峯
	喜								
男	三	正	郎	市	雄	一	夫	雄	男

○ 欠席議員 (一名)

高 山 山 山 山 森 松 增 前 堀 古 福 平 長 橋 野
 橋 本 中 路 口 島 山 川 市 田 野 川 本 呂
 力 忠 信 安 良 英 辰 新 元 香 行 鐸 增 平
 三 勝 一 剛 生 吉 一 一 男 衛 一 史 信 元 藏 和

野 生 中 出 坪 田 高 高 坂 後 後 小 小 粉 訓 喜 川 金
 崎 川 村 井 井 中 木 井 口 藤 藤 林 林 川 霸 野 口 森
 貞 平 信 妙 基 三 正 長 寛 喜 博 也 洋
 芳 藏 夫 博 子 介 勲 夫 次 六 次 夫 次 茂 男 等 二 正

○ 議事説明のため出席した者

副 収 入 役	建 設 部 長	下 水 道 部 長	土 木 部 長	環 境 部 長	福 祉 部 長	産 業 部 長	税 務 部 長	総 務 部 長	市 長 公 室 長	収 入 役	助 役	助 役	市 長
伊 藤	石 川	奥 村	杉 本	山 北	谷 沢	斎 藤	伊 藤	阿 南	六 田	平 井	三 輪	加 藤	岩 野
涼 一	三 太	仁 人	義 広	文 彰	久 美	治 郎	輝 彦	猶 裕	清 三	喜 代	寬 司	見 嗣	齊

教
育
長

教
育
委
員
長

市
龍
川
池
一
清
郎
真

次
長

杉
本
治
秀

病
院
事
務
長

荒
木
三
郎

水
道
事
業
管
理
者

村
山
助
了

次
長

天
野
助
春

技
術
部
長

黒
川
薫

消
防
長

松
村
佳
裕

○ 出席事務局職員

事
務
局
長

佐
々
木
晃
精

議
事
課
長

小
坂
大
之
靖

主
事
長

山
崎
大
之
彦

主
事

西
口
克
徹

○議長（山口信生君） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、四十名であります。

本日の議事は、お手元に配布しました議事日程第二号のとおり一般質問であります。

日程第一 一般質問

○議長（山口信生君） 日程第一、これより一般質問を行います。

お手元に配布しました一般質問通告一覧表のとおり質問の通告がまいっております。

それでは、一覧表記載の順序に従い順次発言を許します。

森 安吉君。

〔森 安吉君登壇〕

○森 安吉君 皆様おはようございます。私、議員生活一年目の議会にトップバッターとして質問させていただきます光栄を感じております。どうか理事者におかれましてもトップバッターに対して誠意あるご答弁をお願いいたします。まして質問いたしたいと思います。

地方自治法第二百三十四条によりますと、契約は、売買、貸借、請負その他一般競争入札、指名競争入札、随意契約等の方法により締結する、とされております。そのうち、防疫薬剤買入契約に関する指名競争入札についてお尋ねしたいと思いますが、地方自治法施行令の第六十七条に、工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約で、その性質又は目的が一般競争入札に適しないもの、あるいはその性質又は目的により競争に加わるべき人の数が一般競争

入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約、あるいは又一般競争入札に付することが不利と認められるときに、指名競争入札を行う、とされております。また、行政実例として、資力、信用その他について適当である特定多数の競争参加者を選んで入札の方法によって競争させ、最も有利な条件を提供したものと間に契約を締結することになっております。

以上のようなときに物件買入契約に関する指名競争入札をすることになると思いますが、第一点として、指名競争入札に参加する者に必要な資格が問題になると思います。その資格はどんな資格であるかお尋ねいたします。

第二点として、指名競争入札に参加するために申請書とその添付書類等が必要と思いますが、その添付書類とはどんなものであるかお尋ねしたいと思います。

第三点として、規則に従って入札されているかどうかお尋ねしたいと思います。誠意あるご回答をお願いいたします。

○議長（山口信生君） 総務部長。

〔総務部長（阿南輝彦君）登壇〕

○総務部長（阿南輝彦君） ご質問にお答えを申し上げます。

第一点の指名競争入札に参加する者の資格といたしまして、物品購入あるいは工事の発注等によって処理の仕方が変わってきておりますが、工事等につきましては建設業法等の関係によりまして具体的に定めがございまして、それらの必要な許可、認可等を持っておることが条件になっておりますし、その申請書にもその添付が条件づけられております。入札に参加する者の資格ということにつきましては、これらの添付書類等にかかわらず共通の問題として、やはりいまお話の中にありましたように、資力、信用、経験、さらに手持ちの工事の場合には工事量といった

ようなもの等を見まして入札の指名の資格を決めております。入札の処理につきましては先ほど申し上げましたように、工事等の場合と物品購入との場合におきましては規則等の適用も変わってまいりまして若干違うわけですが、いずれも規則に基づきまして厳正な態度で処理をいたしているつもりでございます。

なお、ご指摘がさらにございましたら具体的に回答をさせていただきますと思います。

○議長（山口信生君） 森 安吉君。

〔森 安吉君登壇〕

○森 安吉君 資格添付書類について答弁をいただいたんですけども、はっきりしませんですけども、添付書類に社長の身分証明とか決算書とか営業経歴、そういうものをつけよと行政側の方では言ってみるんですけども、この添付書類が各社一定ならよろしいんですけども、ある会社にはこれをつけよ、ある会社にはそれはよろしいというような事実があることを、これはどうかと一つ思います。また、資格につきましても、倒産した会社は恐らく営業経歴とかあるいは納税証明とかそういうものはないと思うんですが、規則に従って本当に資格が与えられているものなら何も申しませんが、ただ、五月に指名競争入札されたオルソ乳剤についてですが、第一回に十社が入札しております。このときには予定金額を相当オーバーしたので再入札をしたわけですが、再入札の前にK商店だけ予定金額を知らせて落札をさせているわけでございます。これについては行政の方はどういうふうに考えてみえるかひとつお尋ねしたい。また、三月の指名入札にはDDVPについてもこのK商店が落札しております。DDVPは防疫薬剤です。医薬品の販売登録店でなければ販売できないにもかかわらず入札させていることについてどういうふうに考えておられるかお尋ねしたいと思います。

三点目に、倒産した架空で入札資格もない商店を育成して、善良で税金も出し、四日市市政に貢献している商店を育成する気持ちはないのかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（山口信生君） 総務部長。

〔総務部長（阿南輝彦君）登壇〕

○総務部長（阿南輝彦君） ただいま具体的に五月あるいはその以前に購入いたしました物件についての具体的なご指摘をいただいたわけでございますが、物品購入あるいは工事の発注等につきましては、先ほども厳正な態度で手続きに従い処理しているというふうに申し上げたわけですが、何分にも非常に市の購入するもの、あるいは発注するものは非常に複雑多様にわたっておりますので、担当の職員等も各部署の要求にかなうべく精いっぱい勉強をしながら処理に当たっているわけですが、ただいまご指摘のオルソ入札につきましてある商店に特別な指示をしたのではないかとご指摘でございますが、特にこういった物品購入の際に薬品の購入等につきましては、かねがねいろいろな面からのご指摘もございまして、購入の価格、あるいは業者等についてのいろいろなご意見をちょうだいいたしましたしておりますが、その価格の問題で非常に苦慮いたしております、工事等の場合には市況あるいは相場、あるいは他の自治体の購入価格等、あるいは発注価格等十分に調査をいたしまして入札を行い、その予定価格にいずれも達しておるわけでございますが、薬品につきましてはいろいろ複雑な流通の経過もあるようでございまして、その価格等につきまして、他の自治体の同一物品の購入価格等を予定いたしましたしなご意見があるようにございまして、そのような事情もございまして、ただいまご指摘の点につきましてもそういうご意見がありまして、私もよく事情を聞いたのでございますが、やはり流通の過程における三次あるいは四次というふうな形の中でその業者の形態により価格が違っておるといふ経過も長い間あったようでございまして、先ほどのK商店というふうなご表現をいただいたのでございますが、第一回の入札の経過の中で昨年同一物品についての価格を参考にしながら予定をしてお

たのが、そのようになってこないということで、昨年納入の業者である、いまお話のK商店に一体どうなっているんだというふうなことを尋ねて、そして事情を聞き、第二回の入札を行い、予定価格に達したというふうな事情になっていることがわかりました。さらに、次のご質問の医薬品を購入するという問題につきましては、薬事法によりまして所在地の知事の許可を得て医薬品の販売、あるいは貯蔵、陳列等がされるわけですが、先ほどのオルソ、DDVPこういった市の使います消毒、あるいは殺虫剤等につきましてはいろいろ調査をいたしましたところ、同じメーカーのものであってもちょっとした配合によって医薬品になったり部外品になったりというふうな、非常にデリケートな事情もあるようでございます。県の方の医事専門の職員等に、あるいは県の保健所等に問い合わせをいたしましてもどうもはっきりしないものもいろいろあるようでございますが、森議員はご専門でございますので大変明確にご判断をされるというふうに思いますが、担当者もいろいろ勉強いたしておりますので不明の点がやはり出てくるわけでございますが、ご指摘のとおり、先ほどのオルソにつきましても医薬品であつたりなかつたりというふうな事情があるわけですが、先ほどのK商会につきましては、知事の許可を取っていないなかつたりということがはっきりいたしてまいったわけでございます。その点医薬品になるものを知事の許可を持たない商店から購入した経過があるということにつきましては、担当者の今日までの不明につきましてはまことに遺憾に思い反省をいたしておるわけでございます。今後の購入につきましては医薬品であるかないかということにつきましてはできるだけの調査を行いながらこういったものの購入に当たっていききたいというふうに考えております。

三番目に、架空で倒産した商店を育成するということにつきましては私も具体的にわからないんですが、やはり物品購入をするに当たりましては、資力、信用を確実にこちらの求める品物が必要な時期に適切に納入されるということが必要条件になりますので、架空であり倒産をした業者から購入をするということについては従来考慮したことはなかつたと思います。

○議長（山口信生君） 森 安吉君。

〔森 安吉君登壇〕

○森 安吉君 架空の商店を育成する気持ちはないと口では言ってみえますけれども、実際にここから物を購入して育成している事実があるわけです。今後こういうことがないように特に注意していただきたいと思つています。このK商店は戦後医薬品の卸業として県に登録し七、八年後に経営不振で倒産しております。現在ではこの商店はないはずす。しかも市の係ではこういう店を老舗といっているんです。この老舗を知らないのかと、業者にあべこべ言っている。こういうばかげたことがあるということも理事者の方でひとつ頭の中に入れておいていただきたいと思つています。それからまた、オルソ乳剤には防疫薬剤と部外品と二種類あるわけです。防疫薬剤には厚生省のシールが添付してあります。表示には殺菌消毒剤と印刷をされております。ただ、部外品はうじ殺しと書いてあるだけでございます。この防疫薬剤を災害に使った場合には厚生省から助成金が出ますのでシール代を払っております。この部外品と医薬品と価格はシール代だけ医薬品が高くなるということで、何もかも安けりゃいいというものではないと私は思つています。

また、このDDVPですけれども、これははっきりとした防疫薬剤ですので、医薬品の登録店でないところから行政側が購入することは、これはちょっと私はどうかと思つていますので、今後そういうことのないように注意していただきたいと思います。

これで質問を終わりたいと思つています。どうもありがとうございました。

○議長（山口信生君） 山路 剛君。

〔山路 剛君登壇〕

○山路 剛君 通告に従いまして質問をさせていただきます。

昭和四十九年に市の総合計画の中に緑と太陽のある豊かな町づくりを旨として基本構想が打ち出されており、住みよい都市の建設を旨としてきめ細かい施策が推進されていると思えます。

そこで、次の三点について質問をさせていただきます。

まず最初に道路行政についてお尋ねをいたしたいと思います。

先般、建設委員会の方で初めて建設委員をさせていただきます管内視察をやらせていただきました。その中で河川の改修または公共下水の問題、または土木工事、ポンプ場等非常に幅広い土木関係の事業の規模の大きさ、また重要性を痛感した次第でございます。また、西部の丘陵地帯の団地開発でございますが、非常に湯の山街道の沿線でございますが、松本、川島、桜、その奥地にかけての公団、企業の大規模な開発が進められているのでございます。適切な行政指導はされているものと信ずるわけでございますが、この団地開発が進むにつれまして、人口の増または交通量の増加は必至だと思います。それにつれて団地と市街地との道路網についてどのようにお考えになっておられるかお尋ねしたいと思います。ただでさえ現在湯の山街道は非常にラッシュ時には飽和状態となっているのでございます。中には早い道はないかというので非常に狭い農道等にまで車を乗り入れまして、かえって農道を壊し、または川に突っ込んでおることをよく見かけるわけでございます。何とか団地と中心部を結ぶ道路網の計画についてどのようにお考えになっておられますか。また、市街地においてもそうでございますが、各四国道並びに名阪、それに通ずるインターとのつなぎ合わせ等についての道路網の計画等につきましてお考えをお尋ねしたいと思います。

次に、区画整理区域内におきまして西浦はすでに十年、浜田は五年の歳月を要しておるわけでございますが、非常に道路問題につきましては困っておるわけでございます。中にはいままで非常に舗装道路に面したところで快適な生活を送られておりましたが、区画整理が始まってから五年、十年というところもあるわけでございますが、中心部の方へ買入ものに来るのに長ぐつを下げて、買物かごへ長ぐつを入れてレインシューズを入れてまた中心に来たらはきかえて帰っていくという状態があるのでございます。雨が降るとやかましいほど早くよくせいという要望が出ておりますので、その点もひとつ限られた予算でなかなか思うように仕事がいけないのはよくわかっておるのでございますが、何とかひとつ重点的な、また効率的な事業の推進を強く要望したいと思うのでございますが、その点につきましてもひとつお考えをお聞かせ願いたいと思えます。

次に、浜田地区の交通規制の問題でございますが、この十月一日から浜田地区交通規制が実施されるようとしているやに聞いておるのでございます。昨年度諏訪地区交通規制というので、ちょうど議会のときには反対陳情がございまして議会も混乱をしたように記憶しております。また、発展会のときにはよく市の方も座談会等に出向かれまして相当地に苦労されたと思えます。そのときの課題といえますか、こういうことは早くから地域住民との話し合いの場を持って話し合いをせいと、そうすればこんなに混乱は起きなかったのじゃないかということで、昨年度の時点におきまして次に実施されようとする浜田または実施される地区においてはそのような話し合いを持って下さいと、また持つべきではないかという結論が出ておるように思っておりますが、まだ本年も十月一日から実施されるといいますが、全然地域にはそういう話し合いもございません。何とかそのような話し合いを持っていただくか、それとも昨年度警察の関係でもう実施にも持たれたので、そういう話し合いを持たなくてもこれはこうだという形で打ち出せばいいにはおさまっていくのではないかということで安易なお気持ちになつてみえるのか、その点をひとつお聞かせ願いたいと思えます。昨年度実施された中でも駐車場の問題または一方通行の問題等におきましても手直しをされておる

す。これは一方通行で右に入る、次の道が左に入ることになっておりますが、どうしても住民の方がここはこういうふうに変えてくださいというふうな点がありまして手直しをされておりますので、その点も早くから話し合いを持っておればそのような問題は無いのじゃないかということをお考えしますので、その交通規制の問題についてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

次に、コミュニティセンター構想についてでございますが、総合計画の中にも地域コミュニティセンターを行政区の単位に設置するように聞いております。その運営管理についての具体的な計画があればお聞かせ願いたいと思うのでございます。

昔からいろいろ地域活動を進める中には、昔の地方総代、現在の自治会長さんといいますが、非常に篤志家の方々が金と時間の余裕のある方が、心の温かい気持ちの持ち主といえますか、その人だけに与えられた活動のように見受けていたのでございますが、最近では一般社会の一員としての自分たちは社会をよりよくするために、自分にも分に応じた参加をしようという、また参加をしたいという関心が高まっているやに思います。できるだけそのような方の善意といえますか気持ちを無くさないように、コミュニティセンター、また、コミュニティの場を持っていただきますして、行政指導をお願いしたいと思うのでございます。

河原田地区にはすでにでき、また下野地区にも計画されておるようでございますが、また、その他の地区にはどういふふうにお考えになっているのか、また本当に話し合いの場所が少のうございます。現在もそういうコミュニティセンターの一つとしてはいろいろ老人福祉センター、勤労青年ホームとか、または老人憩いの家とかいろいろあるうかと思えますけれども、限られた団体だけでなくして、地域住民が本来に他の団体も気安く使わしていただけるようなそういう場がほしい。また、中心部は非常にたくさんあるように思っておりながらもなかなか場所がないのでございます。近鉄高架下につくっていただきました二つの会議所におきましても、もう連日満員でございます、いろいろの団体が使わしていただいて便利をさせていただいておりますけれども、公共的な用事があって、さあ使おうと思ってももうすでに予約が取ってありまして、なかなか使えないという現況でございます。そういう点で中心部の方、またはそのような施設のないところには早急にひとつそういうセンター的なことをお願いしたいと思うのでございますが、このコミュニティセンターについても構想がございましたらお聞かせ願いたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（山口信生君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） ご質問の第一点につきましてお答えさせていただきます。

まず第一番の周辺地における団地の開発に伴いまして、それと市街地を結ぶ道路との関係をどのように考えておるかということでございますが、特に湯の山街道を中心にご質問ございましたので、その辺も含めて答弁させていただきます。

近年川島地区を中心にいたしまして、あるいは桜も含め、あるいは奥地の菰野の方も含めまして、湯の山街道沿線につきましては相当な団地開発がなされているのは事実でございます。したがって、私もは特にこの団地と中心部を結ぶ都市計画街路千歳町小生線につきまして、四十八年度から用地買収に入っておりますのでございます。本年度より道路の築造工事に着手をいたそうということで準備を進めておったのでございますが、このような社会情勢の変動等もあり、また国土法の関係等もございまして、用地の先行取得をいたしました資金を早く国の方へ返さなければならぬということがございまして、これの資金の返還を先にやらなければならぬのでございます。そうい

うことで、まだ着手できないのが現状でございます。非常に残念に思っております。この路線につきましては本市の重要な幹線の街路でもありますので、私どもこれからも国の方へ早急に着工できるように運動を進めてまいりたいと考えております。なお、総体的に申し上げますと、団地開発と街路につきましてはいろいろと各地にも問題がございますので、これは財源の関係もあり、また国の予算のつけ方にも関係がございますが、できる限りご迷惑をかけるように今後とも努力をしていきたいと思っております。よろしくお願いを申し上げます。

次に、区画整理のあとの街路の問題でございますが、ご承知のように区画整理は建物移転が非常に多くございまして、これに相当な時間もかかり、この移転が終わりました後で街路の築造ということになるわけでございますが、その後街路の中へは地下埋設物としての占用の問題がございまして、こういうものを十分事前に入れておかなければいけないのでございます。たとえば水道管、下水道あるいはガスというようなものが地下埋で入るわけでございます。その後で舗装ということになります。この期間が相当かかっておるのは現状状態でございまして、非常にご迷惑をおかけして住民の方には申しわけないと思っておりますが、その地下埋を完全に全部終わるまでの期間の維持管理につきましては残念ながらいまの時点では砂利道等でこれの維持管理をしておるのでございます。したがって、こういう道路整備につきましては、道路占用との関係もあり、その辺は十分関係機関とも調整をして私も気になっておりますのでできる限り早い機会に、せっかく区画整理を行ったのでございますので、地元の住民の方にご迷惑をおかけしないように努力を今後とも続けていきたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（山口信生君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） 浜田地区の交通規制と安全対策についてお答えをいたします。

昨年十月にこの中心部一平方キロに及びまして総合交通規制が実施をされました。ご指摘のとおりこの規制を実施するに当たりましては、対象地域内の各自治会を中心にして、住民の方々の間にいろいろな議論が巻き起こったことは事実でございます。で、その当時から言われておったことでございますが、この浜田地区あるいは富田地区におきまして、今後総合交通規制が実施されるということを警察の方で計画をされております。警察の方ではただいま私の方で承知いたしておりますのは、六月下旬ごろに交通規制審議会の議を経た上で地元住民に説明会をしようというふうに聞いております。また、富田、富洲原地区におきましてもそういう交通規制審議会で審議をしてもらった上で地元住民への説明がなされるというふうに聞き及んでおります。富田、富洲原地区につきましては二月下旬ごろを目途に準備を進めているというように承知をいたしております。さらに、浜田地区につきましては、南署におきます交通課長の交替等が四月にありまして、交通課長の方で現在いろいろと検討をされているというふうに署長から私はお伺いをいたしておるわけでございます。もちろん市といたしましては、住民の皆さん方にとりましていろいろな利害の関係がある問題でございますので、関係部局で十分調整協議をしながら地元住民の方々とお話し合いを進めましてご理解、ご協力を得た上で実施に移すよう警察当局の方へ強く要望をしまいたいというふうに考えておる次第でございます。

浜田地区におきましても大体一・五平方キロくらいが対象になり、あるいは富田、富洲原地区におきましてはこれよりももう少し広い地域が対象になるというふうに仄聞をいたしておりますけれども、今後十分警察とも連絡をとりながら部内調整をして住民の方々とお話し合いを進めてまいりたい、かように考えておる次第でございます。以上でございます。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 第三点のご質問にお答えいたします。一昨年策定いたしました総合計画の中では、市民が地域的な連帯感に支えられた生活を営む基盤を築き上げるのにコミュニティの中心的な施設として老人憩いの家であるとか、あるいは公民館、児童館、市の出張所等の機能を集約した地域市民センターを建設し、市民相互の対話や意見の交流を盛んにして連帯意識の高揚に努めるということをやっております。こういった方向で私はコミュニティセンターをつくり上げていきたいと思っておりますが、このコミュニティセンターという名前で他市においてつくられておる例を見ますと、住民の集会施設といったものと、さらに行政の地域における総合窓口、あるいはまた社会教育、福祉施設こういったものを兼ねた性格のものが多いのでございます。四日市におきましても構想しておるものにつきましては本質的には地域における行政の総合せられた機関という面と、これを住民の側から見ました場合には、自主的な連帯をつくり出す拠点という面をあわせ持った施設でございます。地域の文化、教育、福祉といった市民の要求を軸といたしまして、地域づくりへ効果を及ぼしたいとする施策といたしてよいかと思うのでございます。社会教育という角度でこれをとらえますと、社会教育主事といった専門的な職員による住民の要求に応じた指導的な助言に支えられながら住民が自主的に社会教育の諸活動を展開する場ということにならうかとも思うのでございます。したがって、現在の出張所と地区公民館という機能を一層拡大した形におきまして、果たすことのできる施設、設備、あるいは人の配置、こういったものを順次普及していきたいと考えております。

○議長（山口信生君） 山路 剛君。

〔山路 剛君登壇〕

○山路 剛君 初めに団地と市街地を通ずる道路問題につきまして、千歳町小生線を準備し計画をしておるが、資金を返還せんならぬとか等でいま行き詰まっておりますというお話でございます。しかしながら、車はほとんどんふえておると思うんです。待っておってくれませんか何とかバイパス的な、初めのうちは砂利道でも結構ですので、そういうバイパス的なものを考えていただきたい。千歳町小生線は立ち退きとかそういう問題で非常にそう簡単に五年や六年で片づくものじゃないと思います。そういう点で何とかバイパス的なお考えはないのか、それとも三滝川の湯の山街道を拡幅するとか、そういうことを考えていただきたいと思うんですが、この点もよろしくお願い申し上げたいと思います。

それから、区画整理の中でいまご答弁いただきましたのですが、これもやはり予算がないからというのではおっておかれましては、いままで本当に快適な生活をしてもらったものが、本当に困るんだと、ひさしの上までどろがはね上がるというところがたくさんあるわけなんです。先般も、区画整理の方で調べましたところが、そういうところを直すところが何か所かあると。しかしながら資金が限定されてとても手がつかないという状態でございます。それじゃなくしてやはり基本的なといいますか、ひとつ考え方を集中的に考えていただきました。ここはどうしてもやってやらなければかわいそうだということだけは予算がないといわずに早急に何とかひとつめんどろを見てやっていただきたい。本当に住民の切実な願いでございますのでよろしくひとつお願いしたいと思います。

それから、コミュニティセンターの問題で市長から答弁いただきましたんですが、いまの運営面といえますか、運営管理の面でどのような方法をとられていくのかということをお尋ねしたのでございます。たとえば、出張所、公民館なんですが出張所でやられますと、日曜、祭日は休みであると、特に住民は日曜、祭日を利用していろいろの会を持つことが多いので、その点をどういうふうに考えておられるか。または住民とのつながりをどういうふうなつながりを持っておられるのか。またはそこに組織的なものをつくって自治会長または地区社協等にまかせて

いただきました管理をさせるのかどうか、それとも公民館また出張所で管理をされましていくのか、また、地区によりましてはこれはほかの地区でございしますが、中学校の中心部で空いた教室等を下の方から別に登るはしごをつくり、そこで地区の自治会長に管理をさせたり何かしまして利用されているところがあるのでございます。そういう方法で非常に場に困るのでございますが、そういう住民とのつながりで住民があそこであつたら本場に寄りよいというようにところをつくらせていただくと、名前だけ体裁のいい名前でなくてもよろしいので、本当にそういう場をつくらせていただく、そしてまた住民が何の抵抗もなしに気安くそういう活動に参加をできるというような組織体系のご指導を願いたいと思ふんです。

コミュニティセンターの住民とのつながりをどうお考えになっておられるのか、それから湯の山街道のバイパス的なものはもう予算がないからできないのかどうか、その点について二点だけ再度お伺いしたいと思います。

○議長（山口信生君） 土木部長。

〔土木部長（杉本義広君）登壇〕

○土木部長（杉本義広君） 千歳町小生線のバイパスでもできないかというお尋ねでございますが、考え方といたしましては四日市土山線の混雑状態から申し上げますと、三滝橋方向から、三重地域から出てくる交通、それから神前方面から柳橋を通して出る交通、このあたりが最も交通渋滞の激しい混雑を来たしている個所でありまして、これに対する何らかの道路のバイパス的施策はないかということにつきまして検討しておるわけなのでございますが、大谷墓地に通ずる一つの市道があるわけでございます。これを経由しまして計画道路であります千歳町小生線に入れば、松本昌栄線に通ずるということが考えられるわけなのでございまして、この間の千歳町小生線の街路の促進がただいま助役が申し上げましたように行き詰まっているということであるわけでありまして、これの促進方法につきま

しては、いろいろ国等の予算の制約があるわけなのでございまして、街路事業一本やるにつきましては最少数億円以上の金がかかるということでございまして、このバイパスをやるにつきましても大谷墓地までの松本の交差点、西日野大井手線の交差点から大谷墓地に通ずるところまでの距離が一キロ半でございますが、計画幅員十八メートルで行いますと数億円かかるわけでございます。何といひましても億単位の金が出てくるのでございまして苦慮しておるわけなのでございますけれども、せめてこの間だけでも暫定の幅員で四車線を二車線、一応ただいまご質問にありましたように砂利の道といったような形でもできるだけ早く建設できるように今後十分と配慮させていただきますと思っております。

また、区画整理の区域内の区画道路の未整備の問題でございしますが、西浦地区につきましては事業のスタート当時稲葉町内部線、当時の路線名でございしますが、これの管理者負担金だけでスタートしたんですが、あと単費で全部やるということの考え方でスタートしたわけなんです。その後事業が遅々として進まない関係で区画整理にしまして、四十八年度から補助事業に採択いただきました。そのときに区画道路の舗装の整備につきましても補助対象にしていたかどうかという形になっているわけなのでございますが、舗装は最終的にできるわけですが、地下埋の関係等がございまして手戻りが生じてまいりますので、砂利道でごしんぼういただいております。そこらでございまして、そこらで問題が出てくるわけなのでございまして、そういった問題につきましても道路整備のあり方について十分と検討させていただきますと思ひます。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） コミュニティセンターのうち、公民館的な、あるいは公会所的な機能を持つ部門につきまし

ては、これは出張所とは性格が違うわけでございますので、日曜、祭日は休みといったようなことでは困ると思えます。あくまで住民の方々が利用しやすいように、使いやすいうように入りやすいように運営を心がけていきたいと考えます。

○議長（山口信生君） 山路 剛君。

〔山路 剛君登壇〕

○山路 剛君 お答えいただきました点で要望だけを申し上げさせていたただきたいと思えます。

道路の建設とか、また何かにつきましても、東京、大阪に行きますと、本当に大きな高層ビルの中をクモの巣のように大きなハイウェイが通っておるわけでございます。四日市の場合そこまでは将来考えなくてもいいというご意見があらうかと思えますが、中心部を通過する交通とか、またそういう今後三十万、五十万になったときのひとつ総合的な計画等も打ち出していただきましてやっていただきたいと思うわけでございます。限られた予算でございますので、十分なことはできないにしても、その中でも緊急な事態重要な事態だけを取り上げていただきまして、住民の要望にこたえていただきたいということを切に要望するわけでございます。

また、コミュニティセンターにおきましても、そういう地域の住民の要求があるのでございますから、うまくそのような利用するというとおられますが、そういう方々の熱意をひとつ利用していただきまして、地域が本當になごやかな地域づくりのために、ひいては住みよい町づくりのためにひとつ貢献していただきたいということであろうと、うまいことお願いしたいということを要望いたしまして質問を終わらせていただきます。

○議長（山口信生君） 暫時、休憩いたします。

午前十時五十七分休憩

午前十一時十五分再開

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

大森多喜三君。

〔大森多喜三君登壇〕

○大森多喜三君 通告に基づきまして、以下四点につきましてお伺いを申し上げます。

まず第一に、請負業者の指名審査についてでございますが、この問題につきましては先ほど私どもの会派の森議員からご質問があったのでございますが、森議員のお尋ねは大体各論的なものでございますが、私は総論的な抽象的な問題について二、三お伺い申し上げたいのでございます。

請負業者の方々におかれましては、指名競争入札でございますので、何が何でも指名業者に推薦してもらわなきゃならない。指名業者になるというのが一番肝心なことでございます。指名業者になりますれば落札の機会もございまずし、また当市の関係の業者の方々にはないと思えますが、ときによりましては談合の機会もあるし、あるいはまた話し合いの機会もある。そのために業者の方々は何とか指名に推薦してもらいたい、選定してもらいたい。こういうので血道を上げられるのは当然のことではございますが、しかし、当市におかれましては指名審査会を設定せられまして、慎重審査をしておられるのでございます。確か昭和四十八年十二月だったと思えますが、総務委員長から議長あてに四日市市の審査の制度は一番優秀だと、こういう報告が出ておるのを拝見したことがございますが、そのように当市におきましては慎重審査をやっておみえになりますので、いろいろ私も他市におきますような不祥事件が皆無でございますので、私どもこの点につきましては平素からその手がたさに対しまして敬意を表しておるのでござい

ますが、しかしながら、おか目八目と申しますか、あるいはまた素人の悲しさと申しますか、ときには不思議に思うこともございますので、その点二、三についてお尋ね申し上げたいのでございます。

昭和五十年度におきまして市議会の承認を求められました六千万円以上の工事請負の中で、学校建設とか、あるいは公営住宅の建設、そうした建設を主体といたしました案件十三件をより抜きまして調べたのでございますが、大体一件当たりの指名業者は十名程度でございまして、延べ百三十名程度の方が指名業者に選定せられて、この百三十名内外の方々が十三の工事請負に参加をされたのでございます。その内訳を申し上げますと、生川建設が八回、久志本組、角田建築、木下建設が各七回、それから、伊藤建設六回、尾崎建設工業、多田建設、石産建設工業、松岡建設、中日本建設、暁建設が各五回、高木組、池畑組、伊藤彦組、大宗建設、小林組が各四回でございまして、山本英組が三回、中村建設、三建工業、河北組、第一工務店、朝日土木、生川コンクリートが各二回でございまして、堤組、杉本組、高砂建設、中村組、伊藤組、大豊建設、三菱建設、名工建設、石原化工建設、早川組、山本邦組が各一回の指名になっておるのでございます。指名されました業者は大体三十四社でございまして、こうした業者の方々にはAランクかBランクかは存じませんが、六千万円以上の工事請負をやる能力のある業者はまだこのほかに、三十四社のほかに二十業者程度あるようでございます。四回以上指名されました業者は十六業者でございまして、一回、二回より指名されないのが十七社でございます。後の二十業者はゼロとなっておりますのでございます。結局十六業者の方々全体が約六五〇を占めておられるのでございます。ということは約三分の一の業者で指名の六五〇を独占しておられるのでございます。こうした結果でございしますが、しかしながら、過去の業績とか、あるいはまた、従業員の数とか、あるいは資本金、技術の力というものもいろいろ要因はあると思えますが、一年のうち七回も八回も指名される業者もあるかと思えば一回程度の業者もあり、あるいは全然指名してもらえない業者も約三分の一以上あり、あ

まりにも格差が大き過ぎるような気がするのでございます。六千万円以上はそうだが、六千万以下の工事請負でカバールをしておるのだ、こういうふうに言われるかは存じませんが、六千万以下にはやはり六千万以下の工事規模に対応するような、BランクかCランクかは存じませんが、業者群があるのではなからうか。その業者群の中でまた指名推薦のアンバランスがあるのではなからうか。端的に申し上げますと六千万以上の工事につきましても六千万以下の工事につきましても指名についてこうしたアンバランスがあるのではなからうかと思っております。よい悪いの問題ではございません。本当に素朴な疑問でございまして、素朴な疑問であり素朴な質問でございしますが、どうかこの点につきましてどうしてこんな格差が出来るのかということをご説明願いたいと思っております。

それから、指名審査をする場合に建設業協会に入っておられる業者か、あるいはまた入っておられない業者かこうした間に格差があるのか、差別があるのかどうか。建設業協会に入っておれば指名をうんとしてもらえる、あるいは入っておらないと指名をなかなかしてもらえない。こういう差別があるのかどうかということについてお伺いを申し上げますのでございます。本項につきましては以上の二点についてお伺いを申し上げます。

それから、第二項の問題でございしますが、近鉄高架下駐車場の建設状況についてでございますが、近鉄高架下駐車場につきましては昨年の確か七月二十八日だったと思えますが、岩野市長から近鉄の今里社長あての文書で鶴の森一丁目で二カ所、それから西浦一丁目で二カ所計四カ所五千二百二十八平米の土地を駐車場として仮使用させてもらいたい、こういう要請を出されたのでございしますが、九月十八日の文書をもって今里社長から料金その他もろもろの問題はあるけれども、駐車場という問題は、これは緊急を要するものであるから、駐車場としての仮使用を承認いたしましよと、かような返答がありまして、市におかれましてはその後の承認のいわゆる認可と申しますか許可を受けて開発公社とご相談なすって、工事について開発公社に委託をされたそうでございますが、その後の工事の進

行状態はどうかこの点について伺いを申し上げます。

鶉の森一丁目の近鉄の南側でございますが、高層高架の台体になる地点は大体八割程度工事は完成いたしておりますが、後の三カ所については一体どうなっておるのか。開発公社の五十一年度の事業計画を拝見いたしましたも、あるいはまた予想損益計算書を拝見いたしましたも、高架下の駐車場に対する投資はわずか四百四十万程度より見込んでないのでございます。一体これはどういうふうな進行状況であるかということをお聞かせを願いたないのでございます。駐車場に対する市民の要望が強いために仮使用を要請されたものだと思います。早く駐車場をつくってもらいたい、こういう市民の要望にこたえるために仮使用を申請されたと思うのでございます。そうすれば一日も早くつくってもらいたい。

最近近鉄の駅前の地下駐車場とか、あるいは諏訪の公園の地下駐車場の計画とかいろいろそういう問題が出てまいります。これは高架下のいわゆる駐車場建設がはかっているために、市民の方々がしびれを切らしましてああでもしよう、こうでもしようという計画が出てくるのではなからうか、高架下の駐車場のおくれに対する市民の方々の焦燥感のあらわれではなからうかと思うのでございます。仮使用を承認された四カ所の建設状況並びにその見通しについてお尋ねを申し上げます。

次に、確か全員協議会だったと思いますが、駐車場並びに自転車置場十二カ所七千五百平米の借上料につきましては近鉄側と合意に達したという報告をいただいたのでございます。一番肝心な料金につきまして合意に達しましたならばもう早速かかってもいいんじゃないか、駐車場あるいは自転車置場をつくるために工事にかかってもいいんじゃないかと思うのでございますが、そうだったら仮使用の四カ所以外の予定地でございますあの鶉の森の六地藏中川原線以南の四カ所、それから湯の山線の下の三カ所の建設計画はどうなっておるのか、あるいはまた特に私お聞きしたい

のは、自転車置場はいつできるのか、ちょうど今近畿工業の確か現場事務所になっておるところが自転車置場になるかどうかとは予想するのでございますが、その自転車置場はいつできるのか。と申しますのは、近鉄の駅の南にりっぱな公衆便所がございます。その公衆便所の奥に身体障害者の方々のためにそれこそりっぱな専用の便所がつくってあるのでございます。そのりっぱな身体障害者の方々のための便所の前には一ぱい自転車ははってあるんです。そうしてだれも入れない、身体障害者の方はもちろん一般のものだれも入れない。ヘリコプターでもなければ入れない。こういう状態でございます。せつかくの福祉施設が死んじゃうのでございます。こうしたことのないように一日も早く自転車置場をつくってもらいまして、こうした弊のないようにお願いを申し上げます。

次に、建設工事の維持管理一切を含めましていっさいが開発公社に委託するというのでございますが、開発公社では借地料の問題、あるいは駐車料金の問題、こうしたことから果たして黒字経営ができるかどうか、不安のままに委託をしようとおることでございますが、開発公社も一種の公企業でございますが、損益計算を考えるのは当然でございます。あの鶉の森の南の方の駐車場、あるいはまた、湯の山線の下の方の駐車場が果たしてお客さんがあるかないのか、果たして一日に五回回転するか三回回転するかわからない経営に対して自信がないのが当然でございます。それよりも何とか市の直営でやる気はないのか。とかく不安定要素のある事業は開発公社にやらせるというような安易な考えを捨てられまして、市の直営でやる気はないのかと思うのでございます。中央駐車場、それから国鉄のそばにある駐車場、それから諏訪公園にある駐車場、それから今度は高架下の十一カ所を入れまして全部プールにいたしましたならば採算の点につきましてもあまり不安がないんじゃないかと、かように思うのでございますが、何とか直営でやっていたらいいと思ふのでございますが、市長のお考えはどうか、このことにつきましては仮使用の四カ所、それ以外の十一カ所、自転車置場、それから開発公社より市の直営でやっていたことができないか、

この点についてお尋ねを申し上げたいのでございます。

それから第三でございますが、法務局の四日市支局の後の敷地の問題でございますが、聞くところによりますと法務局の方から市に対して払い下げを受ける意向があるのかどうか、こういうふうな打診があったそうでございますが、市長は払い下げを受けるご意思があるのかどうかお聞きをいたしたのでございます。消防本部の敷地は現在四百坪程度と承っておりますのでございます。消防本部は中署と同居いたしておるのでございますから、人員の点で、あるいは装備の点におきまして現在でも手狭ではなからうかと思っております。時代の要請に応じまして今後消防力はますます増強されるものと思っております。機械器具も大型化いたします。だから格納の場所もない、あるいはまた職員の訓練棟もない、工場災害予防のための研究施設も将来はつくらなくてはならない。こうしたことを考えますときに現在の敷地ではとても賄い切れないのではなからうかと思っております。もし法務局の後が民間でも払い下げられましたならばおそらく近い将来におきまして消防本部も中署も狭いために移転をせざるを得ない事態が来るのではなからうかと思っております。そのため将来を展望されまして、現在においてはある程度値が高くとも払い下げを受けておく必要があるのではなからうか、かように思っておりますが市長のご意見を承りたいのでございます。

最後には、橋北地区の公共下水の問題でございますが、この公共下水は昭和四十六年から始まりまして、当初の計画では五十年には完成することだったのでございます。五十一年に相なりますれば臭いどぶ川もなくなるし、水洗便所もできて快適な生活ができると、こういうことを市民は楽しみに待っております。が、家を改築したいけれども水洗便所ができるのだらそれまで待とう。せっかくの家の改築まで待って首を長くして待っておったんでございますが、五十年になりましたも五十一年になってもねっからできない、一体いつごろできるんだと、こういう

ますと、大体六軒通りから北の通りまでは五十三年にできるんだ。そうしたら陶栄町の北とか、あるいは六軒通りの北の旧国道あたりはいつできるんだというと、まず五十六年度だわなあ、とこうおっしゃるが、だわなあ、ということはどうでもええわ、ということに通ずるのでございまして、私ども非常に不安に思っておりますのでございます。予算の関係あるいは国庫補助の関係がございましておくれるのも当然かと存じます。どうしてこんなに遅れたか。この理由についてご説明をいただきたいのでございます。また一年でも早く完成してもらいたいというのは地区住民の総意でございます。この事業が完成するのはいつなのか、まことに申し訳ございませんが、いつ完成するのか、その時点について明確にお知らせを願いたいのでございます。これをもちまして私の第一次の質問を終わらせていただきます。

○議長（山口信生君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） ご質問の第一点、請負業者の指名審査についてお答えいたします。

公正な指名をするということが最も重要なことでございますが、指名業者の選定ということは請負工事指名競争入札参加者選定要綱というのがございまして、この要綱に基づきまして、各業者を一応四つの等級に区分をいたしております。これは業者の前年度の受注高、あるいは資本あるいは従業員構成等を参考にいたしまして、等級に区分をいたしておるわけでございます。そこで市の方で発注をする工事が出ました場合にこれらの有資格者の中からそれぞれ工事業者が持っております手持ち量、あるいは発注をされます工事の内容等を勘案をいたしまして、調達契約課の方で主管課と相談をして指名業者の原案を審査会にはかるわけでございます。この場合いつでも問題になりますのは指名業者の指名回数ができるだけ公平にいくということを主眼にいたしまして審査をいたしております。もちろん

工事の種類によりましては非常に資格はありますけれども、まだまだ不安であるというような場合もございます。いろいろ議論があるところでございますけれども、年間を通してランクごとにはほぼ同じような指名回数になるように努力いたしております。全部が全部びたと同じようになるというわけにはまいりませんが、それぞれのランクごとに大体同じような回数の指名がいくということに努力をしておるわけでございます。ただし、その年間に大きな工事を受注しておる業者があります場合には、あるいはほかの業者と比較をいたしまして受注をしていない業者と比較をいたしまして、回数が少ないということは当然あるかというふうに考えております。本年度もそうでございますが、大体工事の発注の大半が六月に集中をしております。今年度は六千万円以上というのは現在おはかりをいたしております八件に一件、追加でお願いをしようと思っておりますが、五千万クラスの工事七件、十六件について発注をしようというわけでございますけれども、そのうちAランクの業者は六回、Bランクの業者は五回というような回数を大体合わせた形にするように努力をして指名をいたしておる次第でございます。たまたま工事を受注しておる業者等がございまして、必ずしもびたと全部の業者に同じ回数の指名がいくということはなかなかむずかしいわけでございますけれども、できるだけそういうことには気をつけて審査をしておるつもりでございます。

それからご指摘のありました第二点の建設業協会のアウトサイダーの問題でございますけれども、アウトサイダーだからといって特別、協会の加盟者と差別をするということはいたしておりません。

以上でご了解を賜りたいというふうに思います。

○議長（山口信生君） 土木部長。

〔土木部長（杉本義広君）登壇〕

○土木部長（杉本義広君） 高架下の駐車場につきましてお答えいたします。

近鉄の高架下の利用計画の協議の関係で若干当時いたしましたしましては協議がおくれる見通しでありましたので、四カ所につきましては仮使用の手続きをとったわけでございますんですが、その後協定が成立いたしましたして、一応本使用といえますか全部の駐車場計画につきましては話し合いが成立しております。そこで、四カ所の状態であるわけでございまして、各古屋線におきまして駅を中心といたしまして南二カ所、それから北二カ所がさしあたり当面建設を予定している場所でございます。南側のすぐ阿瀬知川から南、鶴の森道路の中ほどまででございます。ここは四十四台を収容できる予定でございまして、これは七月にオープンする予定で着々と進んでおるわけでございます。それから南でございますが、場所といたしましては朝銀前になるわけなでございます。ここに三十九台収容のできる駐車場を考えております。それから北へいまして、天理教のちょうど東あたりにあたるわけでございますが、ここに二十九台、それからその北にいきまして稲葉町大井手線のちょうど南あたりになるわけでございますが、五十八台と、この三ブロックにつきましては今年度二期工事というように考え方で五十一年度末までに完成をする予定でございまして、その他の個所につきましては残り名古屋線になるわけなでございます。場所といたしましては六地藏中川原線から兩新正寄りのところで三ブロックございまして百十七台収容できる計画を持っております。それから、湯の山線の方におきましては天理教前から市立病院の西の通りまでの間に三ブロックに割りまして百十五台という計画でやるわけでございますが、この建設につきましては一期工事五十一年度末までに施工し、供用開始した結果によって引き続き着手したい考えでおります。

また、自転車置場につきましては阿瀬知川の上に百台、湯の山線のちょうど天理教の前あたりになります百二十七台計二百二十七台のスペースで予定しておりますが、この建設資金につきまして相当額の費用が要るわけなでございます。先刻議会にもご答弁いたしましたように、資金計画のめどがつくまで本事業につきましてはかかれな

といったようなことでありますので、さしずめ早急に近鉄との使用協定もできているわけなのでございますから、暫定的な方法で使用するできるように進めてまいりたいと思っております。

それから、これの管理運営につきましては開発公社の方でお願いをするように事務局としては今後を進めていきたいと思っております。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 第三点につきましてお答えいたします。

旧法務局の跡地につきましては、国では法務合同庁舎の建設財源の一部に充てるために処分が予定されているのでございますが、できれば公共団体に買われるのが望ましいとして市に対しても買い受けの意思並びに使用目的等の照会をしております。ご指摘のございましたように市の消防施設の拡張用地としては適当であります。価格、条件等が折り合いました場合には改めて議会におはかりいたしまして買い受けたいと思っておりますので、その節はよろしくお願い申し上げます。

○議長（山口信生君） 下水道部長。

〔下水道部長（奥村仁人君）登壇〕

○下水道部長（奥村仁人君） 橋北地区の公共下水道についてでございますが、この地区の排水区の面積は百七十一ヘクタールでございます。昭和四十五年からポンプ場の築造にかかりまして、昭和四十六年には雨水対策を主目的にいたしました六軒道路からの幹線管渠の布設をやっておったわけでございまして、現在幹線、準幹線の整備を行っております次第でございます。

それから、各戸に直接関係いたします支線につきましては戦災復興の地区を主といたしまして、下流側から順次整備を進めてきております。五十年末現在の整備状況でございますが、地区全体に対しまして大体二五〇程度、戦災復興地域に対しましては約六〇〇程度の整備状況となっております。

第四次の下水道整備五カ年計画に基づきまして昭和五十五年度末までには全体の面積の五十四〇を目標としております。

戦災復興地区につきましてはそのほとんどが完了するように予定しておるわけでございます。

五十一年度の事業でございますが、主として新浜町の幹線の布設に当たらせていただきますが、六軒道路北側につきましては東新町交差点から北への準幹線工事と京町の一部で管の布設を主として行わせていただきます。旧東海道六軒道路より北側の地区、それから国道西の陶栄町の地区につきましても漸次五十二年から五十五年の四カ年間の中で整備を終えるように計画をいたしておる次第でございます。

なぜ当初計画よりおこなわれているのかというご指摘でございますが、国が第三次下水道整備五カ年計画ということで四十六年から五十年までの計画を進めてまいったわけでございますが、この国の第三次計画の達成率が五五・五〇でございます。本市の場合の五カ年計画の達成率は五六〇となっておりますわけでございまして計画どおりの事業の推進ができなかったものでございます。この橋北地区の整備計画につきましても、この第三次下水道整備五カ年計画によつてやらせていただいておりますが、地区全体の四三〇の整備目標に対しまして、ただいま申し上げましたように達成率は二五〇にとどまっております。

それから戦災復興地区につきましては大体一〇〇〇を目標にしておったわけでございますが、それが六〇〇の進捗にとどまっただけでございますが、これは国の事業抑制のために本事業を縮小せざるを得なかつたのと、国の補助割

当がスローダウンしてまいりまして事業が伸びなかったために計画どおりの進捗をしなかったものでございます。本年度を初年度といたします第四次五カ年計画につきましては、国の方でも水洗化の普及率の大幅なアップでございます。すとか、水質汚濁防止等予算割り当て面でも事業施行の面でも積極的に態勢を示しておりますので、本年度からの計画に基づきまして効率的な整備を進めてまいりたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山口信生君） 大森多喜三君。

〔大森多喜三君登壇〕

○大森多喜三君 いろいろとありがとうございます。

助役のご答弁で最初の問題、指名業者の問題につきましてはなるべく公平にやりたいんだと、そういうふうに行ってきたんだとおっしゃいますけれども、現実には私が申し上げたようにアンバランスがある。こういうことについてもっとしっかりお聞かせを願いたかったんですが、しかし、これ以上申し上げるのもどうかと思います。ことはなるべく公平に一人の業者に五回、六回、こういうふうな割り当てを考えておるんだ、こういうお話でございますので理解する次第でございますが、こういう問題は非常にいわゆる注目されておる問題でございますので、十分のご注意を願いたいと思います。

古い話でございますが、単なるうわさでございますが、昔この庁舎を建設されるときに、大手の業者が五社あったと、この五社が指名業者になると思っておったところが二社が追加された。そして落札したのは七番目の業者だったと。あれは七番目の業者に落札させるために二業者を加えたんだ、とこういううわさも飛んでおりましたし、また六番目の業者が、おれを当て馬にしやがった、というのでやけ酒を飲んで交通事故にあったという、これもうわさでございますが、そういうことも聞いておるのでございます。

また、昭和四十八年でございますが、海蔵川の川じりの排水ポンプの工事請負に際してでございますが、あのときにある業者が確か指名審査会は十一月だったかと思えますが、それからさかのぼること四カ月、七月ごろに今度あの指名はおれのところは入るんだからどうかそのときにはよろしく頼む、といって大手の業者は歩いておった。これはどうじゃいなと思っておりましたところ、十一月十日前後に指名審査会が開かれたところ、案の定その業者が入っておったと、しかもその業者に落札した。一体これはどういうことだ、指名審査会なんていいかげんなんじゃなにかといううわさも飛んだこともございます。これは根も葉もないうわさでございますが、そういううわさも飛んだことがございます。いかに手がたくいましておりましたもあらぬうわさが飛ぶ場合があるのでございますから、慎重に万全を期していただきたいのでございます。六月五日の朝日新聞でございましたが、自治体汚職が列島汚染とセンセーショナルな見出しで、本年当初から現在まですでに百二十八名の汚職公務員が出た、しかも中の百六人は地方公務員だと、こういう記事も載っておったのでございます。それからあらぬか同月初めでございましたが、自治省におきましては各自自治体に対しまして、綱紀粛正につきまして次官通牒を出したんでございますが、その次官通牒を受けましていろいろ自治体は反応を示しておるのでございますが、愛知県の津島におきましては、それらしいこっちゃというので係長以上の公務員と業者との面接を禁止したそうでございますが、これはあまりえらいと思えます。業者がやってくる、顔みたとたんにおいらトイレに行かんならぬと出やんならぬ、ということ逃げようなことではあまり窮屈過ぎますが、それぞれに次官通牒に対して各自自治体は反応を示しておるのでございます。本市は先ほど助役からお答えのようにりっぱな姿勢で臨んでおられますので、われわれ意を強うるのでございますが、本市にとりましては初めての大きな工事、市立病院の建設工事の問題もありますので万全を期していただきたいことを要望いたします。本件については打ち切りしたいと思います。

それから、建設業界の問題でございますが、これはおっしゃるとおりでございます。了承いたします。

それから、高架下の駐車場の問題につきましては土木部長からいろいろご答弁があったのでございますが、大体仮使用を承認された四カ所については本年度中にできるんだと、こういうお話でございます。それ以外のところははいせん金がないのでできないんだと、要約するところだと思えますが、金がないからできぬと、これはどうもおかしいのじゃないですか。こういう駐車場の必要ときに資金計画が立たんだ。金がないからできぬんだ。これは市民に對して言いわけが立たぬと、かように思うわけでございますが、ひとつこの点につきましてはよく考えてもらいます。市の直営に予算化していただいて議會の方々の承認を得れば、これはできるんだ、簡単なものじゃないかと思えますが、そんなむずかしく考えんとどうかこれを早くしていただきたいと思っております。

どうもおそいおそいということにつきまして、私はきょうは庁舎の東側の北のエレベーターに乗ったのでございますが、あれはおそいですか。(笑声) 五階まで行くと途中下車がしたくなる。ああいうテンポじゃいかぬ、せめて西側のエレベーターぐらいのテンポでやってもらいたい。この点をお願い申し上げる次第でございます。

それから、開発公社に委託するというこの問題はひとつよく考えていただきたい。こうした不安定要素のある事業を開発公社に押しつけるということは、将来にわたりまして開発公社自身が事業の面であるいは經理の面で伏魔殿化するおそれもございまして十分ご留意をお願いしたいと思っております。

それから、次の公共下水でございますが、下水道部長、上手に答弁されましたが、あれは国の計画がこうだからおくれたんだと。まことに名答弁でございますが、それも了承しなければ仕方がございませんので、どうぞひとつ一日も早く公共下水ができてまして地区の住民から、あのくみ取り便所のおいから解放してもらいたい。一番しまいに臭い話になりましたが、この点要望いたしまして私の質問を打ち切りたいと思えます。まことに

ありがとうございます。

○議長(山口信生君) 暫時、休憩いたします。

午前十一時五十分休憩

午後一時二分再開

○議長(山口信生君) 休憩前に引き続き、會議を開きます。

なお、教育委員長は、午後二時より公務のため退席いたしますので、ご了承願います。

大谷喜正君。

〔大谷喜正君登壇〕

○大谷喜正君 岩野市長が本年十二月の任期を六カ月後に控えまして、再度立候補される意思があるのかないのかと、こういう話題が市民の間でかなり高まっております。さかのぼって、昨年十二月議會で、前川議員から、「岩野市長が再度立候補する意思があるのかないのか」と、こういった質問に對しまして、「三月の定例会でその意思表明をしたい」と、このような答弁をなされたのであります。そのことにつきまして、私どもの会派、市民クラブにおきましては、三月の定例議會の代表質問に、市長が再出馬の意思を固められて、引き続き市政を担当する決意があると表明されれば別であります。どうもその時点ではそうでないように感じ取られておりましたので、私どもといたしましては、次の三つについての理由から、すなわち一つ、昭和五十一年度の予算編成の責任上、議會の審議も終わらない時点で、去就を明らかにされることは、行政執行上の上で人心に動揺を与えて好ましくありません。二つ、欠員中の収入役人事を早く定めて一定の安定期までは三役は一体となって市民要求の行政に専念される責任があると。三つには、

市制始まって以来の大事業とも言うべき市立病院の建設の見通しを早く立てる責任があるというような理由から、市長の表明が、市民に与える影響がいかに大きいかを、十分に留意されて、慎重であってほしいという趣旨で私は代表質問をいたしました。それに対して、岩野市長は、「再度立候補することはきわめて消極的であるが、いろんな要素が錯綜しているのです、いましばらくの間決定的な意思を表明することは猶予してほしい」と、こういった答弁をいただいたのであります。その後、時日も三カ月を経過しましたが、市民の間では、市長選挙の話題、関心が日増しに高まる声の中で、ある人は、「こんな財政の苦しい時代を乗り切るためには、健全財政通の岩野さんが最も適材で、さらにもう一期はどうしてもやらねばならない」という人、またある人は、「いやこの前九鬼さんの後、立候補されるときには、いやがっている岩野さんを無理やりに引っ張り出したときのいきさつを思うとき、多分再出馬はされないであろう、あの人はやさしそうに見えても、なかなかがんこ者だから」といろいろなうわさが取りざたされております。こんな話題やうわさは、当然岩野市長もいやと言うほど耳にされ、そのことにつきましては、当然心の準備や整理も十分なされているものと推察されますので、お尋ねするわけですが、どうですか、市長、再度出馬立候補をされますか、それとももういやですか、どちらかのご心境をこの機会に表明していただけないものでしょうか。慎重型岩野さんのことから、あるいは意思、態度が万が一にも決っていないとすれば、いつごろに決められ、表明されるおつもりでしょうか、念のためつけ加えてお尋ねをしておきます。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 現時点で、今後の四カ年間にわたって、激動する社会情勢に的確に対応して、市政を運営することは、健康上、また精神力から考えまして、万全を期することは困難であると考えておりますので、立候補する

ことは考えておりませんので、どうぞご了承くださいたいと思います。

○議長（山口信生君） 大谷喜正君。

〔大谷喜正君登壇〕

○大谷喜正君 岩野市長が、任期一期間の四年で、心身ともに疲れて、今後の行政を担当するには自信を失って、恐らく新しい気魄に満ちた後継者に道を譲りたいというご心境の意味から、再度の立候補を断念するとのご答弁をされたのであります。そう言われてみると、どうもああも言いたい、こうも述べたいと思っていたその意欲もどこえやら消え去っていくような感じがするのであります。

昭和四十七年十二月に、市長に就任された節に、いろいろと公約なり決意なりをお持ちになっていたと、今日まで三年六カ月経た現時点において、どの程度その公約なり決意なりが果たし得たかといったことについて、お尋ねするわけでありませんが、たまたま去る三月の定例議会で、私の質問に答えられた言葉の中に、「従来の産業経済の重点施策から、民生を中心とした市行政に方向づけたことを心ひそかに満足している」と、こういう表現で述べられたことを思うわけでありませんが、確かにそのとおりであると理解でき、またその努力に對しましては、高く評価をされており。しかしながら、民生を中心にしたと言われてみましても、他の事業と異なりましてその行政の範囲や内容も無限とさえ思われ、感ぜられ、とりわけ今日のような住民要求の多様化時代におきましては、かなり長期的に一貫した行政を貫かなくては、その芽生えも実行も望めないのではなからうかと思われ。また、去る三月の私の質問に對するご答弁の中に十分と満足できるはずもなく、その基盤の確立も疑問視されます。また、去る三月の私の質問に對するご答弁の中で、市長の任期は四年であるが、市の生命は永遠である。この間人はかわってもかわらなくとも市というのは不変に繁栄を重ねて建設されていくものである。種をまく人、それを育てる人、あるいは収穫をする人、人それぞれの

時期において、それぞれの任務において収穫が異なってくるというような表現でご答弁をいただいたのであります。まことにそのとおりで、そのことを否定するものではございません。ただ私がここで強調したいと思ふことは、たとえばAという人がせっかくと良質な種をまいて、ようやくに芽生えさせることができたといつても、収穫の時期までには水も与えねばならないでしょうし、肥料も施さなくてはならないでしょう。また、生育を阻む雑草等も取り除かなくてはならないことはもちろんであります。いろいろな努力と過程を経た結果、初めて収穫につながるわけですが、ここでAの跡を継ぐBという人がいろいろと育てる努力もせず、芽生えたままに放置するとするならば、収穫どころか種のまき損になることは理の当然であります。

そこで、市長、従来の四日市行政が産業経済重点施策によって一応の形態を整えることができたので、あなたが市長に就任されて以来、今後は民生中心のいわば種まきから始めようと着目され、軌道修正をされたわけでありませう。まず、荒れ果てている民生という土地に生い茂った雑草、雑木を刈り倒して美しく整地し、その後にはどの種をまくことができ、またその種からいかほど芽生えてきたか、さらに収穫の見通しは今後どうであろうかというご感想についてのご所見を承りたいと思ふます。せっかく良質の種をまいて、芽生えさせることができたといつても、あなたが引退された後の育てる人、すなわち後継者がりっぱに収穫できるようにすることこそ、人はかわってもかわらなくとも、市というものは不変に繁栄を重ねて建設されていくというその市長のお言葉につながりますけれども、もしそうでない人、すなわち岩野市政に逆行するようなだれかが為政者となられたとすれば、せっかく積み重ねた繁栄につながる建設もむだになることは当然であります。もちろん二十四万市民が選び定めることは申せ、ただご自身は心身ともに疲れた。後はだれでもやれるんだと、こういう安易な気持ちだけはお持ちにならず、せっかくときようまで積み重ねられたとうとい芽生えが収穫につながるような配慮と、さらにあなたが三十年もの長きにわたる愛市

精神を残任期間六カ月とは申せ、精いっぱい振りしほって發揮されて、市長の要職をお任せした二十四万市民の期待に十分沿っていただきたいことを希望いたしましたして、私の質問を終わります。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） ただいまのお言葉にもありましたように、私は、市長としての任期は四カ年でございましたが、この市には私はすでに二十数年間厄介になっております。この間二千八百人の議員は、恐らく私とともに歩んでくれたと思ふます。たとえば私がおらなくなつても、この人たちが私の精神を受け継いでくれると信じております。

○議長（山口信生君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 私の第一の質問は、部落解放同盟寺方支部の三千八百五万円の無法な要求に屈し、五百万円の運動助成を決められました岩野市長のこの問題に対する基本姿勢を問うものであります。

この問題については、先日の市議会全員協議会でも質問いたしました。議長は非民主的な質疑打ち切り、強行採決によりまして、市長のお考えを伺うことができませんので、今日この本会議であえて質問するものでございます。

私は、労働組合や老人会、青年団体、婦人団体など各種団体に対する助成一般について反対する者でもありませんし、ましてや寺方支部の個々の同盟員に敵意を持つ者でもありません。それどころか封建時代以来における支配階級によって人為的につくり出され、そして劣悪な条件に置かれてまいりました部落住民の真の解放をだれよりも強く願うからこそ、あえてこの問題についての質問をするものであります。

まず第一点として、岩野市長は、今回の措置をされるに当たりまして、部落解放同盟の運動を理解し、協力する立場を表明しておられますが、その部落解放同盟がこれまでどのような運動を進めてきたのか、その結果、どんな問題が起こっているのか、果たして部落解放同盟の行動とその理論が真の部落解放につながるのか、そしてどの点を理解し、協力をされようとしているのか、それによって、公正で民主的な地方行政、市政が貫かれるとお考えになっているのかという点についてお尋ねをしたいと思います。

今日岩野市長が理解し、協力されようとしている部落解放同盟なるものが、全国の至るところで無法な要求をし、この無法な要求がまかり通ったところでは、同じ部落内に新しい差別を生み出し、また一般住民との間に逆差別さえ生み出していることは天下周知の事実でございます。窓口一本化と称し、彼らの運動に同調する者とそうでない者との間に新しい差別が生まれ、深刻な事態さえ起こっているのであります。また、多くの小中学校が老朽校舎やプレハブ教室で悩んでいるのに、同じ市内の小中学校で四十億、五十億の巨費を投じ、冷暖房つきでしかもプールを二つも持つそうした同和校がつけられ、一般の住民との間に各種の逆差別を生み出し、同時に自治体財政破壊に拍車をかけている実態もあるのであります。これは解同が部落解放を口にしながら、部落と一般とを対比させ、また部落内部にも新たな差別を持ち込む反部落集団だと言わざるを得ません。さらに重要なことは、すべての家庭の子供を預かる教育が彼らの支配下に置かれ、荒廃させられている問題であります。内ゲバ闘争によって暴行と殺人をほしきままにしておりますいわゆるトロッキスト集団とも癒着し、係争中の刑事事件裁判に同盟休校をもって小学生までを巻き込んでおり、兵庫県の八鹿高校に見られますように、子供たちを彼らの暴力的集団行動に動員したりして国民の教育を破壊する反社会的集団にも転落しています。この同盟休校など教育の荒廃については、教育長のお考えもお聞きしておきたいと思うわけでございます。こうした部落解放同盟の反部落的・反社会的な行動を心から憂うる立場から、戦前の水

平社運動以来の長老を中心に、部落解放有志懇談会や、彼らの運動を批判し、真の部落解放を旨とする正常化運動もその内部から生まれ、今日二十八都道府県の組織によって全国部落解放運動連合会へと大きく発展しております。そればかりではありません、大阪、兵庫など全国の多くの自治体で部落解放同盟の無法な要求に対し、公正、民主的な地方行政を進める立場から、これまでの姿勢を積極的に改める動きも大きく発展してきています。中でも兵庫県では四月十二日に知事の名前で各市町村に「同和行政推進上の諸問題について」という通達を出し、これまでの同和行政を根本的に改める指示をしています。市長がこれらのことをお知りにならないはずはないと思うわけでございます。市長にお尋ねするとともに、その担当助役として一体この問題についてどういうふうな理解をし、市長を補佐してみえたのか、加藤助役にもお答えをいただきたいと思えます。

第二点は、市民会館、つまり隣保館を解放同盟寺方支部が事務所とすることを事実上認められたことについてお尋ねしたいと思います。

隣保館のその設立の趣旨あるいは運営については、たとえば厚生省の出しております運営要綱によりまして、「隣保館は市町村が設置し、運営することを原則とする。隣保館は、常に中立公正を旨とし、広く地域住民が利用できるような運営しなければならない。」となっております。こういう趣旨からいっても、特定の団体が、ましてや反部落、反社会集団にまで転落している解放同盟が、ほしきままにすることをそれ自身が新たな差別と矛盾を起させせることは火を見るより明らかであると思えますが、この点について市長、加藤助役、教育長のお考えを伺いたいと思えます。

以上、二点についてのお尋ねに係わります。中には反部落、反社会的な団体としての解放同盟と寺方支部は別だというご意見もあるかと思いますが、県連や本部への納入金の助成が要求されるように、さらにこの要求されているように、さらにこの要求の先頭に解放同盟の松井委員長が立っているように、文字どおり一体のも

のとしてとらえないわけにはいきません。それだけに今回の五百万円の運動助成や隣保館の事務所貸与が、それだけにとどまるといふ保証はありません。現に、五百万円の運動助成が四日市全体の部落解放運動を対象とするのに、解放同盟が他の地域に組織されていく過程で、さらに要求を重ねていくことを言明していることは、その危惧を指摘することは、恐らく私一人ではないと思います。この点についてのお答えをいただきたいと思ひます。

第二点は、第二の質問は、桜坊主尾地区の配水管布設工事に伴う市民負担などについてお尋ねをいたします。

水道局は、未給水区域の解消事業として、桜の坊主尾地区の配水管布設工事を五十一年度から着工するに当たり、地元との話し合いを進めているとのことでございます。この工事に関連しまして、先ごろ地元の人たちが共産党に訴えてきたのでございます。それによると、この工事の費用負担が一戸当たり三十万円、それに各戸給水のための工費が一戸当たり平均十五万円、合わせて四十五万円ばかりの費用がかかるだろうということを水道局が言っているが、余りにも負担が重いので何とかならないかということでございます。私はこの話を聞いてわが耳を疑ったのでございますが、水道局に尋ねたところ、そのような話を地元に行っているということであり、まことに驚いた次第であります。そしてどうしてこのような過重な負担を強いるのかを含め、配水管布設工事とその資金計画の内容を明らかにするよう要望したわけでございますが、まだまとまっていないという理由で、その詳細の内容を明らかにしてくれません。この際その内容を明らかにするよう求めたいと思ひます。同時に地元負担を軽減する措置をとる考えはないかお尋ねしたいと思ひます。

なお、四十七年度の県地内、四十八年度の西坂部地内、四十九、五十兩年度の保々地区の未給水区域解消のための配水管布設工事費総額、このうち地元負担金の総額と一戸当たり金額、水道局の負担した金額の財源内訳を明らかにしていただきたいと思ひます。

質問の第三は、四日市港の埋立地の売却と港管理問題でございますが、港管理問題につきましては、市長がいま次期は出馬しないというご表明がございました。あえて割愛をし、埋立地の売却問題についてお尋ねをしておきたいと思ひます。

四十八年度に霞埠頭用地を一平米当たり一万六千円で極東冷蔵、ミートセンター、四日市倉庫に売却しております。五十一年度以降には本田技研に一平米当たり二万三千円で売却されるやに聞いております。さらには問題の四十万坪埋め立て後には新大協和など四社に売却することになっておるわけでございます。五月議会でもこの売却価格が原価主義ということできわめて安いということを私は指摘したのであります。改めてこの売却価格の問題についてお尋ねをしたいと思ひます。どのようにして価格が決められるのかという点を具体的にお答えをいただきたいと思ひます。開発行為に対しては、開発負担金を取るということになっておりますけれども、港埋立地の売却に際しまして、この埋立地への企業の立地に伴い影響をもたらす道路その他公共施設整備、環境整備費用を負担させるべきであると考えられるわけでございます。現にあの名四国道立体交差事業も行われておりますけれども、こうしたものがやはり含まれていかなければならないと思うわけでございます。

さらに、漁業権、求償権はどうなっているか、そして漁業権、求償権は何年たっても額面は変わらないのか、貨幣価値は大幅に下がっているわけでありませう。時価に評価がえして売却費に折り込むべきではないかと思ひますが、この点について伺いたいと思ひます。

第四の質問は、ペビリオン問題についてであります。

去る十一日にオーストラリア記念館の理事会が開かれまして、五十年度決算と五十一年度事業計画について承認決定されたということでございます。この経営状況は、県では六月議会に報告されるそうですが、四日市市では五十一年

年度も半ばを過ぎる九月議会になるのが通例となっています。これでは五十一年度事業計画について、意見を申し上げるにも拍子抜けの感を免れません。五十年年度決算の結果は、欠損金九十一万五千円を出し、四十九年度と合わせて累積欠損金は百六十六万三千円となり、さらに五十一年度予定損益計算によりますと、五十一年度欠損金として百七十四万四千円が見込まれております。これには県市双方が派遣しています職員人件費は含まれていませんが、四十六年の財団設立時からの人件費を含めると、五十一年度末には恐らく二千数百万円の欠損金を出すも同じことになると思われたいと思います。しかも、建設費の未払金がいまなお六千二百万円もございます。五十年中使用料三十七万円を得るのに百三十六万三千円も光熱水費を支払っているという全くむだな状態になっているわけでございます。この問題については、田中前知事らの無責任さに対して改めて怒りがこみ上げてくるわけでございますが、一体このオーストラリア記念館をどうしようとするのか、いつまでこんな状態を続けるのかということでございます。田中前知事、九鬼前市長、特に現衆議院議員である田中覚氏には、政治的にも道義的にも責任をとってもらう必要があると同時に、パビリオン建設問題にタッチしてきた田川現知事、岩野市長の責任も重く思うわけでございます。この岩野市長が次期立候補されないということは表明されましたが、この問題の未解決のまま何らの方向も示さないまま去られて行くという、こういうことは許されないと思うわけでございます。その責任でオーストラリア記念館問題を解決するのが当然であろうかと思えます。十一日の理事会には市長が出席され、議長を務められたということでございますけれども、この点市長はどう考えておられるのかお尋ねをしたいと思えます。昨年六月の財団の第五回理事会に提起されましたところの総工費一億四千七百万円のオーストラリア記念館改装計画に、日豪文化協定に基づく施設整備資金の導入を図ることがございましたが、これが一体どうなったのかということでございます。私は、オーストラリア記念館周辺に内容の充実した科学博物館を建設し、これをセットしてオーストラリア館の必要最小限

度の改装を行うこと、さらにヨットハーバーを整備、充実させることなどをかねてから提唱しております。その資金は、オーストラリア記念館建設資金につき込んだ一億六千九百万円のいわゆる漁業権の回収金の見返りとしての県資金をはじめ、海を奪った企業に負担させることによって生み出すべきであるとも考えております。この際こうした解決以外に道はないのではないかという見地から重ねて提唱し、市長の考え方を伺うものでございます。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 近代社会におきます部落差別とは、同対審議会の答申において述べられておりますように、市民的な権利、自由の侵害でありまして、憲法に保障されている職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住及び移転の自由、結婚の自由などでございます。これらの権利と自由が同和地区の住民に対して完全に保障されていないというのが、部落差別であるとせられております。したがって、これらの問題を解決するために、同和对策事業特別措置法におきましては、「国及び地方公共団体の責任においてこれを解決すべきである」としておりますし、同時に「国民的な課題である」と規定しておるのでございます。こういった部落差別に対して、同和地区の住民が、人間の自由と平等を求めて、基本的人権を守る立場から、みずから目覚め、立ち上がって、部落差別をなくしていくために、解放運動を行うということは、自然の勢いでございます。市におきましても、こういった現状を認識するとともに、部落解放運動を理解し、協力していくことが必要であると考えております。解放同盟が自分で解放していこうとする運動あるいは努力に対して、私は助成をしたいと、こういう考え方でございます。そして、この解放を目ざす運動には、一つにとどまらず、二つ、三つと分かれておるようでございますけれども、私としては、どの会派を特定しようとは考えておらないのでございます。運動の途中におきまして、試行錯誤など

があるにしても、解放運動が一日も早く実を結んで、本当の差別がなくなることを期待しておる次第でございます。

隣保館の使用につきましては、隣保館運営審議会におはかりして、公正な決定をしたいと考えております。助成につきましては、あくまで妥当な額の助成を行っていききたいと考えております。

第四問のペペリオンの問題につきましては、先日の理事会におきまして、県、市、管理組合、この三者が一日も早く具体策を樹立して、これを十分活用できるように持っていききたいと、このような申し合わせをいたしました。

○議長（山口信生君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） お尋ねの二点についてお答えをいたします。

まず第一点の部落解放運動に対する助成について、解放同盟をどう考えて市長を補佐したのかというご質問でございますが、私は解放同盟の寺方支部の方々と十分話し合いをいたしました。支部の方々が感じておみえになること、あるいはこれからみずから解放に立ち上がろうとしていること、そのことについては、私は十分理解ができますし、皆さんりっぱなお考えを持っているというふうに考えておるわけでございます。解放運動のあり方について、いろいろご意見もあろうかというふうに思いますけれども、人それぞれによっていろいろなお考えがあるかというふうに思います。それはわれわれが規制をすべきことがらではないというふうに考えておるわけでございまして、部落住民の方々がみずから解放するためにいろいろお考えになって運動を展開をされているということについては、当然にそうあってしかるべきであらうし、私たち行政担当者としては、そういった運動に対して助成をすることは決して悪いことではないと、かように考えておる次第でございます。

次に、四日市港の埋立地の売却の問題についてお答えを申し上げます。

先ほどご質問ではっきりご指摘がありましたように、四十八年、四十九年と、四日市ミートセンター、極東冷蔵、四日市倉庫、さらには四日市コンテナ埠頭株式会社、これは二筆でございますが、に都市再開発用地の払い下げをいたしております。払い下げの方法といたしましては、港灣計画上の土地の利用目的、あるいは土地造成の工事の進捗状況等を勘案をいたしまして、港灣機能の有機的な活用及び管理組合の財政事情等を勘案をいたしまして、土地売却計画をつくりますが、その売却計画に基づいて管理組合が払い下げを行っておるものでございます。これは普通財産でございます。市として、都市再開発用地として起債事業によって造成が行われた土地を売却していくわけでございます。売却に当たりましては、当然にその土地を造成をいたします造成の原価、それから近隣地に売却の実例がございました場合には、その実例の価格、四日市港の場合には、近隣地に売却の実例がない場合がございますので、他港のこういったような、同じような払い下げをやっておるところの実情も勘案をいたしますし、さらに不動産鑑定士二人の評価を得まして、相手方と売買価格につきまして折衝をし、同意を得た上で、管理組合の議会有りまして、議会におはかりをして売却をするという措置を講じております。で、管理組合の財産処分に関する条例によりまして、二万平方メートル以上、そして売却価格七千万以上と、この二つの条件に合った土地の売却については、組合議会の議決を要するというふうに決められておりますので、この二つの条件に合わない場合には、あえて組合議会の議決をちょうだいはいたしておりませんが、全員協議会におはかりをして売却をしているというふうに承知をいたしておるわけでございます。

なお、四十九年以降はこの売却の適正化を期するために、管理組合内部に管理組合理立進出社資格審査会というのを設けて、公募をして、これに応じた法人あるいは個人の資格について、その資格があるかどうか、すなわち管理組合の考えております売却予定と言いますか、港の管理機能に果たして適合するかどうかということを審査をいたし

ます。そして、同じようなところが数カ所がある場合には、競争入札をやりまずし、一カ所しか応募がない場合には随意契約によって買受人を決定するという措置を講じております。

なお、この価格につきましては、先ほどちょっとご説明申し上げましたけれども、最後に四日市港管理組合公有財産評価会議というものを設けまして、そこで慎重に検討をしておるという状況でございます。なお、売却代金の納入につきましては、一万平方メートル未満の場合には、契約年度内に代金を納めてもらうと、それ以上の場合には分割を認めると、最長三カ年でございますが分割を認めると、こういう方式をとっておるわけでございます。なお、起債事業でございますので、これらにつきましては、管理組合の資金繰り上別に予納金を納めてもらって、起債の償還に当てるという措置も講じておるわけでございます。以上でございます。

ちょっと失礼をいたしました。漁業権がどういうふうに繰り込まれているかということでございますけれども、漁業権は当初百三十五円ということで売却地にかぶせておったわけでございますけれども、公共用地、道路用地等を考えますと、これは坪当たりの単価をそのまま売却用地にかぶせたんでは低過ぎるということで、五十一年度からはその公共用地分をかぶせるということで、公共用地分と比較をいたしますと大体五〇、五〇になりますので、その倍額をちょうだいをするというふうに考えておるわけでございます。なお、先ほどご指摘のありましたように、百三十五円と、倍額にいたしましたしても二百七十円ということでございますので、私はこの辺についてはもう少し検討を要するのではないかとということで、現在管理組合の当局の方にその検討を命じておる段階でございます。

以上でございます。

○議長（山口信生君） 教育長。

〔教育長（市川一郎君）登壇〕

○教育長（市川一郎君） 小井議員のお尋ねにお答えしたいと思います。

部落解放というのは、いまさら申し上げるまでもなしに、国民的課題でございます。同和対策事業の推進とともに、教育の面においても努力しなければならぬ、学校教育、家庭教育、社会教育の面で推進しなければならぬ、これが結局本当に同和問題を解決する決め手になろうと思っておりますのでございます。しかし、教育でございますので、教育の活動は政治的に中立でなければならぬことはもちろんでございます。四日市市の教育委員会におきましても同和審の答申を踏まえまして、すでに同和教育方針を決定しておりますので、その線に従いまして、着実に事を進めていきたい、こう思っておりますのでございます。

○議長（山口信生君） 水道事業管理者。

〔水道事業管理者（村山了君）登壇〕

○水道事業管理者（村山了君） 坊主尾地区の拡張工事のことでございますが、この工事につきましては、各地域の実情が非常に異なっておりまして、その実情に応じてそれぞれ工事費を算定しておりますが、特にこの坊主尾地区は非常に面積の割に人口が少なく、過疎地でございますので、水道工事をやるとなると非常に割高になってまいるのが実情でございます。先ほど工事費として一戸当たり三十万というのは非常に高いじゃないかというご指摘がございましたし、隣の保々地区はもっと安かった、その比較をしてみるとんでもない数字じゃないかというふうな意味にとれたわけですが、保々地区の場合、配管距離だけで比較してみますと、桜地区は約三倍でございます。それから工事をやりました時点で物価の値上がり等が一・五倍ありまして、したがって、結論的には坊主尾地区については非常に多額の工事費を要するわけでございます。しかし、この点につきまして、われわれは地区の方に相談を受けまして、ごく初期のときにそういった金額を申し上げたんですが、その後どうすればご負担が一円でも軽くなるかということ

を検討を進めておりまして、ごく近いうちに地元の方にお目にかかって、そういった金額を示してご相談申し上げたいと、これはそういった金額をある程度お示し申し上げて、給水を希望される世帯が出来て参りますと、したがいませんので、一戸当たり幾らという数字が出てまいります、ただいまのところ地元の話し合いはまだ十分に入っておりませんので、私どもとしてははっきりとした数字をつかめないのが現状でございます。したがって、まあ三十万という数字は確かに私どもも高いと思っておりますし、これをいきなりご家庭に負担願うというふうな気持ちを持っておりません。できるだけ少ない金額でひとつ十分に地元の方のご要望も聞いて、納得いく線で話し合っていきたいと思っております。そのためにも今後地元と十分にお話し合い申し上げて、最終的にご負担願う金額を決めたいと、かように思っております。

○議長（山口信生君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 解同に対する助成の問題ですが、部落解放運動一般に問題をそらしてお答えでございまして、全国の自治体の多くのところで大きな混乱を招きましたこの部落解放同盟それ自身が現実に行っている行動、そして彼らの部落解放同盟の運動の理論と、こういうものについて具体的に研究になったのかどうか、調査になったのかどうか、そうするならば私が指摘しましたように、この部落解放同盟が真の部落解放同盟とはほど遠い存在である、真の部落解放運動を逆におくらかせる存在である。そして、部落はこわいとか、部落の問題については口出しをするとか、こういう形で一般住民との間での対立を生み出し、そしてまた部落の中でも対立を生み出していくと、こういう反部落集団、反社会集団としての姿が調査になっておればはっきりとわかると思うんです。四日市で解同の委員長である松井久吉氏が来て、この運動をリード、指導したのと違いますか。こういう点についての市長あるいは助役の事態

を直視した、そしてその中からお考えになっているものを、教訓をやはり引き出さなければならぬと思うわけです。兵庫県ではああいう深刻な事態にもなりましたけれども、先ほど紹介しましたように、四月十二日に同和行政推進上の諸問題についてということで、「同和行政も部落解放運動も全県民的な理解と支持が得られ、かつ対象地区住民に信頼されるものでなければならぬ」という形で解同の無法を批判しており、同和行政私物化を認めてきた県政というものを反省して、そして今後の中にあつては県の責任と主体性を持って同和行政の推進を図るということを明らかにしておりますし、そして、運動に対する経費助成と、こういう点でも公益上必要があるものに限られる。運動行為そのものに要する経費は当該団体が負担するものだという、こういう原則を明らかにして、今後の兵庫県下における同和行政の推進を図ろうとしておるわけでございます。いま四日市に五百万を支出して、そしてこれがさらに四日市全体で支部が組織する過程ではもっと拡大をするんだと、五百万円ではきわめて不満なんだと、こういうことはすでにはっきり表明されておりますけれども、これがどんどん拡大をしていかないという保証はないわけですね、いまのところ。そしてこれがどう使われるのですか。解同に入る者と入らない者との間にどういふトラブルが起こらない、そういう保証はあなただけですか。隣保館の使用の問題にしてもそうです。隣保館を解同が利用する。仮りに他の解同に属さない人たちが利用するという問題が出てきた場合に、トラブルが起こらないという保証はないじゃないですか。現にはほかの都市ではそういう施設を貸与して、たとえば他の部落の人たちの団体が貸してくれと言っている場合に、解同からの糾弾を受けるということ、貸せないということ、事実上不許可にしている例も幾らもあつたわけでございます。こうした問題を考えれば、そしてまた隣保館の設立趣旨、運営の趣旨、先ほどもちょっと例を挙げましたけれども、そういう面から見たら、特定のそういうものに利用させていくという点では問題があるわけでございます。この点について改めて態度を変更を求めたいと思っております。

水道局は、この坊主尾地区の配水管布設工事の地元負担金の問題で、今後軽減に努力されると言われますけれども、この点については、少なくとも現在の拡張負担金程度にとどめるべきだ。私は昨年十二月の水道料金値上げ問題の審議の過程でもこうした不採算の未給水地域の問題については、一般会計からの繰り入れを行って、そして企業会計それ自身の健全運営と、そして地元負担を軽減するように、こういう点を提起いたしました。そうしたら一般会計からの補助の問題について、市長は問題によって考えていきたいというふうな意味のことを言われましたけれども、まさに今度の一戸当たり何十万もするというふうな桜坊主尾地区における未給水地域の配水管布設工事に対する工事費に對しては、一般会計から大幅に繰り入れていくべきではないか、この点について、市長の考えを伺いたいと思います。

さらに、漁業権、求償権の問題は、いま助役がご答弁になりましたけれども、常識的にもっと大幅に引き上げた形で埋め立て売却代金の中に入れていくようにすること、それから開発負担的な環境整備、そうした問題の費用も十分に組み込ませるようにしていくことを強く要望しておきたいと思えます。

○議長（山口信生君） 暫時、休憩いたします。

午後二時四分休憩

午後二時二十四分再開

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） 先ほど小井議員のご質問に、漁業求償権の問題で、私が坪当たり単価ということで、百三十五円ということを上上げたように思いますけれども、平米の間違いでございますので、謹んで訂正をさせていただきます。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 解放運動のとりえ方でございますが、小井議員は運動をクロシロはっきりとしたような立場でとらえておられるように思いますが、私の立場といたしましては、市民としてとらえたいと、とらえるという立場をとっておりますので、立場の違いでこれはご意見の一致しないのはやむを得ないことだと思えます。

桜地区の配管事業につきましては、簡易水道につきましては、若干従来とも市費で補助を行ってきたわけでございますが、本来の水道事業につきましては、私先般の議会で申し上げましたのは、公共事業と競合する場合、なるべく市費で負担をしていくといった意味のことを申し上げておるわけでございます。桜地区の配水管の布設につきましては、水道局にも話しまして、できるだけ低廉に事業が成就するように努力していきたいと思えます。

○議長（山口信生君） 平野行信君。

〔平野行信君登壇〕

○平野行信君 私五点左右ほど質問をしたいと思えます。

最初にある現場調査に行ったときの会話の一部をご紹介します。

「四日市市のビジョンはあるんですか。」「ビジョンで何やな、テレビジョンはよく見るけれど。また「喜劇はおもしろいが、政治のことはあんまりわからんし、税金払うてもちよっともわしらの思うようにならんやないか。世

の中一体どうなるのやら、選挙のたんびやりますやりますという議員の人たちも約束してくれるけれど、議員はその約束を行政執行やるらしい役人の方に本当に言うてくれるんやろうかなあ。」「いや確かに言うておるんやけど金がないでやれぬらしい。市も苦しいんやで。」「もっとうるさく言わぬとやってくれやんのと違うか。」「それはそうやけどめんどうくさいなあ、もっと簡単にやっしてほしいわ。家の前も雨が降ったらすぐ水がつくし、ちょっと大雨になったら、以前に堤防が切れたやろ、おちおち寝られへん。道路ひとつ見てもそうや、せっかく舗装やったのに何かの工事して、その後上手に直していったらええのに、下手くそに直していくもんで、車の通るたびに大きな振動がしてこのごろうちの子供がその音でびっくりして神経質になってかわいそうや、頭に来るわ。平野さん、きちんと早う直すように言うたつてよ。』

市民相談で現場に行つたとき聞いた言葉ですが、確かに四日市市のビジョンは、総合計画基本構想の中に一切が含まれているものと信じておりますし、したがって、いまの会話をお聞きになって、理事者の立場として、われわれはわれわれの立場で一生懸命やっているとと言われる方もいらっしゃるとお察しいたします。しかし、市民の見方というものは、多くはいまの言葉のやりとりで代表される場合が多いと思ひますし、同時にいかにその期待が大きいかがかがわれます。したがって、全部が全部そうとは申しませんが、大切な意見であり、聞き流せないものが含まれていると思うのでございます。

「緑と太陽のある豊かな町づくり」大変自然を愛し、人の心を打つきれいな表現です。緑とは、自然破壊をストップさせ、太陽とは、サンシャインの強烈な意味を有し、大気汚染を解消して、全く人間が健全ですこやかに生活できる条件にふさわしいものであり、さらに、豊かなとは、高福祉実現の四日市市をいうのであります。私もこの発想とねらいには大いに賛同し、一日も早く市民の方たちが満足するご努力を願う一人でございます。そのために、市

民の手となり足となつていかねばならないと確信するものでございます。

歴史は人によつてつくられるのは周知のとおりであります。逆にその道を誤れば、不幸、不満というだれしも望まない方向に動くことも言うまでもありません。前置きはさておき、質問いたします。順序不同でございますのであしからず。なお、お答えをいただくに当たりまして、極力わかりやすくしていねいをお願いいたしたく、前もって申し添えておきます。

まず第一点、日永地域に関する整備事業の見直しについてでございます。

四日市全市域を北部、中部、日永、泊山の四処理区に区分してございますが、きょうの質問は地元のごことで恐縮でございますが、現在日永地域は、ご存知のとおり水と縁が深い地域でございます。シーズンによつては日夜頭の痛い地域で、大水による恐怖はまだまだぬぐい去られていないのでございます。私の知るところでは、先日視察し、くまなく住民の方々のご協力を得、要望箇所等を見て回つたのでございますが、舗装要望箇所約四十五カ所、下水関係約五十二件、その他二十件の強い、いまずぐ手を加えてほしいとの強い希望があり、現状として手を打たねばならない個所が合計約百十数件ありましたが、住宅の進出と水による被害を減少さす意味において、ないし交通安全性を考え、近い将来どういう計画で実施されるかわかる範囲お答えください。さらに、上流より下流に至るまでの総合計画の推進状況についてもお答えいただきたいのでございます。なお、そのうち最も推進の上において問題となる点がありましたら教えていただきたいのでございます。

第二点は、二十五万都市四日市は、言うまでもなく県下最大の都市でございますが、その都市に対応して、屎尿処理施設がおくれているのではないかと思ひます。水洗化に変化しつつある社会体系の下にあって、浄化槽の設備推進により、衛生的かつ処理の拡大は、今後どうあるべきかと考えておられるのかお答えをいただきたいのでございます。

現状の目標に対してどの程度進んだのか、先ほど若干橋北関係のお答えにございましたけれども、全市的についてお答えをいただきたいのでございます。なお、残りについては後どれほどの時間と期間を要するのかという点について特別にお答えをいただきたいのでございます。

次に、公害問題でございます。四日市は、公害ストア、公害爆弾都市と言われるこの四日市における防災対策として、確か一月二十四日にはコンビナート事故事例研修会で、パイプ溶接不良はないかとか、また施設施工直後に破壊検査の徹底と、また市民との話し合いの場を設ける等、市長以下ご努力されている点ベターと言うほかありません。しかし、やはり心配事が発見されたのでございます。すなわち、過去のコンビナート事故は、分析による結果が著しく初歩的ミスとか、作業員の操作手違いの教育上基本的ミス、さらに、企業内の精神的ミスに通じ、かつその気の緩みが事故に通じるということを考えれば、とんでもないことであります。ちなみに昨年一年間で十五件のコンビナート事故があり、それによって県としても抜き打ち検査を強化し、防災に努力すると知事も語っていますし、あわせて二月ごろよりコンビナート防災体制強化のため特別点検を五月末までに全社実施等の実績を挙げられたと聞いております。また六月中を危険物安全管理強調月間として市内三千三百施設、これはコンビナート、ガソリンスタンド等を含みます。その事業所の数三十、施設六十についての調査でございます。ただし、その調査は施設建築後十二年以上経過の材質の老朽度検査等も調査でございまして、よくやられたと関係各位には敬意を表する次第でございます。その時点できょうご質問の要旨であるウレタンタンクの腐食が発見されなかったということは、残念ではありますけれども、今後事故を未然に防ぐためにどう処置をとられるのかお聞きしたいのでございます。また、市長が公害絶滅を求める代表者と会われた際、地震などの場合、事故から市民を守るかとの質問ないし市街地に埋設されている危険物パイプラインの内容、性質をもっと詳しく表示してほしいとの要望に対して、市の態度がどうだったのか、最

最終的に結論が決まったのならば、聞かせてほしいのでございます。また、このタンクヤードのたくさんある四日市において、万が一の地震等の災害に備えて、その非常時に私たち生活上水というものは非常に貴重なものでございます。給水は生命をつなぐ大事な資源と考えますので、その地震時における二次災害防止と水量確保のために配水管に自動遮断装置、すなわちアウトレット側に地震波を感じることによって、自動的に仕切弁、バタフライ弁とも申します。が、油圧式駆動で働く方法等、今後考えた方がよいと思えます。なお、そういう緊急時におきまして、住民の方たちが少しでも動揺を少なくする意味におきまして、映画等の機会によるPR、緊急時の避難知識の教育という面で努力されたらいかがかと提案しておきます。いろいろ関連的に申しましたけれども、特に今回のウレタンフォームタンク、五月二十七日に四日市においても十七基中二基が腐食しているという問題がクローズアップされました。処理と経過をある機関誌で知ったわけでございますが、詳しく処理と経過を教えてくださいたいのでございます。なお、当市の場合、大型タンクには異常がなかったと聞いておりますが、特に腐食防水対策が大型には特別施してあったのかどうか、またタンクヤードの安全率は何倍ぐらいの安全率であったかわかれば教えてくださいたいと思えます。さらに、一ミリ腐食することによって、どれほどの耐久力が落ちるのかわかればご説明をいただきたいと思えます。

第四点目でございます。

環境週間の結果、その結果報告と、今後どのように対処をされていくのか、具体的なお考えがあれば教えてくださいたいと思えます。

次、第五点目に、二年保育について、将来の見通しということをお聞きいたします。

ことしからおかげさまで二年保育がやっとこの広い四日市に実施されることになりました。保々の幼稚園でございます。先日も行政視察におじゃまいたしまして、大変喜んでおられましたし、またその運用に対しては、非常にバイ

タリティーに取り組んでおられるように察することができたわけでございます。いろんな条件不備、要望等もございましたけれども、現在一カ所の保育園に対して、二、三年たつてからその効果があらわれるんじゃないかというふうな回答もいただきましたけれども、この時点で二、三年待つということが果たしていいか悪いかという問題でございます。でき得れば、来年はもっとふやしていく方法があるのかなのか、その点教育長に伺いたいと思います。

これで第一回目の質問を終わります。

○議長(山口信生君) 下水道部長。

〔下水道部長(奥村仁人君)登壇〕

○下水道部長(奥村仁人君) 第一点の日永地域に關します整備事業の見通しのうち、下水道の担当いたします問題につきましてお答え申し上げます。

日永地区のうち、天白川から南側につきましては、雨池都市下水路の排水区域に入っております。同じく北側の部分につきましては、公共下水道の日永処理区に包含されているわけでございます。まず南側の部分の雨池都市下水路につきましては、昭和四十年年度までに整備を行いましたポンプ場と水路を昭和四十六年度から拡張に着手いたしました。昭和五十年年度までにポンプ場から海軍道路までの間約千二百メートルの整備と、既設の千八百ミリ排水ポンプ二台と、昨年度八百ミリ雨水ポンプ二台の増設を行った次第でございます。この事業は、ご承知のように、四日市地域公害防止計画の一環でもございまして、昭和五十一年度を初年度といたします第四次下水道整備五カ年計画の中で、早急に整備を行うものでございます。五十一年度から五十三年度にかけてまして、雨池ポンプ場は現在施行中でございますが、土木建築工事の完成をいたしまして、千六百五十ミリの雨水ポンプ二台を稼働させます。水路といたしましては、海軍道路、国鉄関西線沿いに小屋下川下流までの二号幹線の千六百六十メートルを完成させる予定でござい

す。さらに、引き続きまして、五十四年度以降につきましては、三号幹線として、小屋下川九百五十メートルの改修と、四号幹線といたしまして、堅川千六百八十五メートルの改修を行いました。天白川右岸側の地域の浸水被害を抜本的に解消したいと考えておる次第でございます。また、天白川北側の地域でございますが、鹿化川から南、西は近鉄内部線、東は中央線地を含みます八十三・一ヘクタールの地域でございますが、この地域は公共下水道の分流方式によります汚水処理の計画をしておるわけでございまして、一部五十年年度にすでに着手をいたしました中央線地の中の汚水幹線と県道日永宮妻線の西濃運輸の前から旧国道までの管渠工事をすでに終っております。五十一年度もこれに引き続きまして残りの部分の管渠工事を完了する予定でございます。また流末の中央線地の中継ポンプ場でございますが、これは今年度実施、設計委託を行って、五十年年度にはポンプ場の下部土木工事に着手をいたします。五十三年度に上屋工事とポンプの設置を予定しているものがございます。それで、この中継ポンプ場の処理開始といたしましては五十四年度になる見込みでございます。管渠工事につきましては、市街地を主といたしまして、枝線の整備を年次的に施工をいたす所存でございます。なお、日永地区全地区にわたります、局部的な常習浸水区域につきましては、一般治水、一般総合計画に基づきまして、支派線の整備改良を行いますとともに、雨池都市下水路、公共下水道事業と相あわせまして、日永地区におきます下水道事業の整備促進を図ってまいりたいと思っております。

それから、第二点目の全市の公共下水道について、特に水洗化の推進のめどということでございます。現在の本市の総人口二十四万七千人でございますが、そのうち公共下水道の整備によります処理可能人口は、約五万五千二百人でございます。総人口に対しまして、その水洗化普及率は二二・三〇ということでございます。この数値でございますが、全国平均二二・八〇と比べましてほぼ同格であると考えておるわけでございます。それで、現在普及率の向上を旨として鋭意継続実施中でございますが、今年度を初年度といたします第四次下水道整備五カ年計画により

まして、昭和五十五年度末ごろまでには、総人口に対する普及率を約三二〇程度まで引き上げたいと考えておるわけでございます。現在、上位計画として県の方で策定をさせていただいております流域下水道の計画でございますが、これは市街化区域を対象にいたしまして、昭和六十五年完成を目的としてやっておりますので、本市におきましても、関連公共下水道ということで、市街化区域を重点的に整備いたしまして、この流域下水道計画と相まって、整備をいたしまして、昭和六十五年ごろには全市的な水洗化の普及を図りたいと考えておる次第でございます。

以上でございます。

○議長（山口信生君） 消防次長。

〔消防次長（藪田 裕君）登壇〕

○消防次長（藪田 裕君） タンクヤード腐食問題の現状につきましてお答え申し上げます。

ただいまご指摘のございましたように、屋外貯蔵タンクに保温材といたしましてウレタンフォームを使用したものに腐食が見られまして、保温タンクの安全性がいろいろ問題になっておるわけでございますが、こうした保温材が使用され始めましたのは、本市の場合一番古いもので四十三年十二月でございます。その他は大体ここ数年ぐらい前からでございます。タンクの側板にウレタン樹脂をセンチほどの厚さに吹きつけてまして、その上に難燃性、燃えにくい防水塗装であるとか、モルタル加工等を施したものでございます。本市内でこういったタンクは一六・二キロリットルから三〇〇キロリットルまでの比較的小規模のもので、先ほどご指摘ございました大型タンクについてはございません。六事業所二十一基あるわけでございます。内容物といたしましては、重油であるとかスチレンモノマー等が主でございます。こういったタンクにつきまして、今月七日から四日間にはいろいろな検査を実施いたしてまいりましたわけでございます。検査の方法といたしましては、タンクの側板の最下端から約五百ミリ上部まで

切り取りまして、肉厚測定等を行ったものでございまして、その結果四事業所の十五基に腐食が見られたのでございます。その内容でございますが、過去約二年間使用していなかったタンクで腐食もございまして、使用を廃止したものが一基でございます。外部から鉄板を当てて補修する必要のあるもの一基でございます。部分的に多少の腐食はございましたが、使用に支障のないもの十三基でございます。貯蔵品目による腐食の差というものはございませんでしたけれども、保温温度が大体六、七〇度のタンクが主でございます。下部において腐食が目立っておりますのでございます。この原因につきましては、タンクの底の部分の付近に雨水がたまったり、土壌中の水分の影響を受けたりいたしました。ウレタン樹脂中に含まれている塩素などのハロゲン化物がこれら水分と反応いたしまして、酸性のものが水に溶け出して鉄板を腐食させておるようでございます。この点検によりまして、補修を必要とするタンクにつきましては、直ちに指示いたしまして、またその他のタンクにつきましても、腐食部分のさびどめ塗装を確実に行うとともに、今後定期的に綿密な検査を継続実施するよう指示いたしております。もちろん消防本部といたしまして、その結果につきましては毎年確認していく考え方でございます。

先ほどご質問の中で、いろいろ安全率の問題、専門的な質問がございました。安全率、まあ腐食がどの程度まで進行すれば耐久力が落ちるか、その大体の％はどうかという質問でございますが、大体五〇％ぐらいではないかと思っております。現在のそれぞれのタンクの板の厚さは、設計されました許容の厚さの大体五〇前後、厚い目の側板をそれぞれ使っておるわけでございます。

それから次に、地震等の事故におきまして、場内配管等の危険物の表示の問題でございますが、高圧ガス配管につきましては、それぞれ保安協議会等で指定をしております表示を掲げておりますし、危険物配管につきましても、消防法で定めております表示につきまして、これが取りつけてないものにつきましては、取りつけるよう指導いたして

おります。その他いろいろ映画でPRしたらどうかとか、地震時の、非常時における二次災害防止のための自動遮断弁等いろいろ専門的な質疑を賜わりまして、十分私どもといたしましたし、今後検討してまいりたいと思っております。こういった危険物等によります災害の防止につきましては従来から積極的な施策も講じ、企業側に対しても、絶えず注意を喚起いたしてまいりました。本年四月から本部の予防課に指導査察係というものを設けまして、防災業務を推進しておりますのでございますが、こうした石油コンビナートといった日進月歩の科学や技術といったいわゆる技術革新であるとか、危険物施設、危険物の巨大集積の中でいろいろ点検もし、検査もし、指導もしていきながら、その中で災害発生につながるような潜在的な危険要素というものを見つけ出しながら、今後ともこれが排除につきまして地道に努力いたしてまいりたいと思っておりますので、何分ひとつよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（山口信生君） 環境部長。

〔環境部長（山北 彰君）登壇〕

○環境部長（山北 彰君） 環境週間の結果報告と今後の対策というご質問の点についてお答え申し上げます。

環境週間につきましては、国や県がそれぞれ行事を計画しておりますが、当市といたしましては、公害対策を中心に実施いたしました。ことしの新しい企画といたしましては、昨年度に購入をしていただきました大気汚染移動測定車を塩浜中学校等臨海部の六中学校で展示をいたしまして、同時に亜硫酸ガスの自動測定器を持ち出して、講堂などで作動させまして、実験をしてみても、中学生に対し環境問題への認識を深めるとともに、学習の一助にいたしました。次に、例年に引き続きまして交通騒音、悪臭の測定を行っております。

まず、交通騒音につきましては、自動車交通量の多い北部公民館前など一号線あるいは名四国道、塩浜街道等六カ所でそれぞれ二十四時間測定を順次行ってまいりました。一日一カ所ずつ進めたわけでございますが、現在のところデータをとりまとめ中でございますが、八日までに実施いたしました北部公民館、陶栄町交差点、中部交差点の三点においてまとめましたので、簡単にご報告申し上げますと、五十年の、昨年の測定に比較いたしまして、朝夕とそれから昼と夜と時間帯をわけておりますが、いずれも幾らか低いかないしは昨年同様という傾向がございます。北部公民館前につきましては、朝夕が昨年より六ホーン低い五九ホーンでございます、これは総理府令の基準より一ホーン低い状態でございます。それから、昼夜、昼と夜はいずれも昨年度と同じデータが出ております。これは基準より昼で六ホーン、夜で一六ホーン低いデータでございます。陶栄町につきましては、朝夕が昨年と変わらず六〇ホーンでございますが、これは環境基準より一五ホーン低いデータでございます。昼は昨年より二ホーン、夜は昨年より四ホーン低く出ております。いずれも環境基準より一五ないし一七ホーン低い数字でございます。次に、中部交差点でございますが、朝夕と昼が昨年と変わらず、夜が一ホーン低い状態でございます。ここは朝夕昼夜とも環境基準よりそれぞれ九ホーンずつ低いデータでございます。四十八年、四十九年度に比較いたしてみますと、その当時よりは五十年度は低くなっておりますので、さらに低くなってきたことがわかりますが、ただ、あと三点の計算ができおりませんが、ひょっとして名四国道の方へ車がたくさん回っておって、向こうがふえておりやせんかなということを担当者としては心配いたしておりますけれども、いずれまた次第このデータは関係機関へ資料として送付して、今後の道路行政等の参考にしていただきたいと思います。

次に、悪臭測定でございますが、これは順路を設定いたしまして、七日、九日、十一日と一日四回ずつ巡回をしております。そのうち十二地点で炭化水素類のサンプリングを行いました。いずれも検体を翌日ガスクロにかけまして、チャートに打ち出しておりますが、このチャートをさらに解析をして、計算をしなければなりませんので、その作業

に本日から入っておりますので、現在のところ詳しい数字はまだ手元にございませんが、私どももいたしましたし、毎日環境対策の日でございますが、もし新しいデータが出てまいりましたら早速その対策は考えなければならぬと思っておりますが、いずれにいたしましても、悪臭あるいは交通騒音等対策を今後とも進めていきたい、このように思っております。

以上でございます。

○議長（山口信生君） 教育長。

〔教育長（市川一郎君）登壇〕

○教育長（市川一郎君） 幼稚園の二年保育についてのお尋ねでございます。市民の間から、あるいはまた幼稚園の関係者の中から大変熱望のありました二年保育がやると本年度実現したのでございます。現場の幼稚園の職員も大変張り切りまして事に当たっておりますし、また通園しております園児も明るい顔でいいスタートを切ったようでございます。今後二年保育につきましては、いろいろな問題はございますけれども、積極的に取り組みまして、年次計画で進めていきたいと、こう思っておりますのでございます。

○議長（山口信生君） 平野行信君。

〔平野行信君登壇〕

○平野行信君 二年保育の問題の回答ですけれども、年次計画に従ってということですが、この小さいお子さんの保育園、幼稚園の問題というのは非常にスペースの問題もございまして、できたら早急にそういう方向、具体的なプランニングとしてできたら個々でけっこうでございますので、教えていただきたいと思います。なお、公害、下水等の回答は非常に緻密で正確にご回答いただいたと思っております。

どうか公害問題は特にそうでございますが、「備えあれば憂いなし」ということでございます。いつ災害が起こるかもわかりませんので、どうかそういう点において大変でございますようが努力いただきたいと思っております。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山口信生君） 松島良一君。

〔松島良一君登壇〕

○松島良一君 五点に対して質問いたしますが、よろしくご答弁をお願いいたします。

まず第一点は、宮妻峽の諸設備について五点ほどお伺い申し上げます。

時期ともなれば、宮妻峽を利用する人もふえております。四日市市といたしましても、唯一のリクレーションの場でもありますが、またその中で特に多く利用しているのは遠くの人で、千葉県とか関東方面あるいは名古屋、大阪方面からも来て利用しております。そこでお尋ねしたいのでありますが、まず道路の問題で、これはもと林道であったかと思いますが、いまは市道になっているのではないかと思います。で、途中まで舗装されております。車を利用する人も非常にふえまして、ずいぶんよくなったことはだれしもが思っておりますが、現在舗装されているところは全体の約三分の一ぐらいかと思っております。そこで、とりあえず現在の地点より約百五十メートルぐらい舗装を延ばしていただきたい。と申しますのは、道路の一番壊れやすい地点、または危険な箇所がなくなるからであります。これはぜひお願いしたいと思います。

二つ目は、建物の中にある上敷きでございますが、これは非常に汚れておりまして、また痛んでおります。最初に入ってくる人はその敷物を見て非常に感じが悪いんじゃないかと、取りかえていただければずいぶん気分をよくして利用できるんじゃないかと思っております。余り金もかからないと思っておりますが、予算の都合もあるかと思っておりますが、早急に

新調していただきたいと思ひます。

次に、宮妻峽まで電気を引いてはどうかと思ひますが、現在は発電を利用して行っております。十時以降は使用されておられません。ランプを使用したのでは危険が多いし、そこで小屋の雰囲気を出すにはそのような方法がよいのではないかと思われるかもしれませんが、これだけ利用者も多くなつてきておりますし、また将来のことも考えたときに、電気を引いた方がよいのではないかと思ひます。電気を引くことについては一時は計画を立てられたこともありますが聞いておりますが、何とかして一日も早くその計画を実現していただきたいと思ひます。

次に、現在囑託として、一人管理人として来ていただいておりますが、ずいぶん長い間宮妻峽の施設のために四六時中、山小屋で寝泊まりをして、管理人としてお世話されております。この人はもともと建具屋さんでありまして、壊れた箇所等は気まめに直しております。長年ほりほりにしてきた施設もこの人があったために非常に助かったという点もあります。本人は本当に奉仕する考えでありますが、囑託の給料としては私は安いんではないかと思ひます。この規定もあることでしょうか、何とか手当等でも支給を増額してあげたらどうかと思ひます。この人はかけがえのない人と思ひますので、その点をお聞かせ願ひたいと思ひます。

次に、初めにも申し上げましたが、宮妻峽を利用する人は遠くの人が多いのでございます。「遠いところは神さまがありがたい」という心理もありましょうが、これに比較して四日市市の人々の利用者が非常に少ないように思ひます。これはいまだ宮妻峽を知らない人が多いのではないかと思ひます。宮妻峽に行けば、これは金もかかりませんし一日中楽しんで最高のリフレッシュの地ではないかと思ひます。もっともPRをしていただいて、あるいは写真入りでもして四日市の市民のために知らせてあげたらこれ以上のことはないと思ひますが、ちょうど私がこの原稿をつくるときには、四日市広報は来ておりませんが、それでこのことを考えたんでありますが、今度の広報四日市に

は、宮妻峽の大きな写真が出まして、そして二面もり。ばなこの宣伝が出ております。私は非常に気をよくしたんですが、このようにひとつ何回も何回もPRしていただいて、皆さんにわかるようにしていただきたいと思ひます。

次に、第二点として、近鉄塩浜駅西口の開設についてお願いしたいのであります。

これは再三再四西口の駅の問題については取り上げてまいりましたが、昨年の九月議会でも私は取り上げてまいりました。くどいと申されるかもしれませんが、強い住民の要望でございますので、再度取り上げさせていただきます。鉄道側の条件としては、「近鉄の塩浜駅のすぐ南の踏切を閉鎖したい、そのかわりに地下道をつくりたい」と鉄道側は言っておりますが、住民としては、現在の踏切は駅前と駅西を結ぶ唯一の道であります。また商店街の関係もありません、どうしてもふさいでもらいたくないのでございます。あの南側の踏切は一日に平均して約六千人の人が通っております。これは近鉄側の調べであります、それが西口に駅ができることによって大いに助かるし、またこれは大きな問題であります。近鉄はラッシュ時に相当の本数を走らせますので、六分ないし七分は踏切で待たされます。貨車の入れかえになると十分もかかります。時間的に申しますと、一時間で約三十分ないし四十分は踏切がおりている勘定になるわけです。電車に乗ろうと思ひましても、次の電車に乗れないような状態が起ります。これは一日も早く塩浜西口の開設の実現に努力していただきたいと願うもので、とりあえず踏切の問題は後回しにして西口をつくることを当局も近鉄側に強く働きかけていただきたいことをお願い申し上げます。

次に、三番目として塩浜の浜旭町付近の振動公害であります、この問題は市公害対策課も調査していただきました、また土木部の方よりも非常に気にしていただきまして、路面の再点検等もしていただき、近く路面を舗装することが発注されていることと聞いております。それはそれといたしまして、地元住民の方は再三にわたり会社側と直接交渉してまいりましたが、何ら成果を見ることができません。貨車の引き込みについては旧来よりありましたが、

最近会社側の油の積み出し口が変わりまして、タンクローリーが朝の五時ごろより夜おそくまで走ります。この振動が四六時中でございますので、病人があるときは相当こたえるのであります。浜旭町の一角がこの地域に残っております。疎開ということも考えてみました。これは非常にむずかしい問題でもありますし、また自動車の速度をうんと落として制限してどうかということも考えたのでございます。市当局として何とかよい方法を考えてもらいたいと思います。また、これと同じに塩浜の大里町の方でもこの振動公害が出ておりますので、よろしくご答弁をお願いいたします。

次に、磯津町の排水問題についてでございますが、磯津北と磯津西地区の西側にある排水路であります。この地域の道路より西側にある約六十軒の排水は全部この地に落ちるのではないかと思います。これに磯津漁港に通ずる道路ができてから、この地の排水はスムーズにいかなくなったと思えますが、排水路をつくったために水が流れない、それがためにたまりまして、非常に臭い、ボーフラもわいておりました、何とか早くしていただきたいと強い住民の要望でございますので、現地を見ていただきまして、処置を講じていただきたいと思います。

次に、消費者保護条例についてでございますが、消費者保護条例が各地方自治体の手で続々と誕生しております。経済企画庁がこのほどまとめた実施状態では、北海道、東京、愛知、兵庫など十七都道府県において、また政令都市においては川崎、京都、神戸の三市で制定されているほか、北見、山形、松本、日立、国分寺、姫路など各市でも設けられているという。また、一方茨城、滋賀でも現在準備中と聞いております。また検討中のところもかなりあるようであります。条例の名称は必ずしも同じではないが、そのねらいは、日常経済生活に関して、消費者を守り、生活の安定と向上を図るという点ではどれも一致しております。また内容も、一つは商品の安全性、規格、表示などについて、事業者の責任を持って守るという規定をしております。二つ目に消費者の苦情を聞き、事業側の改善を求める

と、三つ目は欠陥商品などについての情報を流し、苦情処理を行うとともに、被害があった場合訴訟費用やあるいは立証活動にめんどろを見るという訴訟援助の規定を組み入れておりますなどの点では共通したものもありますが、消費者主権の確立で一步前進したことは喜ばしいことではあります。これまでの消費者は常に泣かされてきた。「消費者は王様」などと歯の浮くような甘いせりふに迷わされて、大企業の大産大産大量販売を会社の構想の中で何の力も持たないでいたと言っても過言ではありません。だが、昭和三十年代後半から消費者運動が芽生えてきて、四十年代に入って一気に全国に広がった。消費者も賢くなり、消費者の意識に目覚めて、大量生産のもとで欠陥商品、不良表示、不良価格などが横行し、消費者の被害が相次いで発生したのだから、この問題が起こってくるのは当然のことです。こうした中で大企業の横暴を阻止し、健全なる生産販売活動を実施させるための企業に対する規定として、独占禁止法の強化改正案、食品衛生法や薬事法、電気業取締の強化が唱えられてきましたが、同時に消費者保護に焦点を当てて、その体制を整備するために消費者保護条例をつくってはどうかと思うわけでありました。四日市市においても、この保護条例の制定をして、今後とも消費者の主権の確立に全力を傾ける考えはないか、この点をお伺いいたします。

以上、五点についてお伺いしますから、よろしく答弁をお願いします。

○議長（山口信生君） 暫時、休憩いたします。

午後三時二十二分休憩

午後三時三十八分再開

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

産業部長。

〔産業部長（斎藤久美君）登壇〕

○産業部長（斎藤久美君） ただいまの質問のうち、宮妻峽の件についてお答えをいたします。

宮妻峽のご指摘もございましたように本市唯一の自然公園でございます。近年都市化の進展と余暇利用などによります観光需要の増大に伴いまして、市営の宮妻峽ヒュッテには子供会をはじめといたしまして、山岳愛好会の方々なり昨年一年間でも五千三百八十人からのご利用がございました。身近かな観光地として好評を得ておるのでございますが、今後宮妻峽を自然と調和させました市民の健全な憩いの場として整備をしていくという形で、総合計画の中でも取り上げておるわけでございます。ご質問の道路舗装等につきましては土木部とも十分協議いたしまして検討をしております。

なお、電灯設置工事等につきましては相当距離もございませぬ関係上巨額の金も要ることになりますので、総合計画にもよります市営のヒュッテの整備に合わせまして検討をまいりたいというふうに考えております。

なお、ご指摘のございました軽微な設備等につきましては予算の中で整備をまいりたいというふうに考えております。

また、PRの問題につきましては広報四日市をはじめといたしまして、新聞なりあるいはパンフレット等でもPRをいたしております。

最近オーブンをいたしました近鉄高架下の四日市物産観光ホールにおきましても、パネル写真等を設置いたしてPRをいたしておるような実態でございます。

なお、市民の中でも会社、団体等で特にごみの清掃等奉仕をしていただいておりますような団体等もございまして、十

分今後ともPRに努めていろいろな機会を見て努力をまいりたいというふうに考えております。

なお、嘱託員の手当の議論につきましては、なかなか場所が場所だけに得がたい人でもあろうというふうに考えますが、全体との均衡もございしますので関係当局とも十分協議をまいりたいというふうに考えております。

さらにご質問の消費者保護条例の問題についてお答えをいたします。

消費者保護条例につきましては、昨年の六月一日に三重県が県民の消費生活に関し、県、市町村及び事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにいたしますとともに、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策を推進し、並びに県民の消費生活との関連性が高い物資の需給及び価格の安定化を図り、もって県民の明るい消費生活を実現すること、ということを目的といたしまして、三重県民の明るい消費生活を推進する条例というものを制定し施行をいたしております。保護条例という表現にはなっておりませんが、中味の上では先ほども申し上げましたように、消費者の保護、それから物資の需給及び価格の安定、さらに消費生活に関します苦情処理という形で内容等が定められております。また単位価格の表示なり、あるいは品質表示の品目等の細目を決めました施行規則も施行されております。消費者保護の観点からは非常にきめ細かい条例に現実になっております。

市といたしましては、この条例の第三条に定められております市町村の責務という問題も十分認識いたしまして、県条例に基づいて県が実施する施策に協力することによって市民の消費生活安定に寄与できるものと考えておるわけでございます。したがって、市といたしましてはこの条例及び規則等をさらに徹底させながら県とともに進めてまいりたいというふうに考えております。

なお、本年六月中には消費生活条例の施行一周年記念事業という形で事業者への条例の普及の効果をさらに上げるべく市内の売場面積五百平米以上の大規模店を対象にいたしまして、単位価格品質表示、計量器の設置等の総合点検

事業を県と合同で行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（山口信生君） 市長公室長。

〔市長公室長（六田猶裕君）登壇〕

○市長公室長（六田猶裕君） ご質問の第二点の近鉄塩浜駅西口の開設についてのお答えをいたします。

この件につきましては昨年の九月議会におきまして、同じく松島議員からのご質問にお答えいたしましたように、市道の七ツ屋大池線が五十二年度末に完成いたしますが、その後の車の流れと、それから問題となっております駅の南側にございます北楠の七号踏切、これの利用実態を十分把握いたしました地域住民と十分協議の上近鉄側と折衝いたしたいと、このように考えておる次第でございます。ご指摘のように駅の西側の住民サイドからは非常にこの要望が強くなることも承知しておりますし、ただ、近鉄側はこれをつくる条件といたしましては、いまの踏切を廃止して地下道なりその他の案をもって考えたいと、こういう点がございます。東側の商店街等におきましてはそれにつきましてはかなりの異論がある様子でございますが、そういう点を十分見詰めまして対処してまいりたいとこのような考え方でございます。いずれにいたしましても再度のご質問でございますので、十分意を体して慎重に対処いたしたい、このようなことでございます。

○議長（山口信生君） 環境部長。

〔環境部長（山北 彰君）登壇〕

○環境部長（山北 彰君） ご質問の第三点の塩浜浜旭町付近の振動公害についてお答え申し上げます。

ご指摘の浜旭町の振動でございますが、三月末に予定をいたしました通行車両も多種多様でございます。当初タンクローリーの振動を想像しておりましたけれども、タンクローリーの最高の振動が〇・三ミリメートルパーセカンドであると生コン車、クレーン車等も同様でございます。トラックが〇・三三、最も高いのがダンプカーの〇・四五ミリという数字が出ております。騒音につきましてはご案内のとおり騒音規制法ができておりますが、振動につきましては従来は工場振動を対象にした県の条例があるだけでございまして、道路交通振動につきましては規制がなかったのでございますが、この国会でようやく振動規制法が成立をいたしました。しかしながらまだ関係政令なども整備されておりませんので、近くこれら一連の法規や条例が整備されたといいたしました場合、その規制値を起えたといいたしましても交通振動につきましては、その結果公安委員会に交通規制をお願いするとか、道路管理者に適当な改善を要請するということになっておりますので、この振動の問題は道路問題については名四国道の騒音と似たようなケースとなっておりますのであります。現在公害対策課が測定いたしておりますのは、先ほど申し上げましたように振動を一秒間のミリメートルで測定をいたしておりますが、このたびの新しい法律ではデシベルという単位を使うことになっております。測定方法や振動レベルなどについて具体的な基準がわかり次第速やかに改めて新しい測定方法で測定いたしたい、かように存する次第でございます。

○議長（山口信生君） 下水道部長。

〔下水道部長（奥村仁人君）登壇〕

○下水道部長（奥村仁人君） 磯津町の排水問題でございますが、私も前々からたびたび現場の方へ出ましまして各町の自治会長さんや役員さん方と、また、地区の皆さん方とよく協議をしながら進めさせていただいております。最初に町全体の排水につきましての概況を申し上げたいと思っておりますが、東町につきましては、四百五十と三百のポンプをそれぞれ一台づつ据えまして現在排水をしておりますが、これに導水いたします下水管につきましては数年前から年次的に工事を進めておるわけでございます。また、北町の浸水対策としましては、今年度と来年度の継

続で地下水中ポンプを設置して鈴鹿川へ排水するように計画いたしております。

それから、西町、南町付近の対策でございますが、現在すでに漁港道路の南側に五百ミリのパーチカルポンプを一台据えまして南側の五隻樋門の方へ排水をしておるわけでございますが、水路につきましては今年度からの継続工事というところで計画をさせていただいております。

ただいまお話がございました北町、西町付近の排水不良の件でございますが、年度初めに先日私も現場をよく調査させていただきました。町の会長さんや皆さん方と協議をさせていただきました今年度からの継続工事ということで水路の改良をさせていただきますこと、それから町全体の排水改良を効率的に行うことによりまして解決をしていくというようなことでご了解を得ておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（山口信生君） 松島良一君。

〔松島良一君登壇〕

○松島良一君 詳しい答弁をいただきましてありがとうございます。一、二点要望を申し上げます。

官妻峡のあの管理人の方は自分から本当に喜んで管理に携ってもらっている。幾らくれとも何とも言わないんですが、私はあれだけやるんだから市としても当然目を開いていいんじゃないかと思っております。くどいようですけれども、規定もありましょうけれども何か手当てか何とかの方法で目を開いてもらったらどうかと思うわけでございます。

それから、塩浜の西口の問題については、いま話をされましたとおり、近鉄側としては何としても踏切をふさがなければこちをつけないんだというような雰囲気でおりますので、これが長年引っ張ってきたわけでございますが、近鉄の西側も相当開けてまいりまして、これではいけないということにもなっておりますし、住民の中では近鉄に交渉しておってもらいがあかないと。それではおいらも国に行こうじゃないかというような雰囲気も出ておりますので、

その点をよく考えられて市当局としても臨んでいただきたいと思っております。

それから、同じように大里町の振動もありますので、これは上野産業の問題だと思っておりますが、入口を変えるとか変えないとかいうことで措置をしてもらえないかということも出てきております。そういう点も今後交渉に当たっていただいて、付近の住民が本当に安らかに暮らせるようにしてあげていただきたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。

○議長（山口信生君） 本日は、この程度にとどめ、あの方日は明日お願いすることにいたします。

明日は、午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後三時五十四分散会

昭和五十一年六月十五日

四日市市議会定例会会議録（第三号）

四日市市議会

○議事日程 第三号

昭和五十一年六月十五日(火)

午前十時開議

第一 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員 (四十三名)

加	大	大	小	宇	岩	伊	小	天	青
			治						
藤	森	谷	川	田	田	藤	井	春	山
定	多	喜	四	良	久	信	道	文	峯
	喜								
男	三	正	郎	市	雄	一	夫	雄	男

○欠席議員（一名）

高 山 山 山 山 森 松 增 前 堀 古 福 平 長 橋 野
 橋 本 中 路 口 島 山 川 市 田 野 川 本 呂
 力 忠 信 安 良 英 辰 新 元 香 行 鐸 增 平
 三 勝 一 剛 生 吉 一 一 男 衛 一 史 信 元 藏 和

野 生 中 出 坪 田 高 高 坂 後 後 小 小 粉 訓 喜 川 金
 崎 川 村 井 井 中 木 井 口 藤 藤 林 林 川 霸 野 口 森
 貞 平 信 妙 基 三 正 長 寬 喜 博 也 洋
 芳 藏 夫 博 子 介 勲 夫 次 六 次 夫 次 茂 男 等 二 正

○副議長（野崎貞芳君） ただいまから、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、三十八名であります。

本日の議事は、お手元に配布しました議事日程第三号のとおり一般質問であります。

日程第一 一般質問

○副議長（野崎貞芳君） 日程第一、これより一般質問を昨日に引き続き行います。

金森 正君。

〔金森 正君登壇〕

○金森 正君 皆さんおはようございます。

それでは通告の手順にのっとりまして質問をさせていただきますと思います。

まず第一点は、市民要求が増大していることにかんがみまして、これにこたえるための先取り行政について伺いたいと思います。

当市の場合、その町づくりは総合計画の基本構想に基づきましてと行われておるのでございますが、中でも日々の生活に最も密接で深いかかわり合いを持つ生活道路、下水対策等の整備につきましてはこのほかその要望が多いのが特徴でもございます。もっとも、そうした諸点は行政側にごさいますしては市政モニターなり、自治会要望の集約という形の中で十分とらえていられるわけでございますが、問題が余りにも生活に身近なところから、計画路線に当てはまるものが少なく、それを律する場合どうしても後追いの行政の色合いが強くなるように思われるのでござ

います。ことに、下水、道路等につきましては、要望個所へのシフトという観点から見まして特にその感を強く持つものでございます。財政的にも大変厳しいときでもあり、従来の取り組みを全く無視して理想ばかりを追い求めるつもりはさらさらございませんが、行政全般を有効かつ適切に組み立てるためこれが対策にはあらゆる諸問題を集約し、かつ総合的な都市環境整備を大前提とする先取り行政の確立を急がねばならないというふうに考えます。端的に申し上げまして、従来ともすればありがちな市民要求にこたえるパターンから、これが先取りによる行政対応を強化していったってほしいということでございます。たとえば、都市近郊における生活道路の整備確立、生活排水路諸整備等々の推進に当たっては、よりきめの細かい地域別に一元化した行政の中で有効かつ適切にしかも効果的に配置されなければならぬと考えますし、さもなくば増大する市民要求に逐一こたえていくことの困難さがより強まってくると思うわけでございます。

行政側がこうした現実を踏まえ、将来に処し得る方向をみずから明確にし、これまでの市民要求に対する従順的な対応から一面で脱却するとともに、みずから確立した計画行政推進こそ今日的に欠かし得ない一面であるというふうな思うわけでございます。そうすることが先取り行政を確たるものとして定着させていくでありましょうし、市民要求に対し指導性ある対応を可能ならしめるものと信じております。いずれにいたしましても、行政側が先見性を持つた行政を推し進める青写真を作成され、これを市民に明らかにしながら計画行政を遂行していくべきだと考えますが、この点いかがでございますでしょうか。この点につきましてどのようなお考えをお持ちか尋ねるとともに、当面の課題として市民生活に直結する諸問題にかかる対応を強く求めるものでございます。

第二点は、福祉行政に関連いたしまして身体障害者対策の一環として福祉モデル事業の推進について伺ってまいりたいと思います。

まず、先日まとまった都道府県の地域政策の動向と題する自治省の調べを見ますと、福祉行政についてその見直しの必要性を強調するとともに、地域住民の連帯感に支えられたコミュニティなどの新しい地域社会づくりを進め、地域総ぐるみの福祉社会を築くべきだとの方え方が打ち出されて注目されております。しかも、その底流には厳しい財政事情下にあっても福祉は後退させてはならないとの基調が一般的で、あわせて従来の施設整備、物的給付の充実などといったこれまでの福祉政策だけでは真の福祉は達成できないとしており、心の福祉としての在宅福祉等々を広げるべきだとの考え方が強く打ち出されております。こうした情勢の中で各市における福祉行政は質的転換とその充実に加え、運用面でもきめ細かい配慮がなされるなど、それなりに充実を見るに至っておりますし、市民要求にこたえる体制が徐々につくられつつあることは大変喜ばしい限りであります。しかし、一方には彼らの自立への道をいかに切り開いてやるかという課題に対する取り組みが不十分なままであり、この点いかように方向づけられるのか、当局のお考えを伺いたいのであります。

彼らは彼らなりに毎日を肩身の狭い思いをしながらも自立への道を精いっぱい歩まれておられますが、そこについての心労は人一倍なものがあるでございましょう。このことに対する行政の温かい手だてを期待するものであります。彼らにとって果たしてこうした現実が、将来を含め安堵し得る場であるかどうか、あわせ考えてやる必要があるやに思いますし、今後にあっても毎年ふえてくるであろうこれら恵まれない方々の社会復帰への礎を行政が大きくとらえて何らかの方向を打ち出してやってほしいと思います。何はともあれ、より新しい時代への対応と申しましょうか、今日の物質的繁栄に裏打ちされた助成から、健康的に働くことによって喜びを得られる基盤を行政の責任においてつくり出してやるのが社会的ニーズとしても求められているのであり、その点に対する考え方をお尋ねしておきたいと思えます。

新聞報道によりますと、先ごろ三重県下におきましても一民間業者がそのような取り組みを始められ、一般の注目を集めているようであります。

こうした取り組みは今後市政の場に大いなる研究が必要であると考えますが、行政側も積極的に検討され、確たる方向を見い出すべく努力をしていただきたいと思えます。

なお、これが実現には幾多のケースが想定されることから容易な取り組みではありませんが、手始めとして民間企業への働きかけも一案でございましょうし、かかるケースに対する行政上のバックアップも不可欠といえましょう。要は地道な積み重ねの中から基盤を定着させることができればすばらしいことだと考えております。

そうした過程で、願わくば市自身がモデル事業設立など将来に向けての諸準備を模索していただければ幸いです。いますし、この点今日の背景から可能にしていかねばならないことを強調しておきたいと思えます。

すでに触れましたとおり、福祉行政の見直しの見地からもこの種の対応に行政側が考えられている方策は、一体何なのか明らかにしていただきたいと思えます。

いずれにいたしましても、今議会に提出されております養護学校に関する請願等を見ますとき、ますますその感を強くするのでございます。

第三点は、交通行政の一環としての道路行政についてお尋ねするものであります。この点につきましてはすでに昨日山路議員が指摘されておりますので、やや重複する点もあろうかと存じますが、焦点をしぼって伺ってまいりたいと存じます。

近年とみにめざましい車社会の発達で近郊都市化の進行とともに至るところに車ラッシュが生じ、幹線並びに準幹線につながる道路への迂回乗り入れが顕著にあらわれてきております。こうした情勢から山路議員も指摘されたよう

に、都市中心部に至る周辺の道路整備については少なくない課題が残されていると思うのでございます。円滑な交通体系確立の上からも、これが整備は可及的速やかに実施されなければなりませんし、当面する課題として六地藏中川原線の一部拡幅と整備、日永八郷線の一部立ち退き問題を含めての整備、千歳町小生線につながる松本昌米線の松本地内における整備促進、近鉄四日市駅西七十メートル道路の延長工事促進、欠下小杉線、つまり、小杉、みゆき、西阿倉川地内における周辺道路を含めた道路諸整備などの対策を推し進めてほしいと思うのでございます。

この点につきましては、それぞれ関係当局が努力されていることは十分承知いたしておりますが、本質的にはパニック状態に近づきつつある交通対策推進のための道路行政を洗い直す意味におきまして、これが今後の展望を伺いたいと思います。

いずれにいたしましても、交通問題を律する上で道路行政は切り離して考えられませんか、これが充実整備に行政のご努力をお願いするとともに、今後の道路行政推進にどういう基調で見守られるのか、考え方の基本構想を伺っておきたいと思っております。

四点目は、防災対策、主として雨期を迎えての waterproof 対策を中心にお尋ねしてまいりたいと思っております。ことしもすでに雨期シーズンを迎え、市民の皆さんの間には水に対する心配がつのつていっていることは言うまでもございません。行政側にあつては、すでに四十九年災害の苦い経験を踏まえ、点検対策に万全の取り組みをされているようにございますが、四十九年の災害復旧及び災害関連事業はおよそ九〇％の進行率と伺っており、万全とはいえないようであります。ことに天白川をはじめとする県下河川等にあつては一部に不安が残るとも言われるところから、総合的に見た災害防止への対応策、たとえば緊急時の諸態勢配備、資材の配置、さらには全体としてこれが防止策と事前補強対策等々につきどのような手だてを考えられているのか特徴点を中心にお答えを願いたいと思っております。

なお、コンビナートを中心とする防災につきましては昨日も触れられておりますので簡単に申したいと思っております。ことに最近ではこれが防止と行政指導の充実を期し、点検に鋭意ご努力を賜わっているようにございますが、最近の状況について少しく触れていただき、あわせその中から問題点の集約をいかになさっているのか、また、コンビナート防災法との関連で行政指導についてもどのようになさっているのか要点のみ触れていただきたいと思います。

最後に、悪臭問題に関連をしてお尋ねをいたします。この点はこれまで再三にわたってお伺いしてまいりましたので、詳細な言及は差し控えていただきますが、これが抜本解決には移転以外に考えられないのでございますし、こうした判断から、以下諸点を申し添え行政側の前向きな対応をお願いするとともに、先取り行政の一環として検討されるよう要望いたしたいと思います。

特にこれが抜本解決には市として何らかの手だてを考える時期に来ておるのでございます。この点再度の認識を賜わり、今後これが全面解決のためどういう方向で対策に取り組み、いかように設備を配置すれば問題が解決するのか、そのためにいかような資金を必要とするのか、他市の現況等も十分調査の上主体性を持ってこれを解決していくための手だてを一つの構想として描き出してほしいと思っております。

重ねて申し上げますが、早急に横断的な青写真作成に取り組まれ、一つの節をつけていただきたいと思います。以上、大変抽象的ではございましたが、五点にわたって質問申し上げます。特に岩野市長は昨日再度の出馬は考えていないと言明されたのでございますが、激動の四年間にしるされたその行政手腕を高く評価いたしますとき残念でなりません。残された任期はわずかでありますが、營々と築き上げられた路線がより開花し、あわせ尽きない諸問題の遂行のため今後ともご努力あらんことと切望いたしますとともに、ここに指摘いたしました先取り行政、福祉問題、悪臭問題等について、よりよいご見解を賜わりますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○副議長（野崎貞芳君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 第一点のご質問にお答えいたします。

市民の望むところをいち早く知り対策を講ずることは、市政を担当するものにとりまして常に心がけなければならぬこととございます。市民が行政に対して何を望み、何を必要としているかというのを的確に知り、これに対応する施策を実行することは最も必要であると考えております。このため従来とも市民の意識調査としての市政アンケートをはじめといたしまして、モニター制度、あるいは市民相談、あるいは自治会長の懇談会と、こういったいろいろの機会に直接住民の声を聞くことに努めてまいりましたのでございますが、決してこれで十分であるとは言えないと思っております。ことにこれらの声を施策に結びつけるためには大局的な観点で議会のご意見を十分に承り、あるいはまた、担当職員の見具申を素直に取り入れることも必要になってまいります。

いずれにいたしましても、真に市民の要望に応ずる行政を推進するために、広報、公聴活動を充実する手段の開発、あるいはこれに対応する機構の点につきましては十分検討いたしましたして、適切な方策を見出し、また、職員研修等を通じて職員が先取り意識を身につけるよう資質の向上に努めなければならないと考えております。

なお、今後地域問題調査会におきましては、その調査研究の過程におきまして各地域ごとに内在する意識、要望等を招き起こすことも必要になろうと思っておりますが、一つにはこれも住民の自治意識をくみ上げる格好の機会となろうかと期待をしておる次第でございます。先取り行政がある程度進めるためにはこういったあらゆる機会を通じて、住民の望むところ、欲するところ、希望するところ、こういったものをくみ上げて、これにできるだけ早く対処すべきであらうと、このように考えております。

○副議長（野崎貞芳君） 福祉部長。

〔福祉部長（谷沢文男君）登壇〕

○福祉部長（谷沢文男君） 第二点の福祉モデル事業の推進につきましてお答えを申し上げます。

ご指摘のありましたような方向ですにご承知のように総合計画にもその施策の方向等を明示させていただいておりますが、特に身障福祉モデル都市につきましては、四十九年に国の指定を受けてすでに三年、特に公共施設関係の都市環境整備事業を推進させてまいっております。もちろんこの問題は身体的ハンディを持たれた方々が、一般の人と同じように生活ができるような精神的、肉体的、経済的な負担の軽減の方向で進めるべきであり、単に公共的な施設だけではなくして、民間の施設等についても広く改善をお願いするのが当然である。今後地域連帯の方向で改善に努めてまいりたいと思っております。

また、ご指摘のありました福祉施策につきましては、身体障害者福祉法を中心にいたしまして、医療対策、あるいは在宅福祉対策、施設福祉対策、あるいは社会復帰のための諸施策ということになるわけでございますが、特にご指摘のあった社会復帰の点につきましては、法律的にも身体障害者の福祉法とか職業安定法、職業訓練法、あるいは身体障害者の雇用促進法とかそれぞれの法律的な方向はあるわけでございますが、具体的にはやはり国、県、市の機能を明確にしながらい民間企業の協力を働きかけて、これが実現に努力すべき問題でございます。したがって、言われます福祉モデル工場とか、あるいは職親の問題とか、あるいは特に強く要望されております授産施設の問題と雇用につきましては、今後さらに努力をいたして具体化に進んでまいりたいと思っております。

以上です。

○副議長（野崎貞芳君） 土木部長。

〔土木部長（杉本義広君）登壇〕

○土木部長（杉本義広君） 第二点目の交通行政と道路行政につきましてお答えいたします。

都市中心部周辺の道路整備が非常におくれていくことはご指摘のとおりであるわけなのでございます。石油ショック以来若干の交通量の伸びが低下していたわけですが、最近におきましては各路線とも従前に近い交通量の伸びを示しているわけなのでございます。特に名四国道、国道一号線、きのうもお話のありましたように、四日市土山線等々におきましては非常に混雑度を高めているわけでございます。そういった現状を踏まえまして、都市の基盤となりますところの街路整備事業を計画的に実施してまいっているわけでございますが、ただいまのところ七ツ屋大池線、千歳町小生線、赤堀山城線の三線を継続的に実施してまいっております。ご指摘にもありましたように、六地藏中川原線、これにつきましては中心部におきましては区画整理事業におきましてほとんど整備がされております。問題となりますところの区域外の、特に中川原の近鉄踏切周辺が幅員も狭隘でございます。そこで混雑しているということになっております。これらにつきましては都市計画事業の街路決定がございまして、今後の整備の方針といたしましてはこの三線の進行を見まして、引き続き実施を進めていきたいと思っております。

次の日永八郷線につきましては緑水園の前のご立ち退きの問題でございます。他ににつきましては狭いながらも第一次改良が済んだ個所であるわけなのでございまして、昨年一戸の立ち退きを完了しております。残るところ一戸あるわけなのですが、今年度予算も用地費を計上させていただいておりますので、近く地主との交渉に入りたいと思っております。千歳町小生線につきましては、港から末広町の交差点から国道一号線に至る間につきましてはすでに街路事業で完結しております。それから、山側につきましては、新正赤堀地内を通りまし

て城東町のところで既存の松本昌栄線に接続するわけなのでございます。

それから、山側につきましては幅員十メートルの道路でございまして、最近この道路におきましても相当混雑しておるわけなのでございますが、この個所より大井手西日野線の交差点から西の問題になるわけなのでございまして、この点につきましてはきのうご答弁させていただいておりますので省略させていただきたいと思っております。

中央線につきましては西浦の区画整理区域内につきましては五十年の事業におきまして、去る先月完了を見たわけなのでございますが、これから山側につきましては問題でありまして、何分とも交付金の道路でございまして、日永八郷線の交差点に至るまでの道路の計画増員として七十メートルありまして、この用地取得だけでも買収方式でございますと、数十億円の出るわけなのでございまして、この進め方によっては西浦のような区画整理方式をとらざるを得ないんじゃないかなと思うわけでございます。最近におきましてなかなか権利者の同意を得ることがむずかしゅうございまして、今後この事業の進め方につきましても十分と検討させていただきたいと思っております。小杉のみゆきヶ丘付近の道路状態であるわけなのでございますが、このあたりの道路は非常に道路網の感覚が薄うございまして、都市計画街路も赤堀山城線、ちょうど海蔵小学校の南を東西に流れております堀川といいますが、これに街路網が乗っております。それ以外には都市計画決定した街路がないわけなのでございまして、あとは四メートルないし三メートル程度の道路しかないわけなのでございまして、この付近一帯の住宅化によりまして、道路の密度が非常に薄く、交通混雑を来しているという状況であるわけなのでございますが、これらの整備につきましてはいろいろと幅員の狭い、たとえば交差点改良とか部分的改良によって当面をしのぎざるを得ないと、こういった状況にあるわけなのでございまして、今後これらの進め方につきましては十分と検討させていただきたいと思っております。

次に、防災総点検の関係につきまして関係分だけご答弁させていただきます。

一 昨年七月二十五日の災害によりまして、県の関係におきましては足見川、鎌谷、天白、鹿化、矢合のこういった河川はそれぞれと災害助成、あるいは災害関連事業でお取り上げいただきまして、総額的に約六十億円余りになるわけなんですが、着々と進めていただいておりますわけなんですが、被害を受けた破堤箇所につきましては、すでに四十九年、あるいは五十年で手当てをさせていただいております。問題となります天白、鹿化であるわけなんですが、まず天白川につきましては、日永の大瀬古新町のところで決壊したのであります。その下流部から上流に向かいます五・七キロ区間を災害助成工事として採択いただいて、事業費約二十七億円が災害復旧事業に着手したわけなんです。四十九年被災直後早速復旧工事に取っかかりまして、その大瀬古新町下流部から約一・二キロ、ちょうど輪勝、西日野駅の付近でございますが、そこまで四十九年、五十年でやっていたんですが、もうすでに完了しているわけなんです。五十一年度におきましては西日野橋から上流へ五反田橋、八王子のものと駅のところに五反田橋というのがございますが、そこまで約一・二キロあるわけなんです。ございますが、これを五十一年度施工予定にしております。五十二年度につきましては、それから上流へ南幸橋までいずれも南側右岸の方へ拡張されるものであります。これらの用地補償につきましては五十年におきまして用地買収を三千九百三十二平米をすでに買収を終わりました。五十一年度におきましては千九百八十九平米、五筆未調印があるわけなんですが、面積といたしまして四百十五平米でございます。この未調印を残しまして全部完了してやるわけなんです。また、建物移転でございますが、この間にひっかかります移転家屋が三十一戸あるわけなんです。ございますが、これもすでに二十六戸は話し合いがまとまりまして、ただいま移転工事を進めていただいております。残ります五戸につきましては目下交渉中でございます。近く交渉が妥結するということをお

聞いております。問題の下流部につきましては国の方におきまして災害激甚河川につきましては比較的中上流部において激甚災害を受けまして、下流部において被災の度合いが少なかった箇所についての改修促進方法について法制化されました。「激甚災害対策特別緊急整備事業」といった名前です。算額が設けられまして、これに天白、鹿化川両河川が五十年から組み入れられまして、工事が進められております。五十年の天白川の激甚の内容といたしましては、事業費一億八千五百万円をもちまして国道一号线から上流部左右岸、左岸で三百三十メートル、右岸で二百五十メートルすでに完了してございます。国道一号线から下流部につきましては右岸側三菱江戸川化学の周辺でございますが、約二百八十メートルの用地買収が完了しております。そのうち百五十メートル工事をやっております。五十一年度の予定としましては約二億円、ただいま申し上げました国道一号线下流の五十年度用買した箇所の残り百三十メートルの工事をやる予定をしております。

それから左岸寄りの中央緑地に沿ったところでございますが、このあたり約六百メートルの護岸工事を予定しております。五十年、五十三年といったような継続工事になるわけなんですが、いずれも下流部の河道整備、国道一号线の道路橋のかさ上げ、それから日永の天白あたりの天白川の河床のしゅんせつ、こういったようなことを天白川ではなされているわけでございます。

また、鹿化川につきましては石塚町の破堤箇所、ちょうどこの東面から東日野橋まで九百メートルございます。総事業費一億七千五百八十七万円が災害関連事業で行われております。天王橋下流に遺跡がございます。遺跡を残しまして完了しております。下流部につきましては天白と同じように激甚に組み込まれまして、五十年一億七千万円をもちまして石塚歩道橋から市道の道路橋の鹿化橋まで、約四百五十メートル完了してございます。この中の近鉄の鉄道橋につきましてはそのまま残っているわけでございます。五十一年度の予定といたします。

ては二億五千万円、近鉄の橋梁下あるいはまた国道一号線までの五百三十メートルの護岸をやるか、予算が二億五千万で、五億くらいの必要な事業費になるわけなのでございまして、これにつきましては県に対しまして、両方同時五十一年度にやってもらうようにということ強く要望してございます。

それから、下流部につきましても護岸の整備、それから旧鹿化橋の国道一号線のかさ上げ、中央緑地の北入口の橋梁のかさ上げ等が五十二、五十三年といったような年次になっております。

それから、市の関係につきましては、一般災害といたしまして四百九十六カ所、約三十億七千八百万円でスタートしたわけでございますが、現在八〇%の完了になっております。災害関連におきまして十河川のうち八河川残りまして二河川が五十年程度までに完了いたしておるわけなのでございます。

それから防災対策につきましては、出水期を控えまして五月の始めに県、市職員をもちまして各河川の危険個所の調査を行ってまいっております。その結果によりますと、特に注意を要する区域が三十二カ所で延長三万二千三百八十メートルとなっております。昨年は三十五カ所で延長が六万四千九百九十メートルであったわけでございますんですが、差し引き三万メートルばかり減少になっております。これは災害復旧の進行によりまして河川の改修事業が進んだ結果ということでございます。

また、水防倉庫につきましても四十九年度十一棟であったのでございすんですけども、その後四棟増設いたしました、現在十五棟になっております。この中には備蓄資材、かます、ビニール袋十五万五千七百八十袋を備蓄してございまして、その他の水防資材も十分確保してございます。本年は特に河川の観測体制の強化に力を入れてまいっておるわけでございまして、豪雨時各河川の出水の状態を的確に把握することは水防活動にきわめて重要なことであるので、したがいまして、内部川、鈴鹿川両河川の水位観測所を自動化、テレメーター化に変えまして、また三

滝川、内部両河川に二カ所の指定水位の観測所を新設しているわけでございます。

以上大変長くなりましたけれども、水防対策につきましてお答えいたしました。

○副議長（野崎貞芳君） 消防長。

〔消防長（松村佳美君）登壇〕

○消防長（松村佳美君） ご質問がございましたコンビナート防災につきましての総点検のあらましなり、集約につきまして簡単に答えたいと思います。

石油コンビナートの事業所の防災体制の点検をいたしまして、防災体制の整備等、災害の発生防止を期するために、ことしの二月四日から二十八日までと、五月四日から六月四日までの二回にわたりました、中規模以上の事業所十四社についての総点検を行ったわけでございます。なお、残る十八社につきましては今月中に防災資機材の点検を一応終了したいという試みでございます。この点検につきましては消防本部並びに所轄の消防署から、私以下十三名くらいの職員が出向きまして、また、事業所の方からは工場長以下大体四十名から五十名、多いところでは百名くらいの従業員が参加してもらいまして、抜き打ちな消防訓練の実施であるとか、あるいは防災資機材の点検、その結果につきましての反省検討会等の開催を一事業所約三時間ぐらいにわたって実施したのでございます。いずれの事業所にまいりましても終始意欲的に取り組まれまして、きわめて熱心に終始せられたというふうに私どもは感じております。そして、防災意識の高揚なり防災技術の向上に相当な成果をおさめることができたというふうに考えております。しかし、今後の課題として残されておるものもたくさんございまして、その第一点としましては、防災体制という問題の中に指揮命令系統を一元化して、情報の集中化を図るとか、あるいは各施設ごとに起こり得る災害というものを具体的に想定分析いたしまして、これに対応した防衛計画というものを整備してもらいたいとか、

あるいは防衛活動による機敏性ということ、応用動作を練摩してもらいたい、あるいは防災本部において災害活動の全般を把握して適切な防災対策を推進するための資料を整備してもらいたい、あるいは近隣事業所間の初動協力体制を整備してもらいたいというような問題点が出てきております。また、防災資機材につきましては使用対象場所に応じた保管場所というものを選定してもらいたい、特に夜間における活用方法等についても少し整備してもらいたいというような問題点、第三は事故防止対策といたしましては、災害防止施設を強化してもらいたい。あるいは災害個所に応じた防衛計画を整備することと、内容物の転送設備等を整備してもらいたい。それから、危険個所の避難設備を整備してもらいたい。それから、作業の安全確保措置をもう少し強化してもらいたいというような共通点が出ておりますので、これらの事項につきましては、各事業所に対しまして現場において厳重に指導いたしまして、その確認を私どもとしても取りつけていきたいというふうに考えておる次第でございます。

いずれにいたしましても、災害を出さないためにはどうすべきかということを根幹にいたしまして、もし発生した場合には初期の段階においてどのように対応してこれが必要最小限度に押さえていくかということを中心点にいたしまして、自衛防災体制と技術の強化に努めておるのでございます。大体私どものやりました総点検の結果から得ました成果なり教訓というのは以上でございますけれども、今後の問題といたしましては、一応六月中をもちまして私どもの防災点検が一応の終了を見るつもりをいたしておりますので、この時点におきまして上半期の一応の成果と欠陥を総括いたしました問題点を抽出して下半期における災害防止対策というものを計画し、その実行を進めていきたいというふうなつもりでいま仕事に取り組んでおる次第でございます。

なお、コンビナート防災法のご質問がございましたけれども、本年六月一日をもちましていよいよコンビナート防災法が施行に相なりまして、関係政省令も出そろったというのがいまの段階でございます。私どもといたしましてはこの内容をいま十分に検討いたしましたして、このコンビナート防災法なり関係政省令というようなものから得なければならぬ体制づくりなり、資機材の増強なり、あるいは行政上の措置というものはどのようなものかということをも具体的に抽出しながら、この法律の施行についての私どもの体制づくりに取り組んでおるといのが現況でございます。

いずれにいたしましても、コンビナート防災法は私どもでふだん従来から呼んでおりました第一、第二、第三コンビナート並びに桶を含めまして一つの特別防災地域として指定されるということになったわけでございます。この中には私どもからふだん呼んでおります消防法上のいわゆる危険物、あるいは通産省に関するところの高圧ガス関係、さらには厚生省の所管に属しますところの毒物、劇物というようなものが一応対象に相なるわけでございます。だから、こういうようなコンビナート特別防災地域内におきまして、大地震であるとか、あるいは大災害であるとか、その他のいわゆる工場災害が起きたときに起こり得る災害というものを想定いたしまして、関係行政機関との連絡を特に密接にいたしながら今後の防災行政に真剣に取り組んでいきたいというふうに考えておる次第でございます。以上でございます。

○副議長（野崎貞芳君） 環境部長。

〔環境部長（山北 彰君）登壇〕

○環境部長（山北 彰君） 第五点についてお答え申し上げます。

化成工場の悪臭に関しましては三月議会に公害対策特別委員会の調査報告といたしまして、施設、適地あるいは経営形態等について検討を加える必要があるというふうに委員長からご報告をちょうだいしておるのでございます。

従来主として当面の対策について進めてまいりましたが、今後さらにその上にマクロの課題といたしまして、原料

の保管、輸送方法、加工処理工程の装置等それらを通じた一貫した悪臭防止のためのシステムとしてとらえて技術の研究が必要であろうかと思っております。さらにこれらの技術上の条件の上に立って適切な立地条件の設定であるとか、あるいは、財源、経費負担等を含めた経営形態等について調査研究が必要であろうかと思っております。従来も機会を見ては調査をいたしておりますが、各地ともいろいろと問題があるようでございますが。近い機会に計画的にこれらのテーマのもとに計画的な調査を行いまして、県当局と緊密な連携のもとに望ましいあり方について青写真と申しますか、将来の構想を作成したいと考えております。以上でございます。

○副議長（野崎貞芳君） 金森 正君。

〔金森 正君登壇〕

○金森 正君 大変ごいねいな答弁をいただきまして時間がかなり過ぎてしまったようでございますので、その辺ご協力をする意味で、大変私の質問が多かったということでご迷惑をかけた点をおわび申し上げます。特に市長から先取り行政の問題につきましては、今後の行政の行く道で大変重要だということから十分機構的な問題を含めて検討をするというお話でございますので期待させていただきます。それから、福祉の問題につきましては、特に現状をよくわかっておりますし、将来に処していく、将来に準備をするという意味で現時点が大切じゃないか、こういう観点からご指摘を申し上げたのでございますので、よろしくひとつご判断を仰ぎたいかように思います。

道路行政につきましても大変努力をいたしておりますし、金のかかることもよくわかっております。そういう意味では今後の格段の努力をひとつよろしくお願い申し上げます。それから、防犯関係につきましても大変ごいねいな答弁をいただきましてありがとうございます。

なお、コンビナート関係につきましては今後総集約をしていくということでございますので、その場に議論の一端を譲っていきたい。また、悪臭問題につきましては一貫システムということでお話がございました。私どもは十分努力していただいておりますことを踏まえて指摘をしているわけでございますが、やはり膠着してきた状況の中で移転のための真の準備は何かということから発想した指摘をいたしましたので、その辺をよろしくご賢察を賜わりたい、かように考えます。大変時間オーバーしたことをおわび申し上げます。ありがとうございました。

○副議長（野崎貞芳君） 暫時、休憩いたします。

午前十時五十分休憩

○副議長（野崎貞芳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

中村信夫君。

〔中村信夫君登壇〕

○中村信夫君 それでは通告いたしました手順に沿いまして、質問させていただきます。

新年度もスタートいたしましたして数カ月を過ぎてまいりました。その間、私の見解、内容を述べさせていただきました、さらに認識を深めてまいって、今後の市政発展のために努力してまいりたいと考えております。理事者側のよきご配慮、ご答弁をお願い申し上げます。

私の質問いたします内容は、現情勢におかれております市の財政の見通し、及び行政とのつながりでございます。

さらに、教育、福祉関係、身障、精薄、難病に対しての諸問題でございますとともに、学校設置、文教関係でございます。いまさら私が申し上げるまでもなく、また大変恐縮とは存じますが、質問の前段といたしまして予算について少し触れてみたいと思います。

この五十一年度の三月議会におきまして、人間尊重を基本といたしました都市づくり、これを目標にいたしまして、借金の依存型ではございますが、一四・六兆の伸びを示して、原案のとおり私たちが可決してまいりました。予算というものは、その年度の行政執行のほとんどすべてであると言っても過言ではございません。もちろん、直接予算に關係しないものの中にはございます。いくら予算に計上されておりますも、それがうまく執行されなければ、その行政効果を疑うものでございます。また期待をすることはできないわけでございます。通常の行政は予算の執行を通じて行われると言っても差し支えないと思います。その予算が総花的であって、無原則に組まれているということになった場合、この施設に確たるまた方針がないとか、行政に生じていると言われても仕方がないと思います。効率的な成果を期待するのも、われわれとしては当然だと思います。したがって、この予算というものは、われわれ市民が血の通った財源でございます。それによって、どれだけ大きな効果をおさめるかということが大切でございます。まず歳入について、あらゆる事情を考慮していただき、かつまた努力しながらその限度内において最大の効果をおさめることを目途としておることは、いまさら言うまでもございません。そこで、現時点におきまして市の財政がいかがなっているか、見通しについてお尋ねするものでございます。

さらに私たちが解明いただきたいと思っておりますが、いろいろの施設づくり、そういうものにして完成日時が行政面と市民との期待が、種々の要素はあるとは思いますが、ずれているのではないかと思います。これは当初の三月議会の予算のときに、こういうものはいつできるという明示がございません。これをどのように私たちが解釈するのとか

いうことでございますが、五十一年度予算であるから五十一年度内につくればいいものか、またシーズンに影響されますプール、または中央緑地におきます夜間照明、こういうものが市民の願いといたしましては、五十一年度に予算が成立すれば、当然このシーズンには利用できると思っております。そこで特に、この今回のプールの問題、夜間照明の問題について、いろいろ理事者側に諸事情があるかと思っておりますが、この点明確に解明いたたくとも、今後の予算措置についても、プールが一昨年例でも九カ月かかったという実例があるのでございますから、いつ幾日までに完成するというふうな目標を出していただければ、市民は納得するのではないかと思いますし、住民からの苦情が少なくなるのではないかと思いますので、よろしくご回答いただきたいと思います。

次に身障、精薄の關係でございますが、精神薄弱者のことにつきましては、先ほど金森議員からご質問いたしました。福祉部長からいろいろご答弁がございましたが、ひとつ角度を変えて私からご質問してまいりたいと思っております。まあ精神薄弱というものは、肢体不自由児でありまして、精薄でありまして、体に障害を持つ人が一人一人漏れなく家庭の中において、また学校において、施設の中で、職場に、地域社会のために、あらゆるものに地域の人々から温かい協力によって、仲間としていま現在育てられておるのでございます。だが人間として、明るい生活が保障されていると、いま言えるでしょうか。子供たちを持つ親としては、切なる願いでございます。今回国の養護学校義務制実施方針によりますと、体の不自由な者、知恵おくれの者、一年以上の小児慢性疾患による対象にいたしまして、義務教育を完成実施するのがねらいでございます。県におきましては、来年度三重国立療養所の中に養護学校を設置するような方針が出されております。私も数回、市長にお尋ねいたしました。ご理解ある回答をいただいておりますが、西日野に土地造成されております所におきまして、財務局との了解も得て、早期に着手するということでございますが、このことを親たちは首を長くして行政を見守っておりますのでございます。再度、現時点における計画の現状、

検討内容につきまして、またさらには、県との交渉内容につきまして、ご回答いただきたいと思います。

さらに難病対策でございますが、最近生活環境の急激な変化に伴いまして、健康阻害の要因が増加して、原因不明、またかつ治療方法が未確立な難病が続発いたしております。ある日突然、原因不明の病気に襲われて、その病気が絶対になおることの見込みのないということを医者から宣告されましたら、皆さん方はいかがでございますでしょうか。ほんとに、私たちだけは絶対にそんな病気にかかるはずはないと思っておられるかもしれません、いま難病で日々苦しんでみえる人々も、かつてはそのように思ってみえました。だが、ある日突然、死に等しい宣告を下されました。いつか私たちもこの難病にかかるかもしれません。だから、難病の問題につきましては、健康な人々を含めた、われわれみんなの問題ではないかと思えます。文字通り、大変むずかしい病気でございまして、原因不明の病気でございまして、原因不明だから、治療方法もありません。たとえばベーチェット病という難病は、二十歳台に発病いたしまして、患者の四〇％から七〇％が失明状態になるという恐しい病気でございます。どうしてこの病気が発生するのか、原因はまだ、いまだにわかりません。ビールス説、細菌説、自己免疫疾患説、または薬の副作用、いろいろの説がございまして、病気の進行を食いとめているというのが精いっぱいでございます。まあ参考に、この難病はベーチェット病を、初めといたしまして、スモン病、そのほか約五十種類に達する難病がございます。これらの難病は、経済の高度成長の中で発生してきたものでございます。本人の不養生だとか、不摂生などが起こり得る病気でございませぬ。きわめて社会的要因からくるものでございます。全国では三十万人から五十万人、当市におきましても百数十名というふうなことは聞いておりますが、ただ埋もれておるのがたくさん、困ってみえる方があるはずでございます。患者と家族の精神的苦痛、就職難からくる経済的重圧はきわめて大きく、失望して自殺される方も多く、まことに悲惨な

ことでございます。しかも、この難病は減るどころか、経済成長とともにふえ続けております。したがって、これを放置するということは断じて私にはできないと思えます。そこで難病に苦しんでいる人々を、一刻も早く救うために、医学的研究調査を進めていただくことは言うまでもございませぬが、患者及び家族の生活苦等解消して、万全の対策推進が福祉充実の今日的課題と考えております。現在急に、このような諸問題を取り上げましたも、実態について判明しにくいかと思えますが、前向きな姿勢によって何らかのご回答なり、説明をいただけましたら幸いかと思えます。

最後に学校関係でございますが、不況と物価高でせちがらいこの世の中で、自分本位の考え方が根を張ってしまい、思いやりだとか助け合い、この心は遠くなりつつあるようで、無理が通って道理が引込むことわざのように、ごね得が横行いたしまして、正直者はばかを見るようなこの世の中ではなからうかと思えます。それにはやはり、いまの教育でないがしろにされている道徳教育、情操教育、こういうものが大切ではないかと思えます。その一番大切な時期に、学校ではただ有名校への受験のための勉強、社会へ出てエリートになるための足がかり、人を押しのけてでも払いのけてでも自分を優位な立場に立とうという人たちが多くなるというのが現状でございます。そこで今回、総額百六十三億に及ぶ莫大な教育行政五カ年計画が発表されましたが、この四日市周辺の都市化が進みまして、周辺人口の急増は目を見張るものでございます。市内のドーナツ化現象は厳しく、近年いろいろ新開発地に新設校が数校ずつ建設されました。市の教育予算が多くの費用を要しているのが現状ではないかと思えます。この現状を踏まえまして、四日市市総合計画のうち基本姿勢の中に九項目がうたわれておりますが、これを発表になってから一年半余りの経過時点におきまして、この推進の方法、今後の見通しについてお答えいただきたいと思います。特に内容につきまして、は適正な規模の幼稚園とか学校を適正に配置することにあります。現在、その学区制の見直し、検討内容、そういうものについてお答えいただくとともに、学校格差の是正、または高校新設、大学誘致、この諸問題につきま

しても現在検討されている内容につきましてお答えいただきたいと思ひます。これで第一回目の質問を終わらせていただきます。

○副議長（野崎貞芳君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 第一点についてお答えいたします。

長い間、低迷を重ねておりました経済の状況も、マクロ的には大体底固めを終わったように考えます。これに伴いまして市の財政の見直しにつきまして、収入面におきましては、まず市税におきましては当初予算に百二十八億円を計上したのでございますが、今後の見込みといたしましては、個人市民税、あるいは最近の景気の状況からいたしまして、法人市民税及び電気税等の増収が、若干期待できる見込みでございますし、また固定資産税におきましても、土地の負担調整率の確定及び新規償却資産の増加等がございまして、多少の伸びが見込まれますし、その他の財源といたしましては、本年度から市町村に譲与されることになりました地方道路譲与税のほか、特別交付税、繰越金、こういったものを合計いたしますと、私は現在の時点におきましては十五億程度の収入が予算よりは見込まれるのではないかと思っております。

次に支出の面におきましては、今後補正を要するものとして、義務的経費もしくは、これに準ずるような経費といたしまして、まず人件費が一番大きな問題になると思うんでございますが、人事院勧告によるベース改定の予想を六%ないし七%と予想いたしました場合の、給与改定に要する経費、勸奨退職による職員の退職手当、あるいは生活保護、児童措置費等これらの扶助費の上積み及び物件費、あるいは県営事業の負担金、あるいはまた他の会計への繰出金、こういった支出を考えますと、これが私は十三億前後になるのではなからうかと考えます。したがって、現

在の私の予想といたしましては二億円前後が、さらに一般事業費につき込まれる余裕ができたのではないかと考えております。もちろんまだ、今日の段階でございますから、確定的な見通しはむずかしいんでございますけれども、私は現在といたしましては、そのような見通しで考えております。

次に、五十一年度の予算の執行の問題でございますが、ご指摘のように、予算はその年度の行政執行のほとんど、大部分を占めることでございます。施設づくりにつきましては、完成の時期が予想よりもずれておるといふことは、私も申しわけないと思ひます。年間予算ではございますけれども、シーズンのあるものは、できるだけシーズンに間に合わせたいと、従来も考えておりますし、現在も考えております。プール、夜間照明等の完成の目標、これは必ずしもございます。シーズンのあるものにつきましては、その年度内とは申しまして、そのシーズンに間に合わせてこそ年度内ということにもなると思ひますので、十分今後とも気をつけていきたいと思っております。

○副議長（野崎貞芳君） 福祉部長。

〔福祉部長（谷沢文男君）登壇〕

○福祉部長（谷沢文男君） 中村議員の第二のご質問のうち、福祉関係並びに難病関係につきまして、お答えをさせていただきます。特に身障福祉対策につきましては、先ほどの金森議員のご質問にもお答えいたしましたような施策方向をもって対応してまいりたいと思ひます。特に、ご指摘のありました施設対策、なお西日野地域における福祉センター問題についてのご質問に、お答えをしばってまいりたいと思ひます。西日野地域における福祉センターにつきましては、五十一年度の最終におきまして整備のための予算をいただき、今回の議会でも事業の繰り越しをさせていただいておりますけれども、現在着々、工事を進めさせていただいております。したがって、その整地、排水等

の工事が完了次第、従来からご説明をいたしております勤労身体障害者の体育施設の建設を労働省の雇用促進事業団で着工を進めてまいりたいと思えますし、強いご要望のあります精神薄弱者授産施設につきましては、ただいま市、県それから団体の方々、あるいは学識経験者の方々等を寄せた、一つの研究プロジェクトをつくりまして、運営、管理それから授産種目、それから対象者等々の問題の検討をいたしております。したがって、これが具体的な検討が終わりました段階で、ひとつつ議会にもご相談を申し上げて、できるだけ早い時期に建設の方向へ努力をしてみたいと思えます。なお養護学校の問題につきましては、教育長の方からご答弁されるものと思えます。

次に難病の問題でございますが、ご指摘のありましたように、難病と言いますのは、原因が不明であり、その治療が、方法が未確定であり、かつまた後遺症が残ると、しかもその経過が慢性的であり単純な介護等ではむずかしいという、きわめて問題を持つ病気でございますので、国におきましても四十六年五月の国会で、難病対策議員懇談会が結成されました、自來厚生省におきましても特定の疾病対策というふうなことで、この難病対策が進められ、難病対策要綱として現在まで研究の方向が行われております。国におきましては、まず一つには医療対策の充実ということで、四十七年度に八十億を計上いたしまして、スモン、パーチェットなど四種の入院患者を対象に治療、研究が行われ、また患者に対する月額医療の支払い制度もでき、自來この研究対象の疾病と医療費の負担の疾病等を分類いたしましたして、現在も対応が進められております。五十一年度につきましては、十五患者に医療の負担の対策、なお調査、研究のための四疾病ということで五十一年度国の予算も組まれておると聞いております。現在四日市管内における医療の対象患者は保健所の調査で三十九名と聞き及んでおります。すべてこの問題は、いま申し上げたような、一応国の調査対象、対応の施策が進められ、県保健所の窓口とした一つの段階でございますが、私どもといたしまして、ご指摘のありましたような、またご説明申し上げましたような病気でございますので、今後福祉側から見た対応として、十分検討をいたしたいと思えます。

たしてまいりたいと思えますが、まだ先ほどご指摘のありました埋すもれた方等の相談、あるいは窓口が保健所であることについて、この段階でご報告を申し上げたいと思えます。以上です。

○副議長（野崎貞芳君） 教育長。

〔教育長（市川一郎君）登壇〕

○教育長（市川一郎君） 本年度の予算執行の問題につきまして、先ほど市長からご答弁があったのでございますが、直接私の方に関係しておりますプールなり、あるいは野球場のことにつきまして、シーズンに間に合わなくなりまして、プールにつきましては深くおわびを申し上げたいと思っております。学校建設の中では、三月末に竣工すればいいものもございますし、あるいは体育館のようにせめて卒業式には間に合わせたいと、そういうものもございますが、プールにつきましては、ぜひシーズンに間に合わせたいと思っておりますのでございます。後から坂口議員からその事情についてご質問もあるようでございます。そのときに詳しく申し上げようと思っておりますのでございます。機種選定の問題、あるいは請負契約の問題、あるいはことし特別な、事務的な事情などがございましておこなわれてきたのでございます。いずれにいたしましても、まことに申しわけないことだと思っております。ただいまの見通しとしては、八月上旬に本体工事だけができる、後の付属の便所とか更衣室、これはもう少し時間がかかる、そういうことでございます。業者を督促いたしましたして一日でも早く、一日でも長くこの夏に使えるように、さらに一層の努力をしたいと思っておりますのでございます。なお中央緑地に予定しております夜間照明の問題でございますが、これは設計の段階は順調に進んでいったのでございます。ご承知のとおり七月、八月という期間はあの緑地の野球場が非常に使用頻度の高いときでございます。まあ、そのときに、その一番高いときに野球場を使えないようにすることはどうかという問題が一つ、さらにあそこのプールの使用でございます。工事に着工いたしますと大型機

械を持ってまいりますので、プールの使用にも非常に危険が起こると、こういうような事態になりまして、いろいろどちらを取るべきか検討したのでございます。先ほどの教育民生の協議会の際にもそういう事情を申しました。まあそんなら夜間照明の着工を少し延ばして、そして三月末間に合う、そういうふうにしたらよかろうと、そういうふうな意見をいただきましたので、その辺で事を進めていきたいと思っておりますのでございます。

〔私語する者あり〕

それから、次の養護学校の問題でございます。ご承知のように五十四年度から養護学校が義務設置になるのでございます。県の方では、前からのいきさつもございまして、以前からあります草の実学園の近くにありますが養護学校、これは肢体不自由児のものでございます、それからもう一つ、もう二つ、虚弱者の養護学校、それから精薄者の養護学校、この計画は従前からのいきさつがあって、決まっておりますようでございます。他の養護学校につきましては、いま特殊教育の審議会というものを設けて検討しておりますようでございます。はっきりした線は出ていないのでございます。私も、県の教育委員会には、たびたび足を運びまして、早急に四日市地区に養護学校が実現するように交渉してあるのでございまして、その見通しは決して暗くないと思っておりますのでございます。

次に、通学区、学校配置のことについてのお尋ねでございます。通学区の設定ということは、単に学校教育ばかりでなく地域の自治会の活動、あるいは地域の社協の活動、あるいは子供会、婦人会などの活動にも影響いたしますので、非常に、単に教育委員会ばかりでなしに、いろいろの関係から慎重に検討しなければならぬ問題でございます。いままで家のなかつた所に住宅ができてくる、あるいは前の行政区をまたいだ所に学校を建てなければならぬような事情が起こってくるというので、年々学校の、学区を決定するときには、非常に苦勞しておるのでございます。来年度は中学校一校、小学校一校の開設を予定しておりますので、特に慎重にしなければならぬと思っております。さらに、従前から中学校の配置

計画については問題がございまして、本年度中には、一つの結論を得なければならぬと、そういうことでございます。したがって、教育委員会の中だけでなしに、市長部局のご協力を得まして、いま従来のある資料を再検討して、事務的に一つの成案を得るよう努力をしておるのでございます。まあ、それに基づきまして、従来年一回通学区の審議会を煩わしまして、意見を承っておりますのでございます。本年度はその審議会も、さらにもう少し、学校の学区あるいは学校の適正配置、そういう基本的な問題からご意見を伺い、そして具体的な問題について事を進めていく、そういう段取りで事を進めていきたいと思っておりますのでございます。

○副議長（野崎貞芳君） 中村信夫君。

〔中村信夫君登壇〕

○中村信夫君 一部の質問、私の説明の仕方が悪かったかもわかりませんが、回答漏れが一部ございました。冒頭、財政と行政につきましてお願いいたしましたところ、まあいろいろ的確なご説明いただきましたが、市民の皆さん方は、こういうときこそわれわれの力と言いますか行政の視方を十分注視いたしておりますので、ひとつ血の通った行政をよろしくお願い申し上げたいと思っておりますし、二億円程度がまだ組み込まれるということでございますが、ひとつ大事な財源でございますので、市民の要望をよくお聞きいただきたいと思っております。さらに四日市市のモデル都市として、この福祉の問題は非常に幅広うございますが、市民の要求というものはたくさん幅広うありますが、さらに前向きに取り組んでいただきたいと思っております。一部の回答の中で後ほどの坂口議員からの回答ということでございますので私は待ちますが、後十三番目にやられるそうでございます。その回答のときに私は了いたしますが、十分な意のある回答をひとつよろしくお願いを申し上げます。

それから私の質問の中で高校設置の問題につきまして、これから五十八年度までに高校設置が七校程度ということ

で言われておりますし、この当地方でも高校設置の問題について取りざたされておると思っておりますので、この件につきましてはお考えがありましたらお聞かせいただきたく思いますとともに、文教都市として博物館だとか武道館という話も一部は聞いておりますが、そういうことにつきましてもご回答いただける内容がございましたら、ご説明いただきたいと思ひます。

○副議長（野崎貞芳君） 教育長。

〔教育長（市川一郎君）登壇〕

○教育長（市川一郎君） まず高校問題でございます。先ほどの、先般来の新聞紙上でも発表しておりますように、あるいは県の高校整備委員会が発表しておりますように、高校生はせいぶんふえてまいります。現在の進学率をもとにいたしましたも、高校生はせいぶんふえる。ふえるのは特に四日市、桑名あるいは鈴鹿、若干津の方というようにございまして。これは父兄にとりましては、非常に大きな関心事でございます。同時に私どもも四日市の子供が他の地区の学校にいかなくても済むように、配慮しなければならぬというので、慎重な態度で努力をしなければならぬと思っております。

なお、美術館あるいは博物館のお話でございますけれども、総合計画にはプランとして、載っておりますのでございます。財政の事情がございますので、そういう点につきましては、いろいろの社会情勢を見て、事あることに推進はかかっていきたいと、こう思っておりますのでございます。

○副議長（野崎貞芳君） 中村信夫君。

〔中村信夫君登壇〕

○中村信夫君 どうもありがとうございます。そこで最後に、要望をつけ加えさせていただきますと思ひますが、

最近、高校生の中で非常に勉学のために苦しんで、自殺される数が多く出てまいりました。そのためにも、当方に早くできるだけそういう教育の場を設けてやることにしていきたいと、われわれ青少年問題対策の中の一環といたしましても、これを早急に設置を望むものでございますので、よろしくお取り計らいいただきたいと思ひます。ありがとうございます。

○副議長（野崎貞芳君） 暫時、休憩いたします。

午前十一時五十一分休憩

午後一時一分再開

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

後藤長六君。

〔後藤長六君登壇〕

○後藤長六君 通告いたしました手順に従いまして、二、三点市のご意向をお伺いしたいと思ひます。

生活用汚水排水と、濯洗用水との区分、及び総合的下水道計画の早期樹立についてという問題につきまして、要望ないしは質問させていただきたいと思ひます。この問題については、しばしば議会において論議されておる問題であります。最近、痛切に身を感じたことがございますので、質問の重複を顧みずお伺いをするわけでございます。下水道事業については、市当局において最善を尽くされておるものと理解している一員でございますが、そうした市の努力にもかかわらず、現状は都市化が急速な勢いで進んでいるために、市民要求の形で下水道問題についての解決が各地で迫られているのが今日でございます。特に住宅地域と農地との接合する地帯に頻繁に大なり小なりのトラブル

が生じておりますことは、衛生的な見地からいたしましても、農作物との関係から見ましても捨てておけない問題ではなからうかと思えます。最近の新造住宅に浄化槽を設け、水洗便所にしておられる傾向が多いわけですが、浄化槽が完全でないために浄化が不完全なまま排せつされるために、不衛生的で、しかも先ほど申し上げたような、トラブルの原因をつくっているのが実情でございます。また加えて化学洗剤、その他化学的物質を含んだ家庭汚物も一緒に用水の水路に流し込んでおりますために、特に夏季には臭気が立ちのほり、隣近所に迷惑を与え、加えて下流に当たります農地におきましては窒素分過多によります成分によって、農作物の収穫に大きな影響を与えておりトラブルの原因になっておるは、ご承知のことと思えます。最近の新聞報道によりますと、前、申し上げた理由により被害を受けた農民が、原因者に対し、損害賠償請求の訴えを起こしたとか、記事がございましたが、多かれ少なかれ本市におきましてもそういった問題が起きておるわけでございます。好むと好まざるとにかかわらず、このような形で切実な問題として起こってまいり、このまま放置すると、政治問題化することは必至でございます。したがって、問題の焦点であります生活用汚水排水路と農地灌漑用水路とは、区分整備することで解決するのではなからうかと思えますが、しかし現状では、これを整備するために困難な問題も山積しているかのように思われますが、市はこういった問題についてお考えになったことがあるかどうか、お伺いをいたしたいと思います。もちろん都市化が進んでいる地域には、一日も早く下水道の施設を整備していただくことが先決でございますが、それには全市的総合下水道計画を早急に立てられ、逐次年次計画によって着手されることが常套と思われませんが、そういった計画はお立てになつていいのか、また過去において検討をされたことがあったかどうかについて、お尋ねいたしたいと思います。もちろん、先ほど申し上げましたような灌漑用水の問題を含めてでございますが、灌漑用水路と汚水排水路との区分は作業として下水道整備される以前の問題として、暫定的に進められたらと思えます。そうして、そういった地域の排

水路策定のための線引きを早急に進められるよう、要望いたします。総合的下水道計画をお立てになるには、幸いにして県が提唱しております、流域下水道計画の方向づけも確定してまいつたようでございますので、チャンスかと思えます。今後の市民生活に欠くことのできない下水道事業について、今後強力な前進を期待し、市民要求にこたえていただきたいと思います。下水道部長の所信をお願いしたいと思います。

次に、防犯体制の強化と環境浄化について、質問させていただきます。最近の青少年の非行は、ご承知のとおり、まことに目に余るものがあり、犯罪が低年齢層化したことはゆゆしい事実でございます。これには、いろんな理由があると存じますが、特に手口が凶悪化しており、またグループ化していることに着目したいと思います。シンナー遊び、暴走族は戦後に見られる新種の犯罪であり、また補導されるほとんどの者が罪に対する意識を持たないのが特徴であります。本市は、三重県の犯罪件数の三分の一の発生をみており、またその三分の一が諏訪栄町周辺の繁華街において発生しておる現状にかんがみ、防犯体制を強化することは、以上の事実からおして理の当然であります。しかし本市の防犯体制、青少年対策は十分できているのでしょうか。私はノーと答えたいと思えます。そういったわずかしいことは警察に任せとけといったような市政のあり方は決してほめたものではありません。地方自治法に、はっきり防犯について、市のあり方が明示されてあります。本市におきましては、すでに地域を主体として、自治会長で結成をしている地区防犯協会があり、一部職域を主体とした経営者の方からなる職域防犯協会があります。地区防犯協会は市長が会長であり、地区連合自治会長がその役員となっております。防犯活動の実体はどのように進められているのかといえますと、怒られるかもしれませんが、貧弱な予算のために、おざなりの形式的なものに終わっているかのように見受けられます。それを裏書きするかのように、市は協会予算として年間百七十万円の助成をしているに過ぎません。金額を見ますと大きいようにみえますが、安い金額の職員を一人置くのが精一ぱいで、これで活動せ

よというのが無理でございます。この助成金も南警察地域と北警察地域に二分してはいますから問題になりません。お隣りの桑名におきましては、人口が少ないのに百三十万も助成しております。本市は県下におきまして、こういった防犯助成につきましてもば抜けて低いと聞いております。これを見ましても防犯体制の取り組み方の貧困が立証されるわけでございます。最近の防犯のあり方には民警一致による自主防犯であり、一人でも多くの方の協力を得て、防犯の実を高めていくのが現実で取られている手法でございます。従来の限られた少数の人員での青少年対策、あるいは防犯対策は、現状の押し寄せるような多岐にわたる諸問題を解決するには、余りにもかけ離れており、形式的なものに終わっておることは、時代おくれと申しますか、現実無視と申し上げても過言ではありません。それが現在の市の取られている体制で、青少年対策課の七人、補導センターに四人ほどおられるそうでありますが、先ほど申し上げましたように、構成が余りにも貧弱であり、挙げられた行事計画のあり方、補導職員の状態等に疑問を持つものであります。それは一に、市長の姿勢に起因するのではなからうかと思えます。青少年対策にいたしましたも社会教育にいたしましたも目立った存在でもありませんし、効果がすぐあらわれるものでもない困難な仕事であります。青少年問題を考えるとき、困難な問題を避けて通るというより市当局のあり方は、明るい町づくりにはほど遠い感じがいたします。また、これと同じようなことに環境の浄化という問題があります。これにいたしましても、市に一貫したものを持っているかどうか疑わしいものがあります。今回大きな問題を投げかけております、皆さまで承知のトルコ進出問題がありますが地元はじめPTA、婦人会の諸団体の方々が心配をされ、いろいろ運動をされたと聞いておりますが、環境浄化の面では当然であり、賛意を表するものであります。しかし事の発端は図書館跡が問題であり、図書館が移転をした時点で、どうして福祉施設として法的な根拠あるものにしておかなかったのか、もし、そうしてあれば、トルコ業者を含めこんな混乱や問題を残さずに済んだのではないかと悔やまれるわけでございます。今回提案されました福祉施設と

しての趣意はよくわかりますが、トルコ風呂の進出を押さえるためのどろなわ的手段であり、こそくな手法として第三者より批判を受ける恐れは十分にあり、まことに残念であります。真に環境の浄化を願っておられる市長の真意がむしろ疑われる結果になったのではなからうかと思えます。また、もう一点、この諏訪栄町周辺には、風俗営業法の許可を得て営んでおる零細な業者が多数集中している繁華街地域でございますが、今回のこの福祉施設の認定で、こういった営業に影響を与えるものになるのではないかと懸念されているわけであり、農家が害虫を殺すために農薬を散布するのでありますが、しかし益虫も結果的には殺すということになります、そのようなたぐいのものになりはしないか。そういった規制の多い風俗営業者の方の死活問題に立ち入って考えられ、今度の措置に踏み切られたかどうか、憲法に保障されている職業の自由を侵すことがないでしょうか。以上の二点について、市長の姿勢及び真意をお伺いしたいと思います。

次に、出水期を向えた水防体制についてお伺いをいたします。先ほど金森議員がこの問題についてふれられましたので、角度を変えましてお伺いをいたします。先ほど金森議員がこの問題についてふれられました

うっとりしい梅雨が続いておりますが、この梅雨明けに集中豪雨がなければと願っておりますのは、私一人だけではないと思えます。昨年はおかげさまで、大きな台風もなく無事な一年でございましたが、必ず梅雨明けに大なり小なりの大雨となって損害をこうむるのは、通例になっております。四十九年に起きました集中豪雨は、大きな損害とつめ跡を残しましたことは、ご承知のことですが、しかし治山治水について大きな反省をする機会でもあったと存じます。無計画を開発が、こんな災害をもたらした大きな原因でもありますれば、いま一度、そのようなことはないか、考えてみる必要があると思えます。のど元過ぎれば熱さを忘れるのことわざではありませんが、災害の跡も大半改修されみごとな堤防ができておる今日、水害はもう起こらないという錯覚に陥ることがございます。しかし、考えてみてく

ださい。いまだに四十九年の災害そのままに仮補修で、雨が降るたびにひやひやしている地域がございます。それは天白川上流の四郷地区でございます。橋もたくさんございますが、流れた橋をそのまま仮設の橋に利用しているもので、一つ間違えれば川の中へドンブリ落ち込むような、危険な橋でございます。また橋脚あたりがほとんど侵食され、土のう積みそのままになっており、四十九年の災害時のような水が来れば、一たまりもなく、付近は流失、あるいは堤防が決壊することは間違いありません。現在堤防につきましても、二、三カ所亀裂が生じ、いまにも水が来れば決壊するような危険箇所も見受けられます。また民地、公有地を問わず、急傾斜地域に地滑りをいまにも起こしそうな箇所が残っております。こうした中で、一たん水が出た場合の水防体制ができていくのかどうか、心配されるわけでありまして、個人の生命、財産が、あっという間に失われることは、過去の事実にも照らして明らかであります。備えあれば憂いなしのことわざどおり、本当に本市の場合安心していいのでしょうか。四十九年の災害は、ちょうど昼間でありましたので、死傷者はなかったのが幸いでしたが、これが、もし夜であったならば、相当数の死者が出たのではなからうかと、いまさらながらひやっと思いました。また災害時、あるいは災害直後の市の取った措置に対する批判も、当時相当出ております。水防については拙速をとりとびます。また計画的に訓練された隊員の敏感な行動を必要とされますが、こういったことは、現実に特に四郷地区について考えられておるかどうか、お尋ねいたします。先ほど申し上げましたような危険箇所、その他工事中で危い箇所をチェックしておられるかどうか、そうした場所に対して出水を控えての応急対策、補強策が打ち出されておるかどうか、いま一度、敢重な点検をお願いいたしたいと思っております、その点お伺いいたします。四十九年に起きた災害の教訓を生かし、二度と前者の轍を踏まないよう、水防の体制について見直しを、いまずぐしていただきたいと思います。以上をもちまして、第一回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（山口信生君） 下水道部長。

〔下水道部長（奥村仁人君）登壇〕

○下水道部長（奥村仁人君） 第一点の問題でございますが、農業用水と生活排水の混合につきましては、農地や山林の宅地化等によりまして、問題箇所が数多く発生しております次第でございます。従来は産業部、土木部、下水道部あるいはその他の部局で協議いたしまして、ケース・バイ・ケースとして対処をしておりますが、その水路の位置づけ、利用状況等によりまして、それぞれの担当で処理をさせていただいておるわけでございます。最近の住宅の建設などによりまして、農業用水に汚水が排水されまして、都市下水路化しておる所もあるわけでございます。しかし、この水路の施設につきましては農業用水としての性格も残っておりまして、その状況は千差万別でございます。用水路が下水路的に使われている所につきましては、その分離を、用排の分離を図るとか、あるいは農業受益関係者の方々と協議して、清掃などをさせていただきますとか、また環境面からの十分な配慮をお願いするとか、いろいろ方法がございまして対処しなければならぬわけでございますが、これらとともに、下水道の整備推進をしなればならないと考えておるわけでございます。ご指摘ございましたように、農林サイドによりまして用排水の分離化と、それから環境整備面での指導監督の強化と相まらしまして、下水道整備の強力な推進が必要であると思われるわけでございます。これらの下水道整備につきましては、今年度からスタートを予定しております県営の流域下水道計画によりまして、汚水排水についての処置をいたしてまいりたいと考えておるわけでございます。それから次に、計画の早期樹立についてでございますが、現在本市におきましては、市街化区域面積が六千五百七十二ヘクタールございまして、これに対しまして国の事業認可面積が二二％に当たります千四百七十四ヘクタールでございます。このうち、すでに整備を終わりました整備済みの面積としましては、五七％の八百四十四ヘクタールでございます。そこで国の事業

認可を受けまして、整備中の区域以外の所、いわゆる未認可地域と申しますか、これにつきましては先ほどお話もございましたですが、現在県が策定しております流域下水道の計画地域にも包含されるわけでございまして、上位計画であります県の流域下水道計画を骨子にいたしまして、基本といたしまして、関連公共下水道、あるいは都市下水道など、市の総合的な下水道計画を早期に樹立いたしましたして、順次事業化をいたしていく方針でございます。以上でございます。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 第二点のご質問にお答えいたします。青少年センターを中心とする非行化防止につきまして、関係機関、団体から百六十名の補導員による補導活動と同時に、地域の補導組織による防犯体制も強化されて進められておるわけでございますが、ボランティア精神に基づいた補導活動につきましては、おのずから限界があるわけでございます。少年センターを中心とする防犯体制は、あくまで非行の早期発見を目ざしておりますだけに、非行の前兆を敏感につかまえて、比較的幼年令層のうちに非行化を防ごうとするものでございます。したがって少年センターにおきましては、ボランティアの限界を越える事柄につきましては、警察との協力により、またご質問の有職少年の点につきましても、少年センターや警察に限らず、一般市民の世論を喚起しながら、事業所の方々の十分なご理解とご協力によって、防犯体制の強化をはからなければならぬわけでございます。青少年問題協議会及び少年センター運営協議会におきましても、今後十分ご質問の趣旨を尊重いたしまして、その強化に努めてまいりたいと思っております。

第二点の環境浄化の問題でございますが、市といたしましては、すでに西浦に対するモーターの規制等によって、環境の浄化につきましては、絶えず意を注いできたところでございます。ただご指摘のトルコ風呂の問題に関しまして、こどもの家は昨年二月児童が健全な遊びや集団活動を通じて、社会性、自主性を伸ばすこと、その育成指導に必要な場を提供すること。こういった目的で開設せられ施設でございますが、当初から児童福祉施設の性格を備えて運営してまいりました。ただその場所が都市公園の中にあるというわけで公園法との関係で難点もありまして、最近に至るまで、児童福祉法に基づく児童厚生施設として正式に認可を受けていなかったことがご指摘を受ける結果になったのでございまして、この点私たちも考えの及ばなかったことを反省しております。しかし、最近の青少年を取り巻く環境浄化につきましては、単にトルコ風呂だけの問題でなく、予想もできないような盲点について出る要素もございまして、これらの対策には、市民のご協力を得るとともに、市の各部局の一層緊密な連絡をはかりまして、それぞれの団体と連絡を密にして、実効あるものにしてまいりたいと思っております。ただ児童福祉法による福祉施設として認定いたしましたも、他の風俗営業につきましては、私は、いまのところ、大した影響は及ぼさないと考えております。

○議長（山口信生君） 土木部長。

〔土木部長（杉本義広君）登壇〕

○土木部長（杉本義広君） お答えいたします。四十九災のつめ跡が四郷地区天白川にも、たくさん残っているというご指摘でございますが、ご案内のとおり、この天白川は、災害助成工事で下流部の方から施行してまいっております。今年度西日野橋から上流一・二キロ五反田橋までの施行区域にしておるわけなのでございます。この中に清水橋、八幡橋、室山橋、豊橋、記念橋、五反田橋といったような橋がございまして、これがただいまご指摘のような仮橋状態で二カ年手もつけず放置されているといったような状態であるわけでございますが、この道路橋に

○高井三夫君 通告いたしました北勢公設地方卸売市場進出の予定に伴いまして、それに関連する諸問題についてお尋ねをいたします。申すまでもなく、北勢の公設卸売市場とは、私ども市民に欠くことのできない野菜、果物、鮮魚の生鮮食料品を北勢地域の消費者の台所に、より新鮮でかつ豊富に、しかも安定した価格で供給できる趣旨のもとにこのたび北勢三市、すなわち桑名、四日市、鈴鹿の間で協調して四日市内にこれを建設しようとして、昭和五十三年度十一月開設をめどに取り進められていることは、皆さまもご存じのとおりであります。そうして第一の候補地として河原田地区の国道二三号線沿いの三カ町にまたがる市街化区域内の農地を指定して、用地買収を前提とした説明会を開いてもらい、関係地区の了解と協力を求められている現状であります。しかしながら、この地域は皆さまご存じの内部川と鈴鹿川の合流点の中央部でありまして、北の方は内部川右岸、皆さまもご存じの一昨年(七・二五)の水害で内部川右岸が破堤をいたしましたので、床上浸水が数百戸もありました所ですが、当時市長をはじめ、理事者の方々、そして議会の方々、ことに災害対策特別委員会の方々及び地元国会議員の諸先生の再度にわたる国土庁、建設省等の関係官庁への陳情の結果、二度と再び、こうした悲惨な災害が起こらないような、りっぱな堤防が改修完成されてまいったのであります。ただ現在では、その一部の市の上水道の水管橋の関係が追加買収の調印を終わって、目下土盛り(築堤)が行われておる実態であります。かくのごとくして堤防の方はもう大丈夫ではありませんが、しかしながら問題は排水の施設であります。北勢公設地方卸売市場の敷地約三万五千坪、さらにはまた引き続き隣設されることが予想される食品団地を加えるとき、相当広大な面積が造成されることは確実であり、買収の交渉に当たる市の開発公社の説明によりますと、もちろん卸売市場自体の排水は考えますというお話ですが、遊水池の役割を果たしておりましたこの広大な農地が、開発造成されますと、したがってそのしわ寄せが上流の農地及び住宅、小工場への影響は必至であるとともに、過日、開発公社が三カ町にわたって説明会にまいった過程におきまして、各町とも、

にがい経験を持つ地域住宅であるがために、第一条件として共通して排水対策としての具体案を示してほしいというのが多数の要望でありました。かような意味におきまして、各町は基本的には了承しながらも、三カ町共通な悩みの抜本的な対策を打ち出さない限り、話が進展しないのではないかと、私は推察されるのであります。また、もう一面心配なのは、上流には鈴鹿市の殖産住宅、あるいはまた北高岡町の組合方式による十五ヘクタールの団地造成もあって、これらの排水について、その排水は河原田地区へ受けておるのであります。過日、市で十分に話し合ってもらいその対策を検討してほしいと、私は一昨年この議会でこのことについて質問をいたしましたところ、鈴鹿市とよく話し合って具体案をつくり、地元と協議するとの答弁だったと記憶しておりますが、いまだ何の具体案も示されないうまま、今日に至っておる実情であります。なおまた本年は関西線の下鉄橋が拡幅改良されましたために、上流からの鉄砲水のために、下流の農地はもとより、その長時間にわたる、農地以上の冠水が予想されるのであります。これに対して市当局の問題が未解決のままの形で下流部分の開発には一抹の不安を感じ得ないのであります。これに対して市当局の考えをお聞かせ願いたいのであります。またひとつ、これは角度を変えてお尋ねをいたしましたのであります。このたび、地主代表をつくっていろいろと、今後単価その他の問題について交渉に入るわけですが、その場合この用地は当然公共的な施設用地であるがために税の特例、すなわち三千万円までの特例は認められることと聞いておりますが、地主の中には、農業の経営農地が半分も対象になる農家もあると聞いておりますが、農家が代替の事業用地としての農地を希望される場合に、公有地拡大法の適用を受けて、これは公社が代替農地を買い取って渡す法の適用は受けられるものかどうか、この辺をひとつお尋ねをいたします。この場合、この代替農地は調整区域内の農地に限られるものか、それとも市街化区域内においてもその農地であれば適用されるかどうか。この点、ひとつ税務部長にお尋ねをいたします。

すには、いろいろな条件を満たすということが必要でございますので、先ほど申し上げましたように、この事例につきましては具体的な問題を提供いたしましたして、国税当局と折衝する必要があるかと考える次第でございます。またその節には、私ども税務担当といたしましては、できるだけ努力とご協力はいたすつもりでございます。以上でございます。

○議長（山口信生君） 高井三夫君。

〔高井三夫君登壇〕

○高井三夫君 ただいま担当助役の方からご答弁を賜ったのでありますが、これは買収の話の進行とともに、抜本的な対策を示してもらいたいという要望をいたしておきます。

なお、税の特例につきまして、市が河川改修の場合に、その必要な土地を買収するときには、相手方が代替地を要求する場合には、市が代替地を買取って、その人に渡す、すなわち対償地譲渡契約書という、何と申しますか、三者協定を結んでおられることも聞いておりますので、どちらでもよろしいので、何とか、そうした場合には有利な方法でひとついろいろとお骨折りをいただきたいと、かようお願ひしておきます。

なお、国道二十三号線の渋滞の問題につきましては、内部川の北の塩浜橋の北にございます交差点であります。これが信号で非常にネックになっておりまして渋滞が続くという実情でございますが、この問題について、昨年度元と市の土木部が国道事務所がある亀山へともどもまいりまして、さらには国会の先生も同行願って名古屋の中部建設局に陳情いたしました結果、本年度は一部改良の予算をつけてもらったということでございますが、卸売市場の進出ともなれば、進入道路の信号の取りつけもあって、ぜひ高架が必要に迫られるかと、かように考えるのであります。何しろ事業費が二十億もかかるというお話である、そのうち県の負担金が四分の一の五億もかかるということもあ

て、とても単年度にはできかねる問題かと思いますが、これは、北勢三市にかかることでもありますので、理事者におかれましても、関係のわれわれも国会の先生とも一体となって、四十九年の七・二五の水害のときのように、総力を結集して陳情して、その実現方を図られるよう要望いたしましたして、私の質問を終わります。

○議長（山口信生君） 暫時、休憩いたします。

午後一時五十七分休憩

午後二時十五分再開

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

福田香史君。

〔福田香史君登壇〕

○福田香史君 通告いたしました順に従いましたして質問を申し上げます。

今日まで皆さんが質問しております内容とはちょっと異なりまして、漁業関係の問題点は非常に発言の内容も少ないわけでありませうけれども、特に私の住んでおる地域は沿岸漁業の基地であります磯津であります。特に四日市の漁業といえば沿岸漁業の基地は磯津、あるいは四日市、富田、富洲原と、このような関係ができてくるわけでありませう。この中で特に私が質問したい問題点というのは、漁業関係の問題点については特に県に關係いたしております。しかしながら、この種の問題の質問は私は市の理事者がいかに四日市の漁民の問題を考えておるか。こういう点で質問いたしますので、県との関連ではなくして理事者の考え方を明らかにしていただきたい。このように考えて質問いたします。

まず、私が質問いたしたいことは、漁業という関係につきましては四日市市の発展に伴いましてすみに追いやられた関係にございます。これは終戦後戦災復興で立ち上がった産業基盤の整備なり、あるいは工場誘致等の工業開発、これを軸とする地域経済の発展に努め、それなりに市の飛躍的な発展が遂げられたのではないかと思っております。一方産業公害という問題点に突き当たり、空と海が被害を一段と深刻な状態にまで追いやってしまった。こういうことで昭和四十七年には公害訴訟という問題が大気汚染の関係で提起され、勝訴というかっこうになって行政のあり方についても責任の追及がされたのであります。

さて、四日市の総合計画の中でも産業の振興の中で、豊かな市民生活を築き、所得の安定向上を図るため地域と一体となった産業の振興を促進し、活力のある町づくりを推進する。このようになっておりますが、漁業に対してどのような考えでおられるのかお聞かせ願いたいと思います。

次に、水産課の設置の問題でございますが、特に漁業の充実と対策、これをもっと市が力を入れていろいろの問題点を取り上げやっていく必要があると思います。そのためには、やはり水産係担当者が体制の弱い中でおるのではなくして、やはり、私たち住んでおるところで見ますと、その水産関係というものがいかに取り残された存在にあるか、こういうことではないかと思えます。それにはやはり、水産課を設置してあらゆる問題に対応できる体制が必要であると思えますが、この点について市長はどう考えておられるかお答え願いたいと思います。

次に、漁民の後継者の育成の関係でお伺いいたします。

公害が最も激しい磯津町は空には亜硫酸ガス、あるいは硫酸ミスト、窒素酸化物、このような白い霧がただよい、海は硫酸、塩酸、あるいは河川からの開発に伴うところのどろ水、また合成洗剤等に使われておりますところの家庭排水、このような形の中で海は汚染される一方であります。この漁場が近海、沿岸漁業にとって大きな痛手になって

いるわけがあります。こういう点がいままでの中の漁業関係者が減少していく原因でもあったわけがあります。漁師は一九六二年を頂点にしてだんだんと減ってまいりました。特にこの現象の原因は何かといいますと、主としてやはり若い若年層が漁師にならない、こういうことではないかと思えます。特に若い人たちの意見を聞きますと、漁業の将来に希望が持てない、こういうことであります。一時期には農業関係の後継者の問題点もこの議場の中でも出されております。しかしながら、農業後継者の問題点については徐々にではありますけれども明るい方向に向いておる。また、そういう育成者指導をされておる、こういうことではないかと思えます。総合計画の中でも農業後継者育成は打ち出されております。残念ながら漁業に対しての後継者育成はどこにも載っておりません。市は漁業の将来をどう考えていくのか。また、四日市の沿岸漁業は磯津三百七十一、四日市で五十名、富洲原が六十、富田が四十三の四つの組合の中の人員構成で成り立っております。後継者がこのような漁業に対しての育成の問題点がちょっとも提起されてない。年若い人たちが平均年齢でいきますと、いま四十四、五です。十年後になったらどうなるでしょう。いまの若い人たちが漁民になれない、希望が持てない、このような状態で沿岸漁業がどうなっていくか。この点について後継者育成を市の理事者としてはどう考えていくのか、この点についても明確なお答えをお聞きしたいと思います。

次に、漁民の生活安定対策の問題でございます。

企業の進出によって海は変わってしまいました。臭魚の続出、また、魚がとれても売れないなどの繰り返して、その都度漁民が補償問題等において食いつないできておるのであります。しかし、この問題も漁師にとっては一時的なことであって、漁民にとっては死活問題であります。海の汚れが広がることによって四日市の附近の漁場がだんだんと遠くになり、伊勢湾口やまた神島附近まで魚を追っていかなければならない状態であります。これには労働時間

はいままで近くでとれた、操業できたときと比べて二倍から三倍の長時間労働に追いやられておるのであります。また、経費も同じように何倍も加算が出ておるわけです。さらに海の汚れ、あるいは天候の不順、こういふふうな問題点の中で出漁日数も私の調べたところによりますと、一月にはゼロであります。また二月もゼロであります。三月には二十日、四月でやはり同じように二十日、五月が十九日であります。六月はまた現在末になっておりませんけれども、現在まで漁に出ておりません。このほか貝類関係に出漁している漁師もおりますが、生活はこのような状態では不安定であります。総合計画の中で先ほど申し上げましたように、産業の振興で所得の安定向上をはかるために地域と一体となった産業の振興と促進を図るとありますが、このような問題を市はどのように今日まで取り組んできたか明らかにしていただきたいと思っております。あとは追って再質問をさせていただきます。

○議長（山口信生君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） ただいまのご質問でございますが、ご承知のように四日市の漁業は昭和三十年代に午起地先の公有水面の埋め立てに始まりまして、第三号、第四号共同漁業権区域が減少します。それに加えまして水質汚濁等により年々漁獲高及び漁業者が減少してきたのでございます。五十年年度の市内の総漁獲高は約一万六千トンでございます。金額にしまして約十億三千万円、最近五カ年間でほぼ横ばいしないし若干増加の状態にございます。漁業のうち船引き網の漁業、これが八五%を占めております。そのうち磯津漁協が全体のこれまた八三%を占めております。近隣の桑名、鈴鹿両市との比較は四十九年の実績では、漁船漁業は両市のそれぞれ二倍の漁獲を得ており、ノリ漁業では桑名の八・五%、鈴鹿の六・二%でございます。これが現在の四日市の漁業の現況でございます。水産課の設置につきましては市長の方からご答弁します。

次に、後継者の育成、今後の漁民の対策等でございます。管内の漁協の五十年年度の漁業者五百二十四名、最近の五カ年で大体ほぼ横ばいの状態でございますが、あるいはまた、若干減少しておる傾向もございます。漁業者の年齢構成では大体二十才から五十才までの人たちが七八%を占めておるのでございます。一方漁獲高から見ました漁業者一人当たりの年間粗収入でございますが、統計的に見ますと、全市平均で約二百万という数字がございます。しかしながら、さきに申し上げましたとおり、漁業生産の諸条件は必ずしも良好とは言えない面が多々ございます。したがって、後継者の育成及び漁民の生活安定については重要な課題として取り組む必要を痛感しておるのでございます。基本的には現在の漁業組合の体質改善を行いついて、これを通じて漁獲量の拡大あるいは流通対策の問題、あるいは漁業装備の近代化の問題、また現在整備中の第五次整備計画、総額二億一千五百万円でございますが、これの推進を中心といたしまして水産、あるいは漁港諸施設の整備等今後とも諸対策を講ずる必要がございます。市といたしましても去る四十九年度より漁業協同組合の合併を進めてきております。すでに合併の基本方針、あるいは合併組合の経営計画を関係漁協の連絡会議を母体として策定しており推進の段階にあるのでございます。私どもは今後もこれを各組合のご理解を得ながら強力に推進して、ただいまご指摘のありました点について漁業者のために行政を推進していきたいと、このように考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 水産課の設置という問題についてお答えいたします。

ご承知のように現在には農林課の中の水産係が水産の振興に当たっておるわけでございますが、仕事の内容を考えます場合かなり水産業につきましては外部との折衝事項がかなりの量を占めておるよう考えられます。県との折衝あ

るいは会社との折衝と、いろいろ折衝の事項が多いように考えております。したがって、特に課を設置いたさなくても、産業部長、あるいは農林課長によってこれを責任を持って遂行するように、なおスタッフにつきましては適材を配置するといった考え方で進んでいきたいと、このように考えております。

○議長（山口信生君） 福田香史君。

〔福田香史君登壇〕

○福田香史君 ご答弁いただいたわけでありませうけれども、漁業の生活安定なり、あるいは後継者育成等についてはこれというお答えが聞けなかったわけでありませう。この点について磯津漁民だけではなくして、四日市の漁民をいかにして今後育成強化をしていくのか。その体制はあるのかないのかこの辺のとお話を、お伺いしているわけでありませうが、二十才から五十才までの年齢構成であると、こういうようなことで、収入の点についても一人当たり二百万が大体平均ですと、こういうようなことで、全体からながめてみれば低いことではないという、こういう感じに聞かせるわけがあります。

また、組織統合をして整備して体制を確立していく。これらの問題点については各漁港とも組合でいろんな角度の中で討議されておるわけです。なぜこの統合問題がすんなりいかないのか、この辺の問題はご存じないのだと思いません。いろいろ各漁港の中、組合の中ではいろいろ討議されているのです。四日市の組合を見ましても、あれほど自然な姿の中で組合員がたくさんおったのが、いまではわずか五十名。このように縮少されて討議をする、あるいは働くにしてもささやかな釣り舟等の中での生活を補っている。こういう状態ではないかと思えます。ましてやこの漁場が権利とはいいながら、放棄したとはいいながらも、新しい漁場の開拓、あるいは漁民が先ほども申し上げましたように一月、二月はゼロである。こういう状態が続いている。目新しいひとつ漁民に対してのこういう指導をすべきである。

あるいは私たち市としては漁民に対してこういう体制を確立して、この人たちの生活の安定をするんだというようになことが何ら見受けられませうし、市長の答弁でもわざわざ水産課を設置せんでも担当者を置いてあるのだから部長に、あるいは課長にというよりなかつたことやっていったらいいじゃないか、こういう言い方です。しかしながら現在でもあるわけです。肝心なところへいくとこの問題については県の問題ですから、こういうことで本間に漁民のことを考えているような答弁が得られない、こういうことで私は質問に立っているわけです。もっと親切に漁民が本当に苦しむこのような状態に追いつかれない、こういうことで私は質問に立っているわけです。こういうことがなかったら本日の四日市の総合計画の中で打ち出されている問題点は何ら絵にかいた餅のようであります。こういう点について再度ご答弁願いたいと思えます。

○議長（山口信生君） 産業部長。

〔産業部長（斎藤久美君）登壇〕

○産業部長（斎藤久美君） ただいまの市長なりあるいは助役の答弁に一部補足をさせていただきます。

漁協の合併を推進することは必要なんだということを申し上げてまいったわけですが、このことにつきましては四日市市内に四漁協ございます協同漁業権区域という表現の中には、楠、川越等も入りまして六漁協ということになっております。それらの地域の漁協の合併を推進するということにつきましては四十九年から取り組んでまいってあるわけですが、それぞれ地域にはご事情等もございます。そういう中で統合についてはどうも話がすっきりしないということについてはご指摘をいただいたとおりでございますが、それらについては担当の者といまして十分調整をさせていただこうというふうな気持ちでおるわけでございます。少なくとも大型の漁業協同組合という形になりますれば少なくとも、たとえば漁業資金の問題にいたしましても、あるいはそれぞれの漁場の設定に

たしとしても、地域全体としてスムーズに行くのではなからうかというふうに私も考えておるわけでございます。

なお、漁業者に対します新しい施策というところでございますが、漁場の設定につきましてはもちろん県のご指導等もあるわけでございますが、湾内におきます現状から考えましてだんだん水質等が改善をされてはおりますものの、新しい養殖漁業という議論につきましてはまだまだこの近海につきましては多少の問題点もあろうと思えます。それらについては水産振興の立場から周辺の事情あるいは環境状況等を勘案しまして、協同漁業権の区域内におきます一部設定のできる漁場については十分配慮していくように県の方に向かって助言をいたしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（山口信生君） 福田香史君。

〔福田香史君登壇〕

○福田香史君 再度質問させていただきますが、先ほどの答弁の中で水産課というのは必要ないと、それに対応できる体制をつくったらしいというふうに市長の答弁があったわけでありますけれども、今後この種の水産関係の漁民の問題点等については、北は富洲・富田、あるいは四日市、磯津と、こういう水産関係に携っている人たちからのいろんな問題点が提起されてくると思えます。こういう点について再度質問をいたしますけれども、対処できる、こういうことでございますので私は安心しておりますけれども、担当部長の方から再度この問題についてはお伺いしておきたいと思えます。

それから、特に私が思いますのは、この沿岸漁業というのはだんだんと狭められてきて、現在では後継者育成というかっこうの体制もありませんまま今日まで来ているわけです。この体制をいかにして、もう市の考え方としては漁民は必要なのだということになるかどうか。この辺のところを明らかにしていただかねばなりかぬと思う。後継者育成という問題はなぜ市としてはこの問題点に取り組めないのか、この辺のところをはっきりしていただきたい。

それから、立地条件の問題ですけれども、この四日市関係の中での立地条件というのは非常にやはりむずかしい問題だ、これはやはり漁港としての問題点については非常にむずかしい問題だと、やはり四日市の漁業の皆さんたちはこのようにさびしい思いをしている。こういうことを言われておるわけです。

それから、磯津の関係等についてはやはり沿岸漁業の基地として立地条件は私は適している。このように判断しておるわけですけれども、このような問題点も将来の夢を託せるような問題点を、コンサルタントかそういう学者、先生かわかりませんがけれどもこの人たちに要請をして漁民に対して大きな夢を与えていただけるような策が私は必要ではないかと思うのでございます。四日市の片すみである希望もなく漁をしている漁民の問題点を当然私は市の体制の中で考えていくべきである、このように考えますし、また、この答弁をいただきました後に私は再度質問をさせていただきます。よりよい考え方も持っておりますので、親切にねいに期待をされるような答弁を再度お願いしたい、このように思います。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 水産課を新設するかどうかということ、水産業を充実するかしないかということとは必ずしも私は一致しないと思えます。課をつくったからといって必ずしも充実するものではないと考えております。

後継者の育成につきましては、統計で見ると限りはそんなに現在困った状態にはないと考えております。

問題点の検討につきましては、これは十分学識者はもちろんのこと、経験者あるいは地元の方々が寄り集まっています。検討していきたいと考えております。

○議長（山口信生君） 福田香史君。

〔福田香史君登壇〕

○福田香史君 再質問させていただきますが最後にしたいと思えます。

市長が言われるように水産課を設置したからそれに対応できる体制ができたというように思うんです。いまの状態ではだめだからそういう組織化をしてほしいということをお私に申し上げておるわけです。ですから必ずしも課ができたから中身が、ないようなことでは何にもならない。そんなことは言われんでもわかっているんです。そういう体制をしていただきたい、このようなことをお願いしておるわけです。ですから水産係で対処できる、こういうことであるなら、私はそれでも対応策としては市長がそういう答弁をされるのであれば私は安心しております。

最後にこのままで農業問題等たくさんこの議会に出ておりますけれども、漁民の関係については私が初めてのようにも思いますし、私も不勉強の点が多くございますので、なかなかまだ吸収しているということではございませんので、この辺の問題については四日市の一つの産業の問題点である。あるいは細々とやっておられる漁民の問題である、こういうふうな受けとめていただいてこの種の問題点については議案質疑はございませんけれども、産業公営企業委員会等においてはこの種の問題点にひとつご検討を加えていただけるようなことをお願いして私は終わりたいと思えます。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） 前川辰男君。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 ただいまの福田議員の質問は、どここの橋を直せとか、学校を早く建設しろという問題じゃなくして、非常にもっと大切な生活につながった根本的な問題ですから、非常に答えが出にくいということはよくわかる

わけですけども、日ごろからやはり市としまして市民の生活というものを具体的に考えておるならば、それに対する方向なり、あるいは理想なりというものが出てくるはずですよ。それが出てこないということは大変残念です。したがって、私はさらに要望をつけ加えておきたいと思えますのは、幸いにしまして加藤助役、それから三輪助役ともいまの福田議員の質問に対しては十分体でこたえられる条件を持っておられる人です。よくわかっているわけですよ。したがって、早急に今後の方向を打ち出すために特に努力をお願いしたいし、それから、もう一つ大切なことは日ごろ行政というのはいまの漁業問題にしまして漁業組合等にそれぞれの係に連絡をしておると思うんですけども、これは行政事務的な連絡が多くてもっと根本的な今後どうするか、私は漁業のことは素人でわかりませんが、この漁業からつくる漁業ということが言われている今日です。住民の中に入り込んで夜出かけていくということは大変だと思っておりますけれども、そういう形に入り込んで一緒に考えてみる。もちろん住民の方々は何か行政にすべてをまかせるといふ考え方はないと思えます。やはり一緒に考えてそこで方向を出していく。こういうことに一段の努力をされることを要望しまして関連質問を終わります。

○議長（山口信生君） 坂口正次君。

〔坂口正次君登壇〕

○坂口正次君 通告に従って質問させていただきます。

私の質問は団地造成に伴う交通量の増加に対する処置についてですが、きのう、きょうと山路議員、金森議員から交通行政について質問が出ておりますので、あるいは重複するかと思うんですが、よろしくお願ひしたいと思います。市内各所に住宅団地が造成されるに当たり、これに見合った道路及び生活の諸条件が伴わないままに住宅が造成されてまいりましたが、いままでには不十分でも市民の交通量は確保されておりましたが、だんだんその交通量が大き

な問題となってきました。一例を挙げれば、県道の湯の山線がありますが、今回の定例議会の議案として三滝団地の承認が出されております。この三滝団地の造成によって通勤者は現在でも時間に間に合わなく困っております。状態であります。桜の県の住宅団地の造成、それに伴う三滝団地また三交団地等、湯の山街道沿いに人口の集中を見た場合、千歳町小生線の道路ができ上がったとしても、なかに交通量の緩和は望めないと思えます。理事者のご答弁を求めたいと思えますが、私がこの質問に当たっては、四日市市総合計画の基本交通体制を今後どのように見通して、将来どのように備えるかということを基本的に考えておるかどうかであります。現実の直面している問題として、千歳町小生線はいつ完成を見るのか、どうしてこのような点を考えて事前に千歳町小生線の設置ができなかったのか、具体的にご答弁をいただきたい。

私の質問は、山路議員が道路行政で触れておりましたそのときに、資金を国に返さねばならないとか、また、何億の資金の歳出が要るからとか答弁をしていたように思います。消極的な受けとめだけでなく積極的に進めていく考えが出されていないのはなぜか、市民の足が困っていても平気の平左で、陳情、請願が出て議会でやかましくなっております。腰を上げればいいのかと考えているとするなら、市長を中心として作成した総合計画の将来の団地造成は中止をするのか、するのならよいのだが現在より将来にどのように交通量に変化していくか、どの処置が必要かと、複合的に考えて処置していくことが大切と考えます。特に都市の基本道路であるならば、金がかかるからできないとは何事ですか。土木部長の答弁では、私たちは納得できません。この点について担当助役から十分に納得する答弁をしていただきたいと思えます。

次に、学校プールについてですが、先ほどの中村議員の中で教育長が私の方の答弁としてお心遣いを願って残していただきましたので、この点について多くの子供たち及び父兄は、市の教育委員会の理解あるプール建設に喜んでおります。その点について私たちが本当に納得できる説明をしていただきたいと思えます。

次に、汚水処理場についてお尋ねしたいわけですが、私のお尋ねする汚水場は朝明団地についてです。朝明団地の汚水量については、一日千六百五十トンの能力を持つ高級処理プラントであると聞いておりますが、最近附近の住民からたれ流しをしているというような苦情が来ておりますが、現状についてご説明をいただきたいと思えます。特に処理能力の問題、能力オーバー、一次の汚水の処理状況についてご説明を願いたいと思えます。

最後に同和問題について質問したいのですが、その前に小井議員の質問の中で同和については各県でいろんな問題があるというような質問があったわけですが、特にこの間の全員協議会の中でも、八鹿高校の問題を取り上げておられたわけですが、私はそのことについて、八鹿高校の学校まで行き、八鹿高校の先生にも会って話を聞いてきております。部落の子供たちが自分たちを解放していくための同和問題のクラブをつくってくれというような子供たちの要求を教師自身が聞き入れなかった。そのことよって解放同盟から交渉を重ねる中で、正常化連の仕掛けたわなによって解放同盟がはまり込んだ、それに対して赤旗新聞で書きたて部落の差別を助長してあるのであります。特に市長、助役は理解ある答弁をしていただいたわけですが、その中で私は特に寺方地区については、いま現在人の住めるようなところではないと思えます。消防自動車は入らない、くみ取りの車も入ることができない、その中で市としては寺方地区に対して地区改良をなされるのか、それとも小集落改善を取り入れてそのことに踏み切ってやっていくのかお尋ねしたいと思えます。

第一回の質問を終わります。

○議長(山口信生君) 三輪助役。

〔助役(三輪喜代司君)登壇〕

○助役（三輪喜代司君） 第一番の道路の問題でございますが、これにつきましては開発行為に伴って大きな団地が開発され、それに関連する道路関係をどうだということ、千歳町小生線をお挙げになられたのだと思います。したがって、この開発行為によって造成された住宅団地から発生する交通対策といったしましては、開発区域内の主要道路が区域外の相当規模の道路に接続するよう設計が定められていること、ということが条件になっております。したがって、川島等に開発されておりますのは幹線でございます。主要な幹線でございます。きゆう土木部長から、あるいは私からもご答弁いたしておりますが、それにかわるべきバイパス的な千歳町小生線を早期に抜きたい。こういう方向で四十八年でございますか、用地買収に入ったわけでございます。ところがその後用地買収はあくまで先行的な買収でございまして、土地開発公社が中心になりました。用地の値上がりということを見越して公有地の拡大法によって買収をしたのでございますが、ご承知のように地価が大体いまのところ落ちついてきておるのでございます。したがって、国の方からこの用地費を早く返すようにという指示が出ております。これは国土法との関係でもございます。そういうところで事業費に食い込んできておる、したがって事業がおくれているというのが現在の実態でございます。したがって、われわれといたしましてはこういう問題がありますので、きのうもご答弁申し上げましたように、できる限り早い機会に少なくとも松本の県道は忘れましたが、松本昌栄線を山の方へ登りましてガソリンスタンドがございしますが、そこまでの、それから川島の県道までの間を早く工事にかかるように現在国の方へ働きかけておるわけでございます。ご承知のように公共事業でございますので、国の補助金を獲得することがまず第一でございます。したがって、私どもといたしましてはいまの用地の先行取得に対するこれの返還もさることながら、それ以上に道路整備の方に重点的に金を回すようにということで、建設省当局へ働きかけをしているのが実態でございます。何とかこれを

早く道路築造に回しまして、いまの柳橋を中心とした道路混雑から防ぎたいというふうに考えておるのが実態でございます。非常にご納得いただけなかないかと思いますが、実態が実態でございますので、私どもも今後さらには全力投球を上げてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

それから汚水処理の問題でございますが、朝明終末処理場につきましては、日平均処理能力は一日当たり二千六百十立方でありまして、五十年度は一日平均一千九百九十七立方でございます。毎年最大となります十月の平均が一千八百二十三トン、最小の一月の平均は八百三十九トンとなっております。団地処理場特有の流入量の変化の大きい点に加えまして、降雨時の対策といたしまして調整槽を四つ築造いたしました。ピーク時の水量に対処してきただ次第でございますが、バイパス管につきまして最悪の場合を考えて設置しておりますけれども、通常時のバイパスゲートの密閉と、最悪時の完全な減菌放流等十分その管理につきまして今後とも一段と工夫をこらし実施をしてまいりたいと思っております。

なお、雨天時におきます雨水の流入の解明と対策、また、調整槽機能の再検討を行いまして、施設の改善につきましても検討の上実施をしていきたい。そしてご指摘のようなことのないようにしたいと、このように考えております。以上でございます。

○議長（山口信生君） 教育長。

〔教育長（市川一郎君）登壇〕

○教育長（市川一郎君） プールの使用がおくれましたことについてはこの前におわびを申し上げ、その事情につきましてには中村議員にお答えしたとおりでございます。さらにもっと詳しくということでございます。

まず第一に申し上げたいのは、機種を選定でございました。予算にはアルミプールとこうなっておりますのでござい

すが、いよいよ工事にかかりますとなると、近時開発されたいろいろのブルの材料がございまして、その中には四日市の工場で生産されるものがありまして、ぜひ一つでも二つでも四日市地区でこの材料を使ってくれという話がございます。四日市の工場のできることでございますのでむげに断るわけにもいきません。私の方でよく品質を検討する。私ばかりでなしに建築課のご厄介になり、さらにそれを実際使っておるところも見る必要がございます。さらにまた、それが文部省の補助対象になるかならぬか、そういう検討もしなければならなかったでございます。それについて相当の時間を要したのが事実でございます。さらにまた、請負契約にいたしましたも、一本の契約あるいは大手業者に一括発注しますれば非常に工期は短縮されると思うのでございますけれども、そういうことにつきましても地元の業者との関係などで分離発注しなければならぬ、そういう事情もあったのでございます。

それから三番目に申しましたのは、ざっくりばらんに申しますと、ことは会計検査院の検査が私の方にもございました、あるいは土木の方にもございました。そういう点で事務担当の者、その準備に相当の期間にわたって時間を取られたというのも実際の事実でございます。とにかくおそくなったことは申しわけないのでございますが、今後の問題といたしましては機種の、ブルにどういふ材料を使うかということについても早くから検討を重ねておき、さらに請負契約の方法につきましても内部で改善すべきものがあつたら改善をいたしまして、シーメンに間に合うように努力をしていきたいと思っておりますのでございます。以上でございます。

○議長（山口信生君） 福祉部長。

〔福祉部長（谷沢文男君）登壇〕

○福祉部長（谷沢文男君） 第四点の同和対策についてお答えをさせていただきます。

ご指摘のありました寺方地域における地区改良並びに小集落事業でございますが、寺方地域における環境改善事業につきましましては、本市といたしまして同和対策長期計画に沿いまして事業の推進を図ってまいりましたけれども、ご承知のようにこの地域は急傾斜地域に立地しておりますために環境条件としてきわめて改良事業にむずかしい諸条件があるわけでございます。したがってこの地域の改善事業が必ずしも十分でなく、むしろおくれれていることにつきましても十分承知いたしておりますので、本年は重点的に事業の推進をはかってまいりたいと考えております。

ただいまお尋ねの住宅地区改良事業、あるいは小集落事業と申しますことは一応国の事業採択につきましては、たとえば住宅地区改良事業でございますと、団地の面積が〇・一五ヘクタール以上とかいろいろの条件がございます。また、小集落事業につきましても同じように採択基準といたしまして、不良住宅が十五戸以上とか、不良住宅の割合が五割以上とかいろいろ採択のための条件はあるわけでございますけれども、何と申しましてもいずれの事業を進めてまいりますために不良住宅の買収だとか多くの土地の交渉だとか、あるいは先ほど申しました急傾斜地域であるための困難な諸条件が介在いたしておるわけでございますので、これが事業推進につきましては地元の皆さま方の総意を前提としながら住民の方々のご協力と、また、私ども関係機関との協力を得て十分話し合いをし、調査研究をし至急にその具体策を立てるような方向で対応してまいりたいと思っておりますのでご理解を賜わりたいと思っております。

○議長（山口信生君） 坂口正次君。

〔坂口正次君登壇〕

○坂口正次君 交通量の問題については三輪助役からしていただいたんですが、きのうもきょうも納得することができません。そのために、委員会の方で十分に検討していただきたいと思っております。

なお、プールについても教育長の答弁も、これもぐなくなくしてまともな答弁になっていないと思っております。せっかく中村議員の質問に対して残していただいたのですけれども、これでは父兄たちが納得できないと思うんです。子供た

ちはプールができるということで非常に喜んでおるわけなんです、すぐに暑さを迎えるにつけて泳げることができない。また、そんな能力のない業者を養成する必要もないと思うんです。できるところで早急にやっていたきたいと思えます。

次に、汚水問題ですが、いま助役から一月の時点で八百三十九トン平均というところをお聞きしたわけですが、私が見に行った範囲では、このメーターというものは壊れているんじゃないですか。もうすでに五十年の十月以降メーターが壊れておるといふことなんです。そのためにたれ流しをやっておると、私が調べた時点では五十年十月一日、これは晴ですが一千四百八十トン、二日の日が雨で二千三百五十トン、三日が雨で二千四百五十二トン、四日が曇で一千八百七十四トン、五日が雨で二千六百二十四トン、六日が晴で一千六百七十四トン、七日が曇で二千六百五十トン、この一週間においても非常にオーバーしておるわけです。その後メーターが壊れておるといふことです。壊れたメーターをそのままにして平均の八百三十九トンですというよりなことやっておるわけですが、私もこのことについては素人でわからないわけですが、ひとつこの点は十分お聞きしたいわけですが、最初下水が入ってくるスクリーンのところで二百ミリほどのパイプを入れてたれ流しをできるよりな設計を当初からしてあると、これはどういふりなことで設計されたんですか。もともと最初からこれは半分をたれ流しをするんだということで行政がやられたのかどうか、その辺についてお聞きしたいわけです。

次に、同和問題についてですが、部長も非常に熱心に取り組むという回答はあるわけなんです、特別措置法も残すところあと二年少々です。そうした意味で部落解放のためにも早急にこの問題を取り上げていただきたいと思えます。特に下水についてはもう一度よろしくお願いいたします。

○議長（山口信生君） 下水道部長。

〔下水道部長（奥村仁人君）登壇〕

○下水道部長（奥村仁人君） 再度のご質問でございますが、朝明終末処理場の処理能力といたしましては平均一日二千六十トンと、三輪助役が申し上げたわけでございます、八百三十九トンにつきましては一年で一番少ない一月の平均の数値をご参考までに申し上げます。

それから、団地処理場に特有でございます流入量の変化の大きい点でございますが、これは私どもいままで職員が調査をいたしましたり、アルバイトを使って調査をしたわけでございますが、まず考えられますのは、各家庭で宅地内の建築、増築等によりまして、といの雨水などを間違つて汚水管の方へつないでみえるとか、あるいは、汚水管のマンホールから若干の雨水が入ってくるような傾向があるとか、あるいはまた、団地の汚水管につきましては陶管でほとんど施工されておりまして、これを掘削しますときにその管の周囲が水道になりまして、コーキングはしてありますが、どうしてもその周囲から浸透水が入ってくるというような、いろいろな問題点が考えられるわけでございます。いままで調査をいたしまして判明した分につきましては逐次改善をさせていただいておりますが、この雨水の流入対策には私も非常に苦慮しておるわけでございます。そこでその対策でございますが、先ほど助役からご答弁申し上げましたように、降雨時にその増加しました流入量を一時調整槽に貯留をいたしまして、晴天時または夜間に処理するための貯留施設の拡大をしなければならぬわけでございます。それで朝明処理場の場合は調整槽を昨年一槽ふやしまして、四池つくってございます。これに簡単なエア曝気の装置と次亜塩酸ソーダによります滅菌設備をつけます、以前に比べますとずいぶん改良をいたしておるわけでございます。そのバイパス管がなぜつくってあるんだというご指摘でございますが、これにつきましては最悪の場合を考えて調整槽の能力以上の流入量があった場合を考えましてつくってはおりますが、通常時はこのゲートは密閉いたしております。それから、その最悪の場合につき

ましても先ほど申し上げましたエア曝気、それから次亜塩酸ソーダによる十分な滅菌ということで放流をさせていただいておりますが、この点につきましても今後施設の改良、流入原因の徹底的な究明など対処をまいりたいと思っております。

それから、現場で指導いただきました次亜塩酸ソーダのポリエチレン容器の遮光効果でございますが、直ちにシルバー塗料を塗りまして、現在処理済みでございます。

それから、メッシュも取りつけている次第でございますのでよろしくお願いしたいと思います。

メーター機の問題は壊れていないと思っております。

○議長（山口信生君） 坂口正次君。

〔坂口正次君登壇〕

○坂口正次君 何かいいかげんな答弁だと思んですが、次亜塩酸ソーダですが、それは私がまだ四、五日前に行ったら白いボリでもしたれ流しのときにああいうような入れてあったと、あの白いは三日ぐらいで効果がなくなるらしいです。日光に照らされると。それで黒くなったという話ですけれども、まだそれも三日ぐらい前に置いたというようなことなんですが、そのバイパス管のバルブはいいには使っていないことなんですが、また、あの近くの議員さんは見に行っていただけ結構だと思んですが、いまでもあけっ放しになっております。四つのバルブがあつて入口のバルブは二つともあけられ、最後の一つのバルブだけあいて、そのパイプのところのバルブだけは閉まっておるわけです。中の方で閉まっているわけなんです。だから口元から入ったやつはみんなパイプを伝ってたれ流しになっておるといふのは事実なんです。これは私が自分でながめてきて、また写真も撮っております。それからメーターについてもまだ二、三日前に見てきた時点では壊れておったわけです。このことも十分にもう一度調べていただき

たいと思いますが、しかも、いまも平均二千百トンあるということですが、一日の能力が千六百五十トンということですのでオーバーをしておるといふことが現実なんです。そのオーバーした水がどこへ流れるかといえは、朝明川へ行って飲料水に取られて富田、富洲原の住民はその水を飲んでおるわけなんです。富田の方は特に肥えると思いますが（笑声）、これは大腸菌が全然殺されていない。あのボリの上へ上げられて、その薬を流されたとしても流れるメーターはないわけです。どれだけの量によってどれだけの薬をまぜるんだというような施設がしてないわけです。そういう意味で聞くところによると、三月議会で小井議員が質問されたように、また第二八千代台が入ってくると、そういうことからその八千代台が入った場合になおオーバーするということなんです。当初三宗樹脂が入れてほしいと言ったときには処理能力がないということで断っておるわけです。それから後に八千代台を入れるということになっておるわけですが、これはどういふかけ引きがあったのか、小井さんが三月にM氏とかN氏とかいうようなこと聞いておりますのでそれ以上は私は追及はしませんが、特に三宗樹脂の処理場についても本当の十分な処理がされていない。その処理場から出された水については非常に汚濁されたのが下水にたまっておるといふことなんです。これも写真におさめてあります。これが全部朝明川に流れて飲料水と変わっておるわけなんです。その点についても再度ご説明を願いたいと思えます。

○議長（山口信生君） 下水道部長。

〔下水道部長（奥村仁人君）登壇〕

○下水道部長（奥村仁人君） 三宗樹脂の社員寮の浄化槽につきましては、その浄化水を朝明排水区として公共下水道の汚水管渠に放流していただいております。浄化槽の点検整備につきましては県の保健所の指導監督を受けるものでございまして、よく連絡をとって対処してまいりたいと思えます。

それから、八千代台の汚水の流入量増につきまして、朝明処理場に三十七・五トンの貯留槽を一池設けさせましたことと、中継ポンプ場に八十七トンの貯留槽を一槽設置いたしました。なお、ポンプの間欠運転をなくしてなめらかな運転をしますために、口径百二十五ミリの汚水ポンプ二台を、口径八十ミリの汚水ポンプ二台に改造いたしました。降雨時の流入量の調整に対処しておるわけでございます。

○議長（山口信生君） 暫時、休憩いたします。

午後三時二十一分休憩

午後三時五十七分再開

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） 私ども下水処理の問題で一番注意をしておりますのは、ご承知のように水質の問題でございます。したがって、この朝明処理場の水質でございますが、これは三重県の条例の上の基準値BOD六五ppm、SS九〇ppmに対しましては、五十年実績はBODが六一・六ppm、SSが四一・六ppmと基準値を下回っております。朝明川の基準値はご承知のようにA基準でございます。また、ご指摘のございました流量計は、流量計そのものは動いておったのですけれども、記録計の磁気読み取り装置が故障しておりますので、これにつきましては早速修理をさせていただきます。

その他バルブ等いろいろとご指摘をいただきましたんですが、今後とも十分この処理場の維持管理につき

ましては注意をいたしまして対処していきたいと思っておりますので、どうかひとつよろしくお願いいたします。

○議長（山口信生君） 坂口正次君。

〔坂口正次君登壇〕

○坂口正次君 いまの助役の答弁で多少納得したわけですが、ただ、要望だけしておきたいと思うんですが、札幌の住民も入れてほしいということで要求もしておるわけなんです。せつかく地元で下水処理場ができて、地元の人を入れてもらえないというようなこともありますので、ひとつその点も今後十分考えていただき、朝明処理場、ほかの地域の処理場についても聞くところによると、下水道部もできてから浅いということで管理面にいろいろ手落ちがあると思うんです。そうした面で十分に各下水処理場を点検していただき、また、この問題については特に建設委員会の方でも視察等を兼ねて十分検討していただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

もう一点だけお願いをしておきたいのは、電源装置なんです。朝明電源装置については手動ですので九時まで係の方が見えるわけなんです。九時以後停電になった場合に電気が完全に止まってしまうわけです。あすの朝まで電気が入らないということで、その間たれ流しになりますので、その辺もひとつ自動にさせていただくということをお願いしたいと思います。

〔「関連」と呼ぶ者あり。〕

○議長（山口信生君） 山本 勝君。

〔山本 勝君登壇〕

○山本 勝君 先ほどの坂口議員の質問の中で、団地造成に伴う交通量増加に対する処置について、さらに汚水処理能力の問題について関連して質問しておきたいと思っております。

まず、団地造成に伴う交通量増加に対する問題であります。先ほど助役の答弁を聞いておりますと、金がないから早くできないんだと、こういう結論めいた答弁しか出てないわけです。団地造成をやる場合には、説明があったように確かに幹線道路があるかないかというようなことが開発許可の条件になろうと思うのであります。実際に現状の市内の交通量、特に先ほど出ました湯の山街道なり、あるいは関ヶ原線等その他もありますが、見ておりますと、説明があるのと実際とは相当に食い違うというのであります。したがって、金があるからないからということじゃなくて、実際の姿を見た上でどう対処するかということが行政の姿勢として当然求められるわけがあります。たとえば開発許可の条件に合ったとしても交通量の流れが想定されるようになりまくっているのかいないのか、交通指導といますか、車の交通の流れをどう導いていくことまでは市の行政として取り組んでいく必要があると思うのであります。実際に湯の山街道で朝の通勤時と子供の登校時間が重なって車が渋滞するため、車が路地まで迂回しながら流れる。そのために子供が非常に危ない目にあつて、間一髪で事故を免れたということが再三通告されておりますので、それら等を十分実際問題として考える措置をこの際強く求めておきたいと思ひますし、実際に実態調査を進めていただきたい。

さらに、汚水処理の関係であります。思い浮べますと、以前に高花平の問題も提起をされましたし、坂部団地の問題も提起されましたし、いままた、朝明団地の問題が提起をされているわけがあります。さらに、これ以外に民間といひますか、民間の浄化処理場等もあるわけがありますが、この際提起をしておきたいと思ひますけれども、市内の各浄化槽、処理場について一度総点検をしてみたい。といひますのは、いわゆるこの処理場というのはどうしてもつくらなければならぬものだと思ひます。四日市から排出されるものを四日市以外で処理をするというわけにまいらぬと思ひます。そうならば、いま先ほど説明がありましたように、いろいろ数字を並べながら基準を説明

されますけれども、一般市民の場合はその数字ということについてはあまりわからぬわけがあります。実際には目で見、鼻でかいで判断をするわけです。そこで、悪い感情を持った場合、今後処理場なり、あるいはゴミ捨て場、焼却場等も含めてでありますけれども、どうしてもそういう施設というのはつくらなきゃならぬ、つくらなきゃならぬ場合に、市民感情が、基準だけでなくて目で見、鼻でかいで場合にどう受けとめるかということ、これは政治的に十分判断をしていただかないと困ると思ひます。したがって、基準よりも相当上回る対策というのを講じていただいて、市民感情をどうしていくかということ、ここに重点を置きながら処理場なり焼却場等の建設については措置をしていただく。そういう意味も兼ねて一度総点検をしていただきたい。このことを強く申し上げておきたいと思ひます。何か市の方で同調されるなら答弁は要りませんが、反論があるならしていただいても結構であります。ぜひそういうことにしていきたいと思ひます。

○議長（山口信生君） 粉川 茂君。

〔粉川 茂君登壇〕

○粉川 茂君 私たちの会派は生まれればかりの会派でございます。市民の皆さんが豊かな生活と、そして美しい生活を営んでいただくために、市政としては何をしてあげたらよいかということ、基本的な考えとして会派の運営をはかっていきたいと思ひているのでございます。

経済の高度成長時代の政治は、世の中の動きに、あるいは経済の動きに従って後からついて行けばよかつたけれども、こんなに社会の変化が激しくなつてまいりますと、時代の要請と申しますか、市民の要請と申しますか、その要請を先取りした政治の方向づけがどうしても必要であります。

三月の議会で同会派の伊藤議員が市職の体質に触れましたように、市職の体質は万事当たりさわりなくという

のが本質だろうと私も思うのでございます。こんな当たりさわりのない体質からは先見性は言うまでもなく、革新性など期待はできそうにもありません。

ちょっと飛躍した話になりますが、新しい政治の方向づけの一翼は私たち議員で担っていかねばならぬと、生意気なことも話し合っている私たちでございます。議員皆さまのご指導とご鞭撻を会派の皆さんにかわってお願ひ申し上げる次第でございます。

さて先ほども申し述べましたように、革新時代に対応した政治というものは、市民の要請、時代の要請を先取りしながら先手先手で推し進めていくのが大切であろうと思えます。しかし、こうした変革時代には市民要求が多種多様で、何をとり上げ何を切り捨てるか、その取捨選択、その判断が大変であろうと思っております。その中でも現在建設中の病院建設などは時代の要請、市民の要請を本当に先取りした行政としてりっぱに市民にこたえられたものとして高く評価できるものであります。病院建設特別委員会を設置した議会もさることながら、それに基づいて膨大な経費のかかるこの事業を決断された市長の勇氣はさらにさらにりっぱなものであります。しかし、こうしたりっぱな反面、せっかく時代の要請を先取りしながら、途中経過がはいまいなためかえって行政ののろさと、そして政治不信まで買っている問題があります。

指摘いたしますとその一つは、北勢公設地方卸売市場であり、その一つは工業高校移転問題であります。

市場につきましては四十五年ごろから市はその流通経路を調査していたようでございます。正確なことはわかりませんが、私の調べたところでは、四十五年、四十六年、四十七年の三カ年間であります。魚市場、青果市場へ流通調査費としてわずかですが支出しておりますから申し上げます。たとえわずかの調査費でありましても、まさかこれがやむやみになっているとは考えられませんので、まずこれがどうなっているかお伺ひいたしました。

いものでございます。

この北勢公設地方卸売市場の開設計画に当たって、私は当然これらの資料が基礎資料として提示され、議会にも協議されるものと考えておりましたが、いまだそうした協議の持たれたことは一度もございません。会議にはかられたことは設立認可がおりたから組合議会の議員を選出してほしいということだけであります。以来一年間の連絡も何の報告も受けてございません。商工課の片すみ事務所を見つけたのは最近のことです。この市場について桑名市が脱退したとか市営魚市場が参加できるのかとか、どこに市場ができるのかとかいろいろ取りざたはされておりますが、何一つはかられたことも連絡を受けたこともございません。議会は全くのつんぼさじきに置かれたままであります。幸いにも先ほどの高井議員のご質問によりまして開発公社で三万五千坪の土地の買収の交渉が始まったという事実と、その隣りに食品団地が造成されるということをお聞きしていただきました。果たしてこれによいのかどうかお伺ひいたすのでございます。

次に、工業高校の移転問題であります。

四十八年十二月急に工業高校の移転を考えなくてはならぬから特別委員会をつくるということで年度途中でありましたが委員会が構成されました。特別委員会は五十年三月まで続きましたが、五十年三月にその調査結果の答申が提出されました。以来一年間これもまた何の音さたのないまま過ぎてしまいました。あれほど急いで取り上げた移転問題が急に影をひそめてしまったようでございます。この移転問題は四十八年十二月に始まった問題ではありません。

西浦の区画整理が始まった四十五年三月のときから移転するのか、現状の中で減歩した形で存在していくのか、あるいは計画道路の問題、駅西整備の問題等がからんで容易に対処できなかったことはやむを得ないことであつても、あまりにも年数がたち過ぎてしまった感じがいたします。最近工業高校の先生方から移転問題はどうになりましたか、と

いう質問をよく受けます。しかし、事情がさっぱりわかりませんので説明のしようもありません。しかし、学校側としては移転するということが四十八、九年ごろから本格的に動き出したかに見えましたから、その事情がわからなければ不安の日々を送らざるを得ないのでございます。ひいてはこれがまた生徒の教育にマイナスになっても決してプラスにはならないのであります。昨年一年間どのような作業が行われたのか、この辺の事情を詳しくご説明いただきたいと思うのでございます。

なお、この移転に関して四十八年に知事と市長が新しい土地の買収、現在の土地の処分等一切を県の開発公社に委任するという確認書の交換をしたといううわさがございますが、この点についても真偽のほどがわかりませんのでご説明いただきたいのでございます。

ひとまず、以上の点について理事者側のご説明を求めます。

○議長（山口信生君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） ただいまのご質問に對しまして答弁いたします。

本市におきましてはこの生鮮食料品の流通につきまして過去十年にわたりまして種々の調査等を実施し検討されてきております。その発端になるのはご承知のように昭和三十八年に市の農政審議会に對しまして生鮮食料品の流通機構の合理化対策について諮問をしたのに始まるのでございますが、この中で各種の調査がなされ、検討審議がされた結果流通の中核的役割を果たす卸売市場の整備は生産、消費の両面から要請されるものであり、市は速やかに総合卸売市場を開設し、生鮮食料品の円滑な流通と卸売価格の安定をはかるべきであるとの答申が出されたのでございます。これにつきまして、関係業界との協議を重ねる一方、専門機関によります中小企業高度化調査の中におきましても小

売商等の意向の把握を含めまして生鮮食料品卸売市場に関する考え方の集約を行い、当時の審議会、産業水道委員会にもご報告を申し上げているのはご承知のとおりでございます。また、昭和四十八年には市議会総合開発特別委員会におきましても市場問題の検討がなされまして、その中で社会的施設として公設により卸売市場を建設すべきであり土地の取得等具体化すべきであるとの意見がまとめられましたのはご承知のとおりでございます。また、各市場については毎年市場の流通調査を実施いたしまして、その実態を把握し生産指導に利用いたしますとともに、市場整備の基礎資料として活用してきています。このように本市といたしましては流通機構の整備について長い年月をかけたしまして各般にわたり調査検討を行い、その方向づけがなされてきたのでございます。この間卸売市場法の制定やこれに基づく三重県卸売市場整備計画の策定公表がござります。

また、北勢三市の業界の強い要望等も受けまして三市がこれに對応することになったのでありますが、これにつきましては本市におきまして諸調査の検討の結果を北勢市場開設への取り組みへのよりどころとしておるのでございます。北勢公設地方卸売市場の開設につきましては、ただいまも指摘がございましたように、一部事務組合の設立によりましてこれを推進するために昨年三月市議会において組合規約のご承認を得まして、その五月には知事より北勢公設地方卸売市場組合の許可を受け、昨年六月九日の市議会全員協議会におきまして今後の市場建設に当たっての業界の取りまとめ等についての経過の報告と建設計画の概要などをご説明をし、ご協力をお願いいたしましたのでございますが、昨年の七月に組合規約に基づきまして本市役所内に組合事務局が設置されました、市場組合議会の構成も設置され、事業の本格的な取り組みがなされてまいりましたが、その進め方や進捗状況等については組合議会において逐一おはかりをし、ご了承を得ながら進めておるのでございます。建設計画につきましては現在最終的な段階で国及び県との調整協議中でございます。いままでの段階でご審議を願ひご報告できますものにつきましては産業公営企

業委員会等でも機会を見ましましておはかりをしまいましたが、これがまとまっていりませんでしたならば市場組合議会におはかりをし、また、設置団体である桑名市、鈴鹿市とも協議をしながら関係機関、特に市議会に対しましてご報告を申し上げて了承を得たい、このように考えておりますのでよろしくお願いを申し上げます。

それから次でございますが、工業高校の移転の諸問題でございますが、本市の多年の懸案の事業でございます工業高校の移転事業につきましては、駅西周辺の急激な発展によりまして急務を要する事業となってきたのでございます。したがって、このような状況に対処するため昨年末、市で早急に移転先用地を確保することで合意を見ましたので、現在移転先候補地である富田地区の茂福地内において約九万九千平米の用地を取得すべく地元関係者と折衝を重ねておるのでございますが、一部の地主に用地買収の了解が得られないのが実態でございます。移転事業に協力する交渉を鋭意現在努力をしておりますのでございます。

また、ご指摘のございました移転事業に対する基本となる確認書等につきましては、目下県当局と協議を重ねておるのが実態でございます。

なお、昨年の五十年年度の県との折衝の詳細な経過等につきましては土木部長の方から答弁をさせていただきますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（山口信生君） 土木部長。

〔土木部長（杉本義広君）登壇〕

○土木部長（杉本義広君） 工業高校につきましては大変長い経過がございまして、いろいろと議会の方でたびたびご質疑があるわけなのでございます。

昨年四日市高等学校の南地域に約三万坪の工業高校の進出予定地を一応設定を事務的に見まして、その後県の教育

委員会といろいろな実務的な場所の設定、あるいはその設定に関する諸問題について再三県に赴きまして調整を繰り返したわけでございます。事務的にほぼ位置の合意ができましたので、暮れに県、市のトップの会談も開いていただいたわけでございます。一方地元土地所有者の方につきましては関係者の代表等を選出していただきまして、これらの方との調整、また、関係の代表の方々から関係地主さんの方に対するご理解、ご協力等のお力添えを得て今日に至っておりますのでございます。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 昭和四十八年に知事との間に確約書を交わしたという事実はございません。

○議長（山口信生君） 産業部長。

〔産業部長（斎藤久美君）登壇〕

○産業部長（斎藤久美君） 先ほどの北勢公設市場の関連の流通調査の内容でございますが、昭和四十五年から七年までというふうにお伺いしたわけでございますが、実態といたしましては昭和三十八年当時から農林課の予算の中でそれぞれの青果、水産の関係市場の流通実態、あるいは生産者の動向等を調査をしまっておりまして、四十七年まで続いておりますが、四十七年に卸売市場法が制定をされて、それに基づく報告が義務づけられましたので、その時点から調査を打ち切っております。先ほど助役がご答弁申し上げましたとおり、それらの資料が市場の関係の設立の基礎資料になっておるわけでございます。

なお、調査をいたしました内容等につきましては農林課内でまとめられておりますが、市内の市場におきます取り扱い数量と、金額、あるいは流通の概況、あるいは部門別の品目、あるいは産地別の入荷状況、あるいは入荷の数量

の推移、あるいは平均価格と卸売物価の状態という形でそれぞれ取りまとめられています。相当年々取りまとめられますが、大分の部数になっております。

○議長（山口信生君） 粉川 茂君。

〔粉川 茂君登壇〕

○粉川 茂君 ご答弁をいただいたんですが、この卸売市場を計画設立するに当たって何らかの資料を提示したかということをお尋ねいたしましたのでございます。少なくとも事業を計画するには当然資料を備えて協議するのが常識だと私は思っております。何の資料もなく事業を進めるといふことはあり得ないのでございます。四十五、四十六、四十七年と三カ年間にわたった資料がどんな形で提出されているのか、私にはさっぱりわかりませんが、その資料はあるはずでございます。その資料は現在どうなっているのかお答えいただきたい。参考までに申し述べますが、中勢地域で実施される予定の中央卸売市場については三重大学の市岡教授が中心となって「魚と青果物の消費と流通」という報告書を五十年三月県に提出いたしております。これでございますが、県が依頼した実態調査であります。その題目を参考までに追ってみますと、一つ、津市の家計費の構造の特徴、二つ、食料費の構造、三つ、魚介類の消費構造、四つ、野菜くだもの消費構造、五つ、中勢地域の青果物流通の実態、六つ、中勢地域の水産物流通の実態、七つ、生産、販売構造と市場合理化の方向、八つ、概況と提言となっておりますが、県が分散した小市場しかない現状では県民に新鮮な食品を大量に供給できないから、中央卸売市場を計画しようとしているのに対して、市岡教授は小口取り引きだが需給のバランスはとれ、全体に価格も安いと分析しております。加えて中心都市もなく中央卸売市場の立地条件もよくないから、その実施は慎重にといい、厳しい注文もつけておるのでございます。北勢公設地方卸売市場がどんな資料でどのような分析をしどんな判断を下してこれを実施しようとしているのか私にはわかりません。

私もまた、これについて判断する資料もございませんので申し上げようありませんが、私たちの判断のためにも、また、この市場の認識を深めるためにも今後こうした資料の提出の用意がなされているのか、この点についてお聞きいたしたいのでございます。

次に、工業高校移転の問題について五十年三月特別委員会から報告書が提出されております。この報告書の中で当該地が市の都市計画上きわめて重要な位置を占めることから、駅西整備を含めてこれが利用について市が主導性を発揮できるより県当局の理解、協力を強く求める必要があるとっておりますが、この点はどういう話し合いになっているのでしゅうか、お尋ねいたします。

○議長（山口信生君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） まず第一点の北勢公設地方卸売市場の資料でございますが、ただいま申し上げましたように、一応の計画が出てまいりましたので市場組合の方にもおはかりをし、市議会に対しまして資料を提出させていただきますたいと思います。これにつきましてはご承知のように設置団体が四日市、桑名、鈴鹿と三市ございますので、同一歩調で進みたいと思っておりますのでその辺の協議は経なければいけないと思っておりますが、私といたしましてはご指摘のように出させていただきますようにいたします。

それから次に、どういふ県に対して工業高校の跡地についてどういふふうな交渉をしているかということでございますが、これは県に対しましてはこちらと協議をするということであるので当初いろいろと折衝をしておたのですけれども協議ということになってまいりますと整わない場合はということ、やはり土地の所有権は県にあるということで、この辺でいま県との折衝が行き詰まってきているのでございますが、今後さらにこの点につきましては県当局と十分

詰めていきたいと思ひます。と同時に先ほど申し上げましたようにこれと並行いたしましたして用地の買収交渉等も鋭意努力をしていきたい、このように考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（山口信生君） 粉川 茂君。

〔粉川 茂君登壇〕

○粉川 茂君 病院建設が画期的なりっぱな事業であるということはお初めに申し上げました。しかし、こんななりっぱな事業でも全協で伊藤議員から幾つかの質問がありましたように、ほかにいろいろの立場から問題はございます。今回お尋ねいたしました工業高校移転の問題でも、また、北勢公設地方卸売市場の問題でも途中の経過を全員懇談会の形式でもよいし、また、何らかの形式でもよろしいし報告なり連絡を受けておれば私たちもよく理解できるのでございますが、一年間何の連絡も報告もなしではあまりにも議會を無視されたような感じがいたします。市長も議會に協力を求める必要があるのなら議員の声を聞く機会を多く持つべきでありましょう。四月の税制について市長の専決で津市では提訴にまで発展いたしましたしておりますが、四日市でも議會内ではせめて全員協議会でも開いて説明すべきだという声が高かったのであります。総務の委員長はこのため相当苦慮をされたようであります。これらのことは議會運営との関係が深いので、議長におかれましてはできるだけ議員の声を聞くという立場で議會の運営をはかっていただくことを希望として申し加えまして終わります。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） 伊藤信一君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 お疲れのところ恐縮ですけれども、粉川議員の質問に関連いたしましたして若干問題がございますのでお尋ねをいたしたいと思ひます。

北勢公設地方卸売市場の問題でございますけれども、これは先ほど説明がありましたように組合議會の中で相談しながら進められておりますので、私の申し上げますことは恐らくその中で審議なり協議なりなされたことだろうと思ひますけれども、もしなさったのでございましたらお許しをいただきたいと思ひます。先ほど粉川議員が申しましたように県の分散した小市場では県民に新鮮な食料品が供給できないので、中央卸売市場をつくろうという考えに對しまして市岡教授のレポートは小さい市場で小口の取り引きでありますけれども需給のバランスがよくとれ、しかも、全体に価格が安いということを分析いたしております。この分析の中で私読んでみたのでございますけれども、四十六年と四十七年の小売価格の名古屋市と津市の比較を見ますと、名古屋が一〇〇といたしますとキャベツは津市が五七、ネギは七三、ニンジン七四とかなり低いのでございます。魚介類もかなり低いのでございますが、それは中勢地区はご承知のように農家が小規模でつくった野菜を地方市場へ出荷しているからだというふうにこのレポートは指摘をいたしておりますが、その指摘から現状では中央市場はつくる必要がないというふうな印象を与えたレポートでございます。四日市、特に富田、富洲原地区でもこういうことが言えるのではなからうかという気がするのですけれども、残念ながら先ほど粉川議員が指摘いたしましたように、何の資料もございませんから実証ができません。富田、富洲原地区には青果市場が二つ、魚市場が一つ、それに鮮魚、塩干物を取り扱う問屋が四つほどございます。それに松原には地区の露天市場がございます。これで富田、富洲原地方は大体食料品を完全に賄ってあるわけでございます。私の懸念いたしますことはこの北勢公設市場がもしも河原田でできた場合に零細小売人がこまめに仕入れに行くかどうかという懸念でございます。現在の市場には零細小売人が買受人としてたくさん入っております。そうなりますとまた中間の問屋がつくられてしまつてこの小売人たちはここで仕入れる結果になります。結局は小売価格が高くなって、

泣くのは消費者だけだということになりかねません。消費者のための卸売市場が消費者を泣かす結果になって、これは大変なことになると思うのでございます。そうならなければ幸せてございます。

次に進捗中の市場建設に水を差すようなことを申し上げて非常に恐縮でございますけれども、ご承知のように中央卸売市場は五十年という長い歴史を持っていただいておりますが……

○議長（山口信生君） 伊藤議員、関連は五分です。

○伊藤信一君 それでは、これで質問を打ち切ります。それだけの私の質問に対してお答えをいただきます。

○議長（山口信生君） 産業部長。

〔産業部長（齋藤久美君）登壇〕

○産業部長（齋藤久美君） 大変詳細にわたりましてご指摘をいただきました。三重県の中央卸売市場建設計画の中で三重大学の先生方を含めましていろんなレポートが出されております。その中には先ほど助役が申し上げました農政審議会なりそれぞれの議論の中でご参加をいただきました三重大の浦木先生も一緒にご調査を担当されております。ただ、中央卸売市場の建設に対しては確かに中核都市が四日市、北勢とはちょっと違っていて、津周辺につきましては明確な中核都市がないじゃないかという問題と、さらにいまご指摘をいただきました、いわゆる小規模の生産者が直接出荷をしておいた市場がたくさんあるじゃないか、そういうことで特に消費者と小口生産者が結果的には泣くような形になりはしまいかという心配のレポートだということふうに理解をしておるわけでございますが、市場建設するに当たりましたら当然考えてまいらなければならないということにつきましては、もう十分ご理解をいただいておりますものと思っておりますが、卸売市場の機能が一つございます。当然生産、消費双方満足する公正妥当な価格の形成の問題と、適種、適量の商品の品ぞろえをいたさなければならないという問題、さらに能率的な荷さばきをする、いわゆる分荷

機能でございしますが、それらを考えていかなければならない。さらに迅速確実な代金の決済をしていくということが市場の一つの機能として必要なことになっております。そういう議論からいきますと、確かに生産者、地元の小口の生産者たちに対してどういうふうな形で参加させていくかということについては十分考えていかなければならないというふうに考えておりますが、生産者の団体等の問題もございしますので、それらを集約しながらさらに市場に出荷体制をとるよう指導してまいりたいというふうに考えております。また、小売人の参加者でございますが、現状の各市場の実態の中では四日市市だけではございませんが、桑名、鈴鹿、あるいは桑名郡、員弁郡、三重郡というふうな形でそれぞれの市場への参加者がたくさんあるわけでございます。その中で富田の関連の方々については特に小売が小さいというふうなご指摘のように聞いたわけでございますが、必ずしもそういう方ばかりではございませんが、中には確かに大量を扱うという形ではない人たちも現に買参の資格を持って参加をしておられるというふうに考えます。そういう方々が一カ所にもを集めた段階で現実に十分買得るのかどうかということについては議論のあるところではございますけれども、市場のいわゆる機能として、先ほど申し上げましたいろんな条件を満足をし、さらにいわゆる消費者に向かって安定供給をしていくという立場からは卸売市場の必要性というのは、先ほど助役のご説明でもございましたように再三にわたって議会あたりからもご指摘をいただいております。そういう中でございまして小売人の育成については十分考えてまいらなければならぬというふうに考えます。ただ、卸売市場の今度の建設に当たります考え方といたしまして、現状まだ国の了承を得たわけではございませんので、開設計画等をまとめています最中でございますが、卸売機関、いわゆる卸売人は青果、水産それぞれ単数、または少数複数ということになるかと思えます。そうなりましたときに荷物を多く集荷して、さらにうまく分荷をするという機能を市場のサイドに与えなければならぬ。そういたしますと数多くの荷物を一挙にはかすということについては大変むずかし

い問題があるというところで、全国の各卸売市場の実態等を見てみましても、卸売人の下部に仲卸機構というものをそれぞれ持っております。そういうことでございますので当然大量の荷物を処理をしようということのために仲卸機能を当然持つべきであろうというふうに、国あるいは関係機関からも指摘をいただいております。また、その方向で努力をしていかなければならないというふうに考えております。そういう意味におきまして、零細小売の方々にについては仲卸のサービス機能としては買いに行かなくても配達をするというようなこともあり得るというところでございます。また、それに基づきまして末端におきます小売商の同一市場からの仕入れということもございますから、一斉購入仕入れによりまして小売段階での競争状況もさらに整備できるといふような問題もございまして、小売商の方々の指導に当たりますには十分協議、業界とも詰めながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（山口信生君） 本日は、この程度にとどめ、あの方方は明日お願いすることにいたします。

明日は、午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後四時五十五分散会

昭和五十一年六月十六日

四日市市議会定例会会議録（第四号）

四日市市議会

○ 議 事 日 程 第四号

昭和五十一年六月十六日(水)

午前十時開議

第一 一般質問

第二 議案第五八号 昭和五十一年度四日市市一般会計補正予算(第一号)……………議案質疑・委員会付託

第三 議案第五九号 四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選

挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について……………

第四 議案第六〇号 四日市市役所出張所設置条例の一部改正について……………

第五 議案第六一号 四日市市職員給与条例の一部改正について……………

第六 議案第六二号 育児休業に係る給与等に関する条例の制定について……………

第七 議案第六三号 四日市市児童館設置条例の一部改正について……………

第八 議案第六四号 四日市市交通災害共済条例の一部改正について……………

第九 議案第六五号 四日市市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について……………

第一〇 議案第六七号 公有水面埋立てに係る意見について……………

第一一 議案第六八号 土地の取得について……………

第一二 議案第六九号 あらたに生じた土地の確認について……………

第一三 議案第七〇号 町の区域の変更について……………

第一四 議案第七一号 町の区域の変更について……………

第一五 議案第七二号 町の区域の変更について……………

- 第一六 議案第七三号 町の区域の設定について……………議案質疑：委員会付託
- 第一七 議案第七四号 市道路線の認定について……………
- 第一八 議案第七五号 消防自動車購入契約の締結について……………
- 第一九 議案第七六号 工事請負契約の締結について……………
- 第二〇 議案第七七号 工事請負契約の締結について……………
- 第二一 議案第七八号 工事請負契約の締結について……………
- 第二二 議案第七九号 工事請負契約の締結について……………
- 第二三 議案第八〇号 工事請負契約の締結について……………
- 第二四 議案第八一号 工事請負契約の締結について……………
- 第二五 議案第八二号 工事請負契約の締結について……………
- 第二六 議案第八三号 工事請負契約の締結について……………
- 第二七 議案第八四号 工事請負契約の締結について……………
- 第二八 議案第八五号 工事請負契約の締結について……………
- 第二九 議案第八六号 四日市市道路占用料徴収条例等の一部改正について……………議案説明：質疑、委員会付託
- 第三〇 議案第八七号 四日市市都市公園条例の一部改正について……………
- 第三一 議案第八八号 工事請負契約の締結について……………
- 第三二 議案第八九号 工事請負契約の締結について……………

○本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

○出席議員（四十二名）

訓	喜	川	金	加	大	大	小	宇	岩	伊	小	天	青
多							治						
霸	野	口	森	藤	森	谷	川	田	田	藤	井	春	山
也	洋		定	多	喜	四	良	久	信	道	文	峯	
			喜										
男	等	二	正	男	三	正	郎	市	雄	一	夫	雄	男

○議事説明のため出席した者

助 助 市

役 役 長

三 加 岩

輪 藤 野

喜 寛 見

代

司 嗣 齊

○欠席議員(三名)

古 高 山 山 山 山 森 松 増 前 堀 福
 市 橋 本 中 路 口 島 山 川 田
 元 力 忠 信 安 良 英 辰 新 香
 一 三 勝 一 剛 生 吉 一 一 男 衛 史

平 長 橋 野 野 生 中 出 坪 田 高 高 坂 後 後 小 小 粉
 谷
 野 川 本 呂 崎 川 村 井 井 中 木 井 口 藤 藤 林 林 川
 行 鐸 増 平 貞 平 信 妙 基 三 正 長 寛 喜 博
 信 元 蔵 和 芳 蔵 夫 博 子 介 勲 夫 次 六 次 夫 次 茂

○出席事務局職員

主事	主事	議事係長	議事課長	事務局長
西山口	山崎	板崎	小坂	佐々木
	克彦	大之丞	晃靖	晃精
徹				

次長	消防長	技術部長	水道事業管理者
藪田	松村	黒川	天野
	佳		助
裕	美	薫	春了

病院事務長 荒木三郎

次長	教育委員	教育委員
杉本	市川	龍池
	治一	清真
芳	郎	

副収入役	建設部長	下水道部長	土木部長	環境部長	福祉部長	産業部長	税務部長	総務部長	市長公室長	収入役
伊藤	石川	奥村	杉本	山北	谷沢	斎藤	伊藤	阿南	六田	平井
藤	川	仁	義	文	久	治	輝	猶	清	
一	郎	人	広	彰	男	美	郎	彦	裕	三

○議長(山口信生君) ただいまから、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、三十八名であります。

午前十時二分開議

本日の議事については、お手元に配布しました議事日程第四号により取り進めたいと思っておりますので、よろしくお願

いたします。

日程第一 一般質問

○議長（山口信生君） 日程第一、これより一般質問を昨日に引き続き行います。

川口洋二君。

〔川口洋二君登壇〕

○川口洋二君 おはようございます。

通告に従いまして、都市政策と行政の対処についてご質問いたします。

最近の議会で行われる一般質問の大半が、生活基盤の立ちおくれ、環境の悪化等の都市問題と感じます。住宅、健康、教育、交通、公害など、生活に直接結びついた諸問題は、いずれも本来地方自治体の抱えている課題でございます。高度成長による消費革命を経験し、マイホーム主義によって個人の権利に目覚める一方で、身近な生活環境の改善が個人では解決し得ない、きわめて高度な都市問題という政治的課題であることを認識したとき、個人は市民意識に目覚め、身近な議員、地方自治体に解決を求めるようになってきたからではないでしょうか。全国の他市の多くは、このような働きに対して、いやおうなく政府の下請け機関としての役割から脱皮し、地域住民のために、国の施策を先取りする地方政治の新しい時代を切り開こうとしておるようでございます。

さて、四日市の場合は、と身近に見てまいりますと、独自に決定しないで、むしろ中央各省、県当局の見解を聞き、それによって自己の行動を合理化しようという傾向、要するに中央の指令待ち、あるいは中央の指示がないと心配だという気運が強く、また各省や県の見解を、住民の要望などを断る口実に利用している場合が非常に多く見られるの

であります。それは、自分自身が自主的な行動を狭めていく体質を持っているのではないのでしょうか。今回の理事者側答弁にも数多く見られました。もちろん、市が独自に前進的なことをやろうとした場合、現行法の中では限界がございます。しかし、その限界ということの問題にする場合に、同時に考えていかなければならないのは、実際にその限界を決めるのはだれかということ、それが最も重要なことです。私は、その決定者は市民であると思うのであります。市民のために、このことを横に置いてしまった都市政策はあり得ません。若輩なる私が述べるまでもなく、賢明なる理事者の皆さんは、そうした都市政策を現実のものとして施行するのに、何が邪魔をしているかは、よくご存じだと思っておりますが、これが皆さん方に対する過大評価であったことを、最近強く反省しておる次第でございます。

前段が少々いやみがあったものになりましたが、最近市としては全く予期せぬ申請書が出てまいりました。それは、トルコ風呂建設に関する建築確認書でございます。昨日の後藤議員の質問の中にございましたが、私はトルコ風呂の是非論をここで述べるつもりはございません。その申請書に対して市の対処について、都市政策の中の問題として取り上げさせていただきます。

さて、公室長がこの件について一番密接に努力されておられたことを聞いております。そこで伺いたしますが、現実にはこの話はいつごろから出てきたのでしょうか。まずお尋ねいたします。

○議長（山口信生君） 市長公室長。

〔市長公室長（六田猶裕君）登壇〕

○市長公室長（六田猶裕君） お答えいたします。

ご質問の内容が、トルコ風呂に関連して、この話がいつから出てきたかということでございますが、直接市の方に

出てまいりましたのは、五月六日、それから一日置きまして八日、この日に建築確認の申請が提出された、この時期でございます。

○議長（山口信生君） 川口洋二君。

〔川口洋二君登壇〕

○川口洋二君 そうですか。そのようにお聞きいたしますと、いささか食い違ってくるわけなんです。五月七日以前に、四月の中ごろから再三、再四トルコ風呂の話であるということをお前提にして、こどもの家がどのような性格のものであるかを、業者、県、県警より問い合わせがあったはず。いまおっしゃった五月七日というのは、県警本部長より文書により問い合わせがあったと聞いておる時期だと思えます。発送された時期だと思えます。ですから、それが到着したのが、大体三日ぐらいかかりますから、十日ごろと私は理解しておるんですが、その五月七日付で県警本部長が出されたそれまでの間に、市側は、青少年対策課でその問題がとまっていたのか。公室長まで上がってこなかったのか。そういう大勢であったのか。もみ消していたのか、ちょっとお聞きしたい。

○議長（山口信生君） 市長公室長。

〔市長公室長（六田猶裕君）登壇〕

○市長公室長（六田猶裕君） 再度お答えいたします。

先ほど私申し上げましたのは、市に対して正式に出てまいりましたことをご答弁申しました。この点につきまして、県の方から市の方に話がありましたのは、四月の末、下旬に話はございました。この点におきまして、私の方といたしましては、それに対する対処の仕方につきまして、関係部局相寄って協議を開始したということでございます。

それから、いまの県警本部長の名前で照会ということが質問に出しましたけども、これは五月七日付で県警本部長名で文書をもって照会を受けた、こういうことでございます。そういったしまして、それに対して市の方が、同月十三日付で回答文書を出したということでございます。

以上でございます。

○議長（山口信生君） 川口洋二君。

〔川口洋二君登壇〕

○川口洋二君 結局四月の中ごろから市民がそういうことを、トルコ風呂を建てたい、または、トルコ風呂を建てたらどうか、建てさせてもらえらるうかという問い合わせをもって市に来庁しているにもかかわらず、公室長のところへ届いて、やっと大体薄々わかりかけてきたのが四月末で、五月七日の県警本部長のものが決定的になったということでございますね。と、私は理解しておるのですが、その五月十三日出されました回答書の内容並びに責任者名をお聞きしたいんですが。

○議長（山口信生君） 市長公室長。

〔市長公室長（六田猶裕君）登壇〕

○市長公室長（六田猶裕君） 五月十三日付をもちまして回答したわけでございますが、この内容に関しましては、まず照会されました内容でございますが、これにつきましては、施設の性格と、それから、それについての風俗営業法四条の四項に該当するものとしての福祉施設であるかどうか。こういう内容の問いかけでございました。

それに対して、こちらの五月十三日付の回答文書でございますが、市長名をもちまして回答文書を出さしていただきました。これは内容的には、都市公園法との関係から、条例制定についてはむずかしい点があるが、児童福祉

法に定める児童厚生施設に準じて、具備すべき内容を整備した都市公園施設であり、将来にわたっても存続せしめるものであること。それから、こどもの家の周辺の環境保全のために、懸案の施設立地については慎重を期せられたい。こういう文書で回答したのでございます。

以上でございます。

○議長（山口信生君） 川口洋二君。

〔川口洋二君登壇〕

○川口洋二君 わかりました。

この後につきましては、皆さん方もよくご承知のとおり、五月二十三日付中日新聞で報道されたように、将来も児童施設として申請する考えはないというふうに発表されたわけでございます。新聞記者の方もおられますので、間違いないと思いますが、この段階では、トルコ風呂を阻止するということは全く頭に入っていないからなわけですね。ちょっとお尋ねしたいんですが。

○議長（山口信生君） 市長公室長。

〔市長公室長（六田猶裕君）登壇〕

○市長公室長（六田猶裕君） 先ほど申し述べましたように、内容的に回答したわけでございますが、このような意見書を県にいたします中におきまして、法的に対抗したいということが一部報ぜられてまいります中、そこで地区の住民並びに各種団体から強い反対陳情がなされまして、昨日後藤議員からの質問に対しても、市長からお答えいたしましたように、法に定める児童厚生施設としての正式申請を出したと。五月の二十七日付をもって提出し、六月五日に正式に認可を受けたと、こういうことでございます。

以上でございます。

○川口洋二君 その時点でトルコ風呂を阻止するという気がなかったのかどうかだけ聞きたいんですが。

○市長公室長（六田猶裕君） 当然阻止するという気持ちがあったわけでございます。

ただ、公民法との関係で、条理化はむずかしいけれども、そういう点、許可権限を所有する県については、県において慎重に対処せられたいと、こういうことで申したわけでございます。

○議長（山口信生君） 川口洋二君。

〔川口洋二君登壇〕

○川口洋二君 細々聞くもんで、公室長、だんだん急いで日にちを延ばしていかれますので、私ちょっと戻してみたんですが、いまトルコ風呂を阻止するという気持ちがあったという回答をいただいているわけですが、そして、二十四日市長が記者会見して、文書の回答と全く違った発表をなされたわけでございます。これが五月二十五日付の伊勢新聞で出ております。

続きまして、五月二十七日に私の友人二名が、市から五月十三日に出された文書を県に撤回し、新しい回答を出すようにと青少年対策課に申し入れをされ、課長は、五月三十一日までに出したいが、関係課の印鑑を要するので、一日ぐらいのずれは見てください、個人ではなく、市としてお約束いたしますというふうに話されたらしいんです。そ

の撤回要求は、本人たちの話によりますと、一番、今せんだって出されましたバラ色の回りくどい文章を撤回するよう。二番、こどもの家は児童福祉法に基づく施設である。そのための申請もいたします。トルコ風呂はやらせたくないもので、こちらの意をくんでくださいというような意味の四点を中心にして、一番初めに県に出された玉虫色の回答書を撤回したらどうだという要求をしてきておるわけなんです。そこでさきの兩名は六月一日に青少年対策課に確認の意味で訪れ、そしてお聞きしたら、約束した覚えがないという返事をいただいたということで、ちょっとかかしまして、市長室の方に上がり、秘書課長、公室長と午後お会いしたと言っておられますが、その件について公室長は、話の内容はどんなことでございましたか。ちょっとお聞きしたいんですが。

○議長(山口信生君) 市長公室長。

〔市長公室長(六田猶裕君)登壇〕

○市長公室長(六田猶裕君) 先ほどのお尋ねの件でございますが、あくまでもこの文書を撤回せいということは筋が通らないことでございます。先ほども申し述べましたように、あくまでもこの期日になってから施設を設置したのではなくて、これは五十年の二月から設置しているものである。ただ、法的に児童厚生施設としての認可をしてないということだけでありまして、だから、したがって、この点を正式に施設とすることでございます。決して文書的に、前に出した文書を撤回すべき性格のものではないということで、私どもの姿勢はそうでございます。また、本人とお話したときにおきましても、そういう撤回というような、文書で出してほしいとか、それから、その他のことも申しおりましたけれども、こちらは当初の姿勢を通して、さらに一步を進めるということで、対処していきたいんだと、こういう話をしたわけでございます。

○議長(山口信生君) 川口洋二君。

〔川口洋二君登壇〕

○川口洋二君 どうもありがとうございます。

その間に、五月二十八日にこどもの家を児童福祉施設として申請し、六月五日に県より認められたわけです。ところで、トルコ風呂の建築確認申請書はいつ出てきたのでしょうか。それだけ。

○議長(山口信生君) 市長公室長。

〔市長公室長(六田猶裕君)登壇〕

○市長公室長(六田猶裕君) 確認申請書は、先ほども申し上げましたように、五月六日、並びに八日にそれぞれ一件ずつ提出されております。これは申すまでもないと思いますが、建築確認としての正式受理は現在の行政庁でございます。市の方が受理をいたします。ただ、市がそれを經由するという事に相なっておりますが、市の方へ經由する日付をいま申し上げたのでございます。

以上でございます。

○議長(山口信生君) 川口洋二君。

〔川口洋二君登壇〕

○川口洋二君 わかりました。

それでは、トルコの申請後急ぎこどもの家を児童福祉施設として、いわゆる取ってつけたように、こじつけたように申請手続をしたわけですけども、山形、仙台のように裁判が起り得るようなケースであると考えられるわけですが、市としてはどのように予見しておられますか。

○議長(山口信生君) 市長公室長。

〔市長公室長（六田猶裕君）登壇〕

○市長公室長（六田猶裕君） 確かに全国的にこのトルコ風呂という問題については、きわめて難題を含んだことと思います。それで、山形におきます例は、先ほどもご指摘がございましたが、現在仙台の高裁において判決がなされた。第一審においては行政側の勝訴に終わり、二審においてはそれが覆されたというケースも聞いております。しかし、この場合におきましては、児童公園としての施設がまだ設置されなかったところへ設置したと。遊具も後でつけ、そのようにやったということでございますし、四日市の場合におきましては、従来の形を全然変えておりません。ただ正式の認可に踏み切ったということでございます。そういう点から、これはいまの住民の世論を受けてとった姿勢であると私は解釈しております。

○議長（山口信生君） 川口洋二君。

〔川口洋二君登壇〕

○川口洋二君 一カ月半もほっといて、住民の世論を受けてやられたというようなご回答でございますけれども、きのう後藤議員の質問に対して市長は、二点について反省されておられるわけですが、それでは諏訪栄町、西新地内では、今後トルコ風呂を建築させないといった方針で進む気はないのでしょうか。いま津ではまた一つの申請が出てきまして、非常に大きな火の手が上がっております。そういった意味で先取りし、いま言われる市民の要望を重視されるのであれば、そういう方針で進むべきだと思うんですが、そういう将来についてちょっとお尋ねしたいんですが。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 私個人といたしましては、現在の態様のトルコ風呂につきましては望ましくないものだと思

っております。ただ、風俗営業の許可を要する地域以外になっておる商業地域内においてそういうふうになっておりますので、私の見解はそうでございますけれども、そう軽々しく決定的な意思表示をこの場ですべきではない。十分いろいろな情勢も検討しなければならぬと考えております。

○議長（山口信生君） 川口洋二君。

〔川口洋二君登壇〕

○川口洋二君 軽々しく発言していただくようには要望はしていないんですけれども。

それでは、もし地区よりそういう環境を守るために建築協定の要望書が出された場合、市としては、そういう意見書を受けて、市に上げていかなければならないという建築協定があるわけなんです、それに対しては積極的にご協力していただけますか。

○議長（山口信生君） 市長公室長。

〔市長公室長（六田猶裕君）登壇〕

○市長公室長（六田猶裕君） 施策の点になると思いますが、市長にかわりましてお答えさせていただきます。

いまの建築協定の問題でございますが、確かに建築基準法の六十九条でございますが、建築協定という規定がございます。しかし、これはその地域の住民の全体の同意をもって成約するということでございます。これにつきましては、住宅地のみ地域においてそういうことができ得る問題でございます。いまのような地域においては、これはまず不可能であるというように考えます。

○議長（山口信生君） 川口洋二君。

〔川口洋二君登壇〕

○川口洋二君 建築協定書は住宅地域のみに規定されているということじゃないと思います。ある地域の住民が自由な総意に基づいて協定を結ぶということになっていいると思うんです。

それはさておきまして、皆さん、経過について詳しく質問させていただきましたわけですが、今回トルコ業者といった問題でしたので、四日市じゅうを騒がすほどに至りませんでした。一事が万事このようでは、市民がたまったものではありません。早くから問い合わせに來ても、一カ月半も何の判断もできない職員がいるということ。また、ほかの部署に問い合わせし、上司に尋ねるといふ意思をも持たない職員たちがいるということです。こんなことは責任ある行政ができるのでしょうか。全く疑問であります。前段で少々申し上げましたが、では、自治体に権限と財政を付与すれば、完全なる都市政策を遂行させ得るでしょうか。行政機構の民主化と効率化、職員、特に管理職にある人たちが市民のための行政を死守する姿勢、醜悪な官僚制の病弊を破る気概を持つことこそが必要なんです。住民要求を受けて、職員が自発的に行政を構成できるような仕組みがなければ、事なかれ主義で、いまの例に出てきましたように、非常に効率の悪い行政が行われるということになってしまいうわけです。そのようなことでは、縁と太陽は以前とちっとも変わりません。そればかりか、せんだってからの答弁で見られるように、縮小されるのがいいとこだと感じられて仕方ありません。三月議会で伊藤議員の質問とよく似た内容になってしまいました。その答弁では、私のような者の考えにも及ばないほど高いお考えを持って市長は答えられておられます。その答弁は、この市庁舎の中で市長ひとりが理解されているのでは、市長の考えられる政策の半分もできなかったことでしょう。私は、市長に同感を得る次第でございます。

さこのうの後藤議員の質問の中で、二十数年の在職でやっと反省の心を持たれた市長であるからこそ、行財政の見直しのプロジェクトをつくり、議会にもやっと私どもの会派の一員である訓覇議員により長年提言してまいりました地域対策特別委員会ができました。そういった市民権に対して、市民の幸福というものについて、いままでの市長よりも考えておられる岩野市長ですから、いま一度、やめると言わずに、新しい都市ビジョンを持って職員を叱咤激励、教育して、再出馬されたいかががでしょうか。

以上で私の質問を終わります。

○議長(山口信生君) 宇治田良市君。

(宇治田良市君登壇)

○宇治田良市君 きょうで一般質問の最後を私やらせていただくことになりましたが、選挙上がってくるのもケツなら、一般質問も最後にさせていただくというふうなことで(笑声)、ひとつよちよち歩いておりますので、皆さん方のよきご指導のほどをお願いいたします。

一般質問の通告に従い、順次二点について質問いたします。

まず第一点は、昨年十二月議会で私は、心の福祉の重要性を訴え、行政指導をしていたくよう、質問と要望をしたときに、市長が次のような回答をされたことは、記憶も新たに残っていると思えます。

福祉に関するいろいろな施策の見直しと体系の再検討をすることを急いでいる。福祉は選択の時代に入ったのではないか。何が最も必要であるか。また、有効な施策であるか。あるいは、応能負担の原則に寄せていくべきであるか。十分検討し、適切な福祉という考え方を貫いていきたい。このためには、市民各位のご理解が必要であり、心の福祉を実践していくための行政指導については、広く市民運動としての盛り上がり、また同時に福祉というものの考え方が、社会の連帯観念として、もっと深くしみ込まなければならぬと市長は答えになりました。その後どのような措置と対策を講じられたか、具体的に回答願います。

このことは、福祉部だけの問題でもなければ、教育委員会だけで片づく問題ではないと思います。行政はもとより、家庭、学校、地域社会全体など、各分野であらゆる機会をとらえて、市民の理解と協力が得られるよう、市民運動を展開し、長い努力を続けて初めて成果が上がるものと信じます。少なくとも市当局におかれては、組織を挙げて心の福祉という基本的理念に基づいて、市民の指導に当たっていただきたいと考えるのであります。

島根県知事は、現行の行政の仕組みでは、複雑な福祉問題に対応することはできない。行政部門としての福祉が独立すること自体、反省させるべきではないかと言われ、あらゆる行政が福祉を目標とするものでなくてはならないと主張しております。幸い当四日市市においては、行財政調査会において行政のあり方が検討されておりますが、どうか福祉を支えるものは究極的には人の心であり、心の福祉であるという原点をすべての行政に生かせるよう、研究していただきたい。もちろん福祉の推進には金は多分に要りますが、その金を十分生かして使うには、心の福祉が市民全般に浸透することが何よりも必要ではないでしょうか。老人が年金をもらうようになって、かえって息子から見放されるようになったという一例も耳にしました。こんな事態は、どこに欠陥があって生じるのか。こういう問題であります。心の福祉という声は、大きくなればなるように、かけ声だけでなく、また絵にかいたモチでないよう、市民全体が心掛けて協力し、心の福祉を支えていきたいものです。

昨年十二月から今日まで、半年たったわけです。今後どのような形で市民生活向上の基礎に立った行政指導をされるのか、再度お尋ねいたします。

第二点目は、高校新設と北部墓地公園に伴う用地確保についてお尋ねします。

一部前に質問された議員と重複するようないことかと思えますが、角度を変えてお尋ねします。

去る六月四日、県立高校整備委員会が昭和五十五年度までに、北勢と中勢地域に高校を四校新設する必要があると、県教委に報告書が提出されました。その内容を見ると、五十五年までに四校、五十八年度までに三校といった数は、現在の小中学生数と五十年度の高校進学率九一・九%を使って割り出したもので、用地や工場新設によって人口がふえ、高校進学希望者が増加するといった要素は考慮に入れていないのであります。中卒者の増加を、地域的に見ると九割以上が桑名、四日市、鈴鹿、津地区に集中していると報告しております。県教育長は、報告どおり新設すると、五十五年度までの四校は、数字から見て桑名、四日市地域には三校、津、鈴鹿地域で一校と説明したのであります。これを実現するためには、当然用地の手当が必要かと思えます。

さらにまた、四日市市総合計画によりますと、昭和五十三年度までに北部墓地公園、三万坪の構想がありますが、これについては、多くの市民が早急な実現を強く希望しているようであります。特に日本人は、先祖崇拜の念が強く、一つの家を持ち、一つのお墓があるというのが、市民の願いであると存じます。

ところが、現在の四日市には墓地を求めたくとも、もうどこもいっばいでなかなか手に入らないというのが実情であります。民営の墓地が若干売りに出されておるようですが、場所、数はきわめて限られており、値段も一般庶民には手の届きかねるように聞いております。市営の墓地はと申しますと、去る四十六年に売り出されました北大谷墓地は、すでに昨年の八月に売り切れたと聞いております。また、地元の管理の墓地も、どこもほとんど余裕がないようであります。したがって、最近市民の間で、早急に市営の墓地を造成してほしいという要求が高まっていることは、まことに無理ならぬ願ひでもあります。先ほど述べましたように、市の総合計画によりますと、五十三年度に北部墓地公園の用地を確保するようになっておりますけれども、もし計画どおり五十三年度に用地を取得したといたしましても、設計とか造成工事等に二、三年かかり、実際に墓地が市民の手に入るのは五十五年か六年、いまから四、五年先ということになるかと思えます。これでは遅過ぎはしないかと恐れるものであります。計画をできるだけ早め

る。つまり、土地だけでも速やかに取得する必要があるのではないかと考えます。

さきに申し上げました高校用地の先行取得にいたしましたが、北部墓地公園用地の確保にしても、用地の取得がはなはだむずかしい昨今の現状から、市におかれましても、いろいろご苦心があるうかと推察するのでございますが、先般教育民生委員会の管内視察の際に、伊坂ダムの近隣に六万坪程度の土地があるのを見てまいりました。高校建設用地として、あるいは墓地公園用地として、まことに私はふさわしい環境にあると思われました。すなわち、墓地公園は、まず第一にこの四日市を故郷として永遠の眠りにつく、ふさわしい、美しい自然の風致にすぐれた地域に設置すべきだと考えます。第二に、市街地から適当に離れていること。第三に、三万坪に限らず、広ければ広いほどよろしい。以上三つが、墓地公園用地選定の基本的条件だろうかと思えます。そして、その墓地公園の中に子どもの遊園地や運動場、あるいは老人の憩いの施設や遊歩道などをつくってもいいのではないかと。さらに、墓地公園に隣接して、文化施設、学校などを核とした自然、文教地といったものをつくったらどうかと思っております。

そのように大きく構想を進めていきますと、先ほど申し上げた教育民生委員会の視察のときに見た六万坪の土地が、まことに適しているのではないかと思つた次第であります。このような広い用地は、一人に渡りますと、後で必要になったときに回収しようとしても、いろいろな問題が派生して、用地取得が困難になるだろうということは容易に想像されるのであります。広い四日市市の中でありますが、理事者におかれて、他に適当な候補地があればとにかくにも、もし適当な用地がないならば、この際思い切って先行取得を行い、百年の計を立てていただきたいのであります。

四日市市総合計画は、当然各関係部局の緊密な連携のもとに構想を練られたものであると存じますが、実施段階では、ややもすると担当部局が行政組織の縦割りの中に埋没して、総合的な実施が困難になり、ばらばらに進まれるこ

とはありがちなことでございます。が、こうした各部局にわたる大事業の実施に当たっては、関係部局が有機的な、緊密な連携を保って、百年の計を憂えないように進めていただきたいのであります。そのために必要であれば、実施計画を企画課が担当して関係部局の調整を図るとか、あるいは関係部局によるプロジェクトチームを編成するとか、いろいろ方法はあろうとは思いますが、まとめて申し上げますと、多くの市民が期待している北部墓地公園と、近い将来に必ず必要となる高校用地の取得を速やかに実現すべきであると考え、具体的に候補地を挙げてお尋ねいたしました。市長の積極的、明快なご答弁を期待いたします。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 第一点の心の福祉につきましては、十二月議会におきまして、きわめて適切なお意見をいただきました。私も新年度の施政方針の中で申し上げましたように、地域連帯による福祉事業の推進を基本といたしまして、窮屈な財政の中ではありますけれども、取り上げるべきものを選択しながら、諸事業を進めてまいっております。この四月から発足いたしました社会福祉事業振興基金制度にいたしましても、広く市民の参加を得て、民間福祉事業の推進を図るねらいでございます。社会福祉協議会の事業と関連づけて、ともに地域連帯性の高揚を図ってまいりたいと考えております。幸い一部市民の方からもご協力を寄せられておりますので、非常に心強く感じておる次第でございます。

また、市の職員全体につきましても、市職員の研修において、職員の一人一人が小さいことにも福祉の心を持って具体的な行動をとるよう、指導いたしております。中級職員の中にも、この研究グループをつくって検討、研究を重ねている実例もござります。

一方、外に対しては、市広報による啓発とか、あるいは市民福祉講座の開催とか、あるいはいろいろな機会を通じて、この福祉の精神の浸透を図っていきたくと考えております。

何と申しましても、福祉問題は、行政の側だけでは決して解決できる問題ではございませんので、根気よく、たゆまぬ努力を続けていきたいと考えております。

次に、これに関連いたします市の機構の見直しに当たりましても、住民福祉のための行政であるという基本姿勢に立ちましても、検討を進めておるのでございますが、抜本的には行財政調査会のご意見も十分承りまして、職員の数々が福祉の推進者であらねばならぬという自覚を持って対処していきたくと考えております。すでに、現在福祉部内におきましても、窓口を訪れられる方々をたらい回しにするというのではなくて、来られたところが福祉の窓口として、関係職員が外向いて用を済ませるように改めておりますし、心障モデル都市事業の推進とか、あるいは社会福祉施設、児童福祉施設、福祉住宅等の設計につきましても、福祉部だけの仕事としてではなく、関係各課とプロジェクトチームを編成いたしまして、福祉のあり方について総合的な調整を図っております。非常に幅広い問題でございますので、直ちにすべてを改善するというわけにはいかないと存じますが、こういった職員のすべてが福祉に心を向け、またすべてが関心を持って、一体的な福祉への追求を高めていきたいと考えております。

次に、墓地公園と高校新設に伴う用地確保の問題でございますが、墓地公園につきましては、なるべく早く基地を選定するということは必要であろうかと思っておりますので、ご指摘のような点につきましても、候補地の一つとして十分検討させていただきたいと思っております。

高校用地につきましては、私は市立の高等学校は無理だと考えておりますので、県立の問題であろうと思っておりますけれども、この問題につきましても、候補地をあらかじめ市といたしましたましても、この辺が適当であろうかという用地選

定につきましても、心して進みたいと思っております。

○議長（山口信生君） 宇治田良市君。

〔宇治田良市君登壇〕

○宇治田良市君 市長は先ほど市立の高等学校のことにちょっと触れられましたが、私は、教育長にもこの点、今後県と交渉にあたられるときに、どういう態度で臨まれるのかということだけ再度お尋ねしておきます。

教育長は、この六月五日付の高校新設の中間報告で、中でも市町村立高校の新設は今回初めて打ち出した構想で、公立高校の設置、適性及び教職員の配置、云々でありますけれども、これは読まれたと思えますけれども、この考え方がいわゆる十萬都市以上のものを限定にした考え方である以上、これから県立高校を設置するに当たって、どういう考え方で市教委の方は臨まれるのか、再度お聞きしておきます。

○議長（山口信生君） 教育長。

〔教育長（市川一郎君）登壇〕

○教育長（市川一郎君） 市立高等学校の問題でございますが、この高等学校の問題につきましては、昭和三十七、八年だっと思えますが、高等学校の設置並びに職員の配置に関する法律というのが出ておるのでございまして、その第三条に、一番初めには、公立の高等学校は都道府県が設置するものとする、そうございました。第二項に、ただし、政令で定める都市においては高等学校を設置することができ、こう書いてございます。その政令の中には、人口十萬以上、それから財政力があるところ、そういうところは設置することができ、こう書いてございますので、そういう点から申しまして、そしてまた同時に、この四日市にもかつて市立の女学校があり、あるいは商工学校があった。それが終戦後全部県立になっていった。そういう立場から考えましても、今日の段階では県立であるべきだと、

こう思っておりますし、県の委員会にも強くそういうことを言うておるのでございます。あの答申も読みましたけれども、その中には、いかにも市立の高等学校をつくってほしい。したがって、経費も市で負担すべきだというようなお問い合わせでございますけれども、これはあくまで県立であるべきだと、こう思っておりますのでございます。

○議長（山口信生君） 宇治田良市君。

〔宇治田良市君登壇〕

○宇治田良市君 教育長、先ほどあくまでも県立だということを、本当に腹の底から言うてみえるように聞こえませんが、そこらのところはこれだけにしておいて、そういうふうな毅然とした態度で県立を持つてくるんだという決意には燃えててくださいよ。これだけははっきり言うときますよ。いいですね。

最後に要望して終わりたいと思います。

いろいろな角度から抱負を聞かせていただきました。正直申し上げて、いま一つ迫力が欠けた、物足らぬものがあります。世の中にはいろんな考え方の人があり、新しい政策を推進しようとするときには、各方面の反響を心配して慎重にならざるを得ないものだと思いますが、別にむずかしいことを質問し、要望しているではありません。

まず、心の福祉については、四日市の市政の中に、心の福祉を基本的理念として進めていただきたい。具体的な方法として、一つには、福祉精神を柱とする市の機構改革。二つには、対市民キャンペーンの展開であります。福祉問題は金のみで解決するものではありません。市民一人一人が福祉の心、相互扶助の精神を持たなければ、四日市の福祉の前進はあり得ないという王張を、市民に対して行政指導する必要があると思えます。市長さん、堂々と信念を持って取り組んでいただくよう、再度お願いしておきます。

次に、高校新設と北部墓地公園については、きわめて簡潔なご答弁をいただいたものでありますが、答弁の内容は、五十二年までも待たずに検討し、先行取得もあり得るものと私は理解できますので、一步前進したものと認めた後、一、二点要望にとめたいと思います。

まず、高校用地について、既設の高校の配置を考えてみても、また通学ルートの交通機関の合理的な活用面からも、当然北部にも新設が必要であろうかと推定できるのであります。かつて西高校の建設に際しましては、開発公社が先行取得をした用地が非常に役に立ったと聞いています。県立高校の用地費はもちろん県費負担となるべきですが、これが原則でありますし、今後市の努力によってぜひそのように実現していただきたいものであります。有利な条件で先行取得をしておけば、県に全額負担をさせやすい条件ともなろうかと思えますので、県費負担を推進する上にも有効であろうと思われるのであります。

また、多くの市民が要望する墓地公園は、総合計画でも明らかなように、北部地区に建設されることになるわけですから、これらを合わせて計画すれば、交通機関、道路、給水、排水等、社会資本の投資効率を高める上にも意義があると存じますので、あわせてご検討いただくよう要望いたします。

なお、北大谷は、どう見ても墓地公園とは言いがたい姿になっておりますが、北部墓地公園の構想については、さきに申し上げたような構想を取り入れて、市民が永遠の眠りにつくにふさわしいものにしていただくよう、重ねて要望いたします。

質問の終わりに際して、聞き入れてはいただけないと思えますが、市長、市長さん、市長は一昨日市長選に再出馬されないうことを聞き、残念に思います。六月議会一般質問のご答弁をされた市行政内容の執行についての説明は、適確かつ自信のある考え方の市長と私は感銘を受けた次第でございます。まだまだ元気いっぱい、もう一期市長をしていただけると私は思いますので、再出馬されるよう、お考え直ししていただくよう要望して私の質問を終わります。

○議長（山口信生君） これをもって、一般質問を終了いたします。

○議長（山口信生君） 暫時、休憩いたします。

午前十一時休憩

午前十一時十七分再開

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第二 議案第五八号 昭和五十一年度四日市市一般会計補正予算（第一号）、ないし

日程第二八 議案第八五号 工事請負契約の締結について

○議長（山口信生君） 次に、日程第二、議案第五十八号昭和五十一年度四日市市一般会計補正予算（第一号）、ないし日程第二十八、議案第八十五号工事請負契約の締結についての二十七件を一括議題といたします。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 議案六十九号、七十号について、お尋ねをいたします。

これ編入して後の利用計画といいますが、そういうものは、一体どういうふうになっているのかということでございます。

それから、あわせて、この土地の埋め立て事業費、その財源内訳はどうなっておったのかを教えてくださいたいと思います。

三番目には、緑地など、環境整備事業は、これまでこの土地においてはどうなっているのか。これからどういうふうに計画がなされているのか。その事業費、財源はどうか。こういう点で、お答えをいただきたいと思っております。

それから、議案第八十号日永処理場土木工事の請負契約の締結について、お尋ねをいたします。

あつき台二丁目の株式会社中村組が落札をしているわけですが、中村組を入札に参加させたことに疑問があるわけでございます。

三月の定例議会の一般質問におきまして、朝明下水処理場をめぐる問題の中で、私は、公共下水道未認可区域である第二千代台の汚水を朝明下水処理場で処理することを認めたことについての疑念をいたしました。その際、次のように指摘したと思っております。時あたかもMさんがN社と市との工事契約をめぐり、議会で問題になったと聞いております。そして、それであるかあらぬか、間もなく市の外郭機関で、しかも、長く空席であったポストへ配置がえになっております。四十八年五月にMさんとMさんの妻の兄弟が、三岐のあつき台の土地を買っているんだ。こういうことをとらえているいろいろな憶測をされ、疑惑が広まっているかに思うわけでございます。私は、この際、Mさんの名譽のためにも、Mさんの配置問題の経緯など、事の真実を明らかにすることについて、明確にお答えいただきたいというものでございました。これに對しまして、市長は、人事配置については、適正な配置を行ったものと考えているとだけしか答えられませんでした。

昨年九月の定例議会の建設委員会で、中村組の工事請負契約に関して問題となつたと聞いておるわけでございますが、委員会を秘密会にして論議されたということでございます。そして、中村組を指名業者として入札したことか

かわって、助役が、今後指名等の問題について、指導監督もさらに十分していきたい。M下水道部長も、今回のようなことがないよう、深くおわびするというふうな意味の謝罪をしたと言われているわけでございます。一体何があつたのか、われわれは知る由がございません。

まず、この点を明らかにしていただきたいと思うわけでございます。

それからまた、お尋ねをしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（山口信生君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） ただいまご質問のありました第一点でございますが、これは、霞ヶ浦南埠頭の用地造成事業として、起債事業でやられているというふうに理解をいたしております。南埠頭用地の造成事業は、五十一年度は十二億というところで行われる予定になっております。これは、五十年度の事業として行われた事業でございます。ただいま予算書をちょっと持っておりますので、その金額がどうであったかということについては、はっきりお答えができませんが、後ほど詳しく調査をして、お答えをいたしたい。かように考えております。当然の中には、道路用地あるいはこの南埠頭全体にわたります緑地の事業等が環境整備事業の中に組み入れられておりますので、そういうものは、将来の中に入ってくるものだというふうに理解をいたしております。

それから、第二点については、委員会がたしか私は秘密で行われたというふうに考えておりますので、この委員会の内容をここでお答えするのはいかがかというふうに考えておりますので、ご遠慮させていただきます。

以上でございます。

○議長（山口信生君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 霞ヶ浦の埋立地の六十九号、七十号議案に関しましては、手元に資料がないということで、後日報告をしていただくということでございますが、この議会中にこの本会議できちっと報告をしていただけるかどうかを確認したいと思っておりますし、それから、この起債事業ということでございますが、こうした事業費、そしてまた道路、その他緑地整備、環境整備、そうしたものの費用は、いわゆる管理組合の市の負担金、県の負担金、そうしたものによって将来的に充当されていくものかどうか、この点は、お答えがいただければいいと思っておりますし、後日でなければはっきりしないとすれば後日一緒に報告をしていただきたいと思いますと思っております。

その上でまた、お尋ねをする機会を得たいと思っておりますので、議長の方でよろしくお願いを申し上げます。それから、委員会で秘密であったので、ここで報告できないということですが、いま私が、この本会議に提案されているこの議案第八十号の工事請負契約、そしてその業者が中村組だということで、お尋ねをしているわけでございます。で、委員会でお話になったことをそのままお話をしろということではございません。一体、前回の中村組の工事請負契約、その指名にかかわってどのような問題があったのか。この点を明確に答える必要があると思えます。そして、市長は、適正な配置を行ったものだとおっしゃるけれども、間もなくして前下水道部長は開発公社に、しかも、あのポストは、市を退職された方がなられるポストで、従来そうでした。そして、長い間もうなくてあってもいいような空席のポストでした。そこへ配置をあえてされた。よほど何か深い事情が、背景がなければ、そうした人事異動がなされる根拠というのは非常に乏しい、おかしいと思うんですね。何が背景にあったのか。私は、三月議会でも具体的にこういう疑惑が広がっているんじゃないかと。この辺で本人の名誉のために、はっきりした真実を解明すべきじゃないかということをおっしゃって、それが、そうしたことが明らかにされないまま、

またしても指名業者に選り、そして、現実には落札している。こういう点では、このままでは私は、どうしても下がれないと思います。

〔私語する者あり〕

したがって、議長の方で、この議事運営そのものも含めて配慮しなきゃならないと言われるものであるならば配慮されるも結構でございます。しかし、あくまで本会議で提起されている議案に対しての質疑でございますから、きちっとしたお答えをいただきたい。私は、この際はっきりとその辺の真実解明をされるまで、お尋ねをしていく決意です。

〔私語する者あり〕

○議長（山口信生君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） お答えいたします。

論議の詳細については別といたしまして、問題になったのは、課長と部長との間あるいは部長の部下の統制力等の問題について、問題になったわけでございまして、この点で非常に部内の統制ということについて欠ける点があったということは、率直に認めておわびをした。こういうことでございまして、そういう点で、ご了解を賜りたいと思っております。

なお、人事配置の点について、いまご意見がございましたけれども、美濃部事務局長でございまして、若千体を壊しておいたということもございまして、もう少し楽なと言ふと語弊があるかと思っておりますけれども、現場の少ないところという配慮から、ああいう配置をいたしたわけでございまして、ご了承賜りたいというふうに思っております。

ます。

以上でございます。

○議長（山口信生君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 管理監督の問題云々というお話ですが、それではとても納得できません。

前回の中村組が落札した、その工事にかかわり、中村組が指名業者に指定をされる、選ばれる、その経緯について、どういう事情があったのか、その辺をもっと明確に答えるべきではないかと思っております。そして、その中村組との関係について、私が三月議会でも申し上げたように、いろいろ疑惑が持たれておる。当時、九月議会前後においては、天の声ということがいろいろにささやかれたんです。ですから、その辺の関係を具体的にお答えをいただきたいと思っております。

○議長（山口信生君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） すでに終わった工事でございますけれども、推進工事でございます。下水道の推進工法について、これのできる業者、県外の業者がほとんどでございました。かねてから、地元の業者を育成しろというお声一般からございました。地元の業者でできるところはなにかということを探しましたところ、中村組が、中村建設がこの推進工事が可能であるということではございましたので、指名をいたしたというふうに記憶をいたしております。以上でございます。

○議長（山口信生君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 その中村組を指名業者にするという点で、だれが持ち出した話なんですか。美濃部前部長が突然持ち出した話と違ったんですか。その辺の真実がわかりませんので、お答えをいただきたいと思えます。そして、いわゆるいろいろ疑念を抱かれていますこの中村組との関係については、当局において厳密にいろいろな面で調査をなされたことがあるのか、この点を調査したことがあるかどうかも含めてお尋ねしたいと思えます。

○議長（山口信生君） 総務部長。

〔総務部長（阿南輝彦君）登壇〕

○総務部長（阿南輝彦君） いまお話の前回推進工事に際して、中村組が指名の選考に入った経緯でございますが、私も、当時の議論をはっきり記憶いたしておりますが、こういった最近の社会情勢によりまして、従来オープン工法で行われてきた工事が、推進工法をもってやらなきゃならない場合が相当多く出てきておるといふ実態の中で、従来は推進工法といえば大手だというふうにわれわれも考えてきておったんですが、しかし、本市の下水道工事が、さらに今後とも将来に向かって発展をしていくという状況の中で、いまの大手と言いましても、市外業者ということに從來なっておったんですが、市外の中でもいわゆる全国的な大手だけではなくて、愛知県のあるところとか、あるいは京都のどこかということふうな通常大手の中には入らないような形の業者が、推進工法を非常にやっておるといふことで、本市も指名に入れておったんですが、そういったような業者が、推進工法をいろいろ工夫、開発、研究して、経験をしているという実態を踏まえて、本市としても今後の市が発注する工事の中に推進工法が相当出てくるとすれば、何とか従来大手の下請けをやっておったとか、あるいはどこかで経験があるというふうな推進工法をできる業者が四日市に現在ないのかというふうな議論を指名審査会でいろいろいたしまして、調査をいろいろした結果、

中村組がその経験を有するということが出てまいりました。それじゃあ一社というわけにはまいりませんので、従来の推進工法について指名をしておいた業者に中村組を加えてやっていこう。その際にも建設協会の人たちとのいろいろな懇談会の際にも推進工法についてのことを話しまして、今後とも推進工法が市内で相当工事がふえていくだろう。また、近くの県内においても、従来下水道工事というのは、全くないわけですが、最近、津市等でも行われてきておりますが、そういった際にも地元建設業者が推進工法等を経験し、りっぱにできるということによって市内だけではなくて、市外あるいは東海地区等にも発展をするチャンスがあるんじゃないか。そういったような意味合いも込めて、業界にもそういった指導といいますか、話をして、今後の推進工法に対する考え方を進めてきておったという経過でございます。

○議長（山口信生君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 いま部長が言われましたように、初めからずっと目的意識的に市の方針としてちゃんとやっていたら、なぜそんな監督上の問題とかいま助役が言われたようなことが起こるんですか。私のお尋ねしたのは、それは、後からつけた理屈だろうと思うくらいなんです。どこでどういうふうな話が持ち出され、そういう監督上、指導上の問題が起こるような羽目になってきたのか。もう少しこの辺の経緯を順を追って具体的にわかりやすく説明していただきたい。抽象的じゃなしに時間の経過を飛ばさないで、そういう関係をはっきりとさせていただきたいと思えますし、それから、お答えがないわけですが、中村組との関係について、調査をなされたことがあるのか。その辺についても改めてお尋ねをしたいと思います。

健康上の云々というお話ですけれども、あえてあそこへ配置転換をされたというのは、この九月議会の経緯が歴然

としているわけですね。三輪助役、当時公室長でございましたが、この三輪公室長もこういう点には加わって見えたとおもうんです。私の部屋なんかへもずいぶん出入りしてみえましたね。(笑い声)単なる健康上の問題で移ったんと違うと思うわけです。議会で問題になったことで責任をとらして配転させたんですか。その辺の関係をきちっと説明をしていただくまではどうしても納得できません。

○議長(山口信生君) 加藤助役。

〔助役(加藤寛嗣君)登壇〕

○助役(加藤寛嗣君) 確かに職員間の、下水道部内の統制が悪かったということが問題になったというふうに私は記憶をいたしております。

なお、開発公社の事務局長は、先ほど、退職した人が務める閑職だというお話がございましたが、池見さんが事務局長をやっておりました当時は、現職でございましたので、その点ご理解を賜りたい、かように考えております。以上でございます。

〔私話する者あり〕

〔発言を求める者あり〕

○議長(山口信生君) 議事進行か。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

伊藤信一君。

○伊藤信一君 この問題は、非常に私たちも疑問を多分に持っております。理事者の説明では非常に納得しかねておる問題でございますので、この際、協議会に、秘密協議会に切りかえて、そして、建設委員長あるいは建設委員会の

方々の発言を求めて、徹底的にこの問題を説明していきたい。こういうように考えておりますので、皆さんにはかっ
ていただきたいと思えます。お願いいたします。

○議長(山口信生君) 暫時、休憩いたします。

午前十一時四十三分休憩

午後三時二分再開

○議長(山口信生君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの伊藤信一君の議事進行に関する発言については、休憩中に同君から、議事を続行することの了解を得ましたので、ご報告いたします。

市長。

〔市長(岩野見齊君)登壇〕

○市長(岩野見齊君) 当時の下水道部長の配置転換につきましては、先ほど加藤助役からも説明いたしたんでございますが、さらにその上に、本人から健康が不調であるという申し出もございましたので、その点も考慮して現在のポストに配置転換いたしましたのでございます。

○議長(山口信生君) 加藤助役。

〔助役(加藤寛嗣君)登壇〕

○助役(加藤寛嗣君) 先ほどご質問のありました疑惑の点でございますけれども、本人と、それから本人がこれを買いました三岐開発、双方調べましたら、すべて適正に本人が銀行ローンを借りて買い取っております。その金額

すべて会社の方に納まっておりますので、そういう疑惑は一切ございません。
以上でございます。

○議長(山口信生君) 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 まだ釈然といたしませんけれども、一応お話を聞きしておくという形にとどめたいと思います。

○議長(山口信生君) 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口信生君) 他にご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

本件をそれぞれ関係常任委員会に付託いたします。各常任委員会の担当部門は、お手元に配布しました付託議案一覧表そののとおりであります。

付託議案一覧表 その一 (昭和五十一年六月定例会)

○総務委員会

議案第五八号 昭和五十一年度四日市市一般会計補正予算(第一号)

議案第五九号 四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について

部改正について

議案第六〇号 四日市市役所出張所設置条例の一部改正について

議案第六一号 四日市市職員給与条例の一部改正について

議案第六二号 育児休業に係る給与等に関する条例の制定について

議案第六四号 四日市市交通災害共済条例の一部改正について

議案第六九号 あらたに生じた土地の確認について

議案第七〇号 町の区域の変更について

議案第七一号 町の区域の変更について

議案第七二号 町の区域の変更について

議案第七三号 町の区域の設定について

議案第七五号 消防自動車購入契約の締結について

議案第七六号 工事請負契約の締結について

議案第七七号 工事請負契約の締結について

議案第七八号 工事請負契約の締結について

議案第七九号 工事請負契約の締結について

議案第八〇号 工事請負契約の締結について

議案第八一号 工事請負契約の締結について

議案第八二号 工事請負契約の締結について

議案第八三号 工事請負契約の締結について

議案第八四号 工事請負契約の締結について

議案第八五号 工事請負契約の締結について

○教育民生委員会

議案第六三号 四日市市立児童館設置条例の一部改正について

議案第六六号 四日市市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について

○建設委員会

議案第六七号 公有水面埋立てに係る意見について

議案第六八号 土地の取得について

議案第七四号 市道路線の認定について

日程第二九 議案第八六号 四日市市道路占用料徴収条例等の一部改正について、ないし

日程第三二 議案第八九号 工事請負契約の締結について

○議長（山口信生君） 次に、日程第二九、議案第八六号四日市市道路占用料徴収条例等の一部改正について、ないし日程第三二、議案第八九号工事請負契約の締結についての四件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） ただいまご上程の各議案について、ご説明申し上げます。

議案第八十六号及び議案第八十七号は、いずれも道路、水路及び公園の占用料等を改正しようとするものでありまして、昭和四十四年以来据え置いてまいりました道路占用料を地価、道路造成費の高騰等により、適正な額に改正するため、県の改正に準じ、七月一日から実施しようとするもので、水路使用料及び公園使用料についてもこれに準じ、改正しようとするものであります。

議案第八十八号及び議案第八十九号は、いずれも三重団地の公営住宅建設工事の請負契約締結案でありまして、それぞれ指名競争入札に付した結果、第一工区については、金額一億四千七十万円をもって市内羽津中二丁目丸藤建設株式会社に、第二工区については、金額一億六百万円をもって市内南起町株式会社高木組に落札決定いたしましたので、これら業者との間に工事請負契約を締結しようとするものであります。

よろしくご審議いただき、ご決議賜われますようお願い申し上げます。

○議長（山口信生君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） 質疑なしと認めます。

本件をそれぞれ関係常任委員会に付託いたします。各常任委員会の担当部門は、お手元に配布しました付託議案一覧表その二のとおりであります。

○総務委員会

付託議案一覧表 その二（昭和五十一年六月定例会）

議案第八八号 工事請負契約の締結について
 議案第八九号 工事請負契約の締結について

○建設委員会

議案第八六号 四日市市道路占用料徴収条例等の一部改正について
 議案第八七号 四日市市都市公園条例の一部改正について

○議長(山口信生君) 次に、本日までには受理しました請願及び陳情は、お手元に配布しました文書表のとおりであります。

それぞれ文書表記載の関係常任委員会に付託いたします。

請 願

受理番号	受理年月日	件 名	請願者の住所及び氏名	紹介議員氏名	付託委員会
第六号	五、六、一〇	常磐小学校体育館建設について	四日市市石塚町一〇一八 常磐地区連合自治会長 宮崎 甚一 ほか一名	岩田 久雄 金森 正	教育民生

第七号	五、六、一〇	精神薄弱児童養護学校の早期設置について	四日市市栄町八一三 四日市手をつなぐ親の会 会長 川村 藤郎 ほか二七二三名	高田 訓喜 出高 森 木中 野 多 井 安 基也 等 博 夫 吉 勲介 男 等	教育民生
第八号		近鉄駅前中央通りかまたは諏訪公園内に地下駐車場設置について	四日市市諏訪町一二一八 諏訪栄町連合自治会 会長 大久保 憲一	堀 小 松 岩 中 訓 林 林 島 田 村 霸 新 喜 博 良 久 信 也 兵 夫 次 一 雄 夫 男 衛	建 設
第九号	五、六、一二	三重歯科クリニックに対する助成について	四日市市滝川町一九一七 四日市市滝川町一九一七 医療法人 健歯会 理事長 今村 久郎 ほか二名	長谷川 高 金 小 小 喜 訓 川 木 森 川 林 多 野 霸 四 喜 也 等 男 元 勲 正 郎 夫 等 男	教育民生
第一〇号	五、六、一四	大矢知保育園の定員増について	四日市市川北一丁目一六一四 大矢知地区連合自治会長 加藤 源次郎 ほか五名	高橋 力三	

陳情

受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所及び氏名	付託委員会
第三号	五、六、一〇	近鉄八王子線の日永二号踏切に信号機設置について	四日市市日永西一丁目二五一一 日水地区大瀬古新町自治会長 岡村和郎 ほか九名	建設
第四号	"	トルコ風呂建設反対について	四日市市中部一五一一四 四日市市PTA連絡協議会 会長 伊達則彦 ほか二名	教育民生
第五号	"	小牧町西旧基地返還について	四日市市小牧町一一四九番地 小牧町西自治会長 小川隆 ほか一五名	"
第六号	"	保育行政の充実について	四日市市浜旭町二二一一 市立保育園連合保護者会 会長 大島武雄 ほか七名	"

第七号	五、六、一〇	三重西小学校体育館等建設について	四日市市三重三丁目一二九 三重西小学校PTA会長 林仁 ほか四名	教育民生
第八号	"	三重地区に公立中学校等建設について	四日市市西坂部町二二二〇一一 三重地区連合自治会 会長 伊藤章 ほか二〇名	"
第九号	"	三重地区に公立中学校建設について	四日市市小杉町一八〇七一 大谷台小学校校区自治会連絡協議会 会長 中島昭吾 ほか八名	"

○議長（山口信生君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は来たる六月二十一日午後一時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後三時八分散会

昭和五十一年六月二十一日

四日市市議会议定例会會議録（第五号）

四日市市議會

○議事日程 第五号

昭和五十一年六月二十一日(月) 午後一時開議

- 第一 議案第五八号 昭和五十一年度四日市市一般会計補正予算(第一号)……………
- 第二 議案第五九号 四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について……………
- 第三 議案第六〇号 四日市市役所出張所設置条例の一部改正について……………
- 第四 議案第六一号 四日市市職員給与条例の一部改正について……………
- 第五 議案第六二号 育児休業に係る給与等に関する条例の制定について……………
- 第六 議案第六三号 四日市市立児童館設置条例の一部改正について……………
- 第七 議案第六四号 四日市市交通災害共済条例の一部改正について……………
- 第八 議案第六六号 四日市市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について……………
- 第九 議案第六七号 公有水面埋立てに係る意見について……………
- 第一〇 議案第六八号 土地の取得について……………
- 第一一 議案第六九号 あらたに生じた土地の確認について……………
- 第一二 議案第七〇号 町の区域の変更について……………
- 第一三 議案第七一号 町の区域の変更について……………
- 第一四 議案第七二号 町の区域の変更について……………
- 第一五 議案第七三号 町の区域の設定について……………

委員長報告…質疑、
討論、議決

第一六	議案第七四号	市道路線の認定について	委員長報告
第一七	議案第七五号	消防自動車購入契約の締結について	討論、議決
第一八	議案第七六号	工事請負契約の締結について	〃
第一九	議案第七七号	工事請負契約の締結について	〃
第二〇	議案第七八号	工事請負契約の締結について	〃
第二一	議案第七九号	工事請負契約の締結について	〃
第二二	議案第八〇号	工事請負契約の締結について	〃
第二三	議案第八一号	工事請負契約の締結について	〃
第二四	議案第八二号	工事請負契約の締結について	〃
第二五	議案第八三号	工事請負契約の締結について	〃
第二六	議案第八四号	工事請負契約の締結について	〃
第二七	議案第八五号	工事請負契約の締結について	〃
第二八	議案第八六号	四日市市道路占用料徴収条例等の一部改正について	〃
第二九	議案第八七号	四日市市都市公園条例の一部改正について	〃
第三〇	議案第八八号	工事請負契約の締結について	〃
第三一	議案第八九号	工事請負契約の締結について	〃
第三二	議案第九〇号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	議案説明、質疑、 討論、議決
第三三	報告第一三三号	教育民生委員会請願書等審査結果報告	採否決定

第三四 報告第一四号 建設委員会陳情書審査結果報告 採否決定

○本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

○出席議員(四十一名)

- | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 青 | 天 | 小 | 伊 | 宇 | 小 | 大 | 大 | 加 | 金 | 川 | 喜 | 粉 | 小 | 小 |
| 山 | 春 | 井 | 藤 | 田 | 川 | 谷 | 森 | 藤 | 森 | 口 | 野 | 川 | 林 | 林 |
| 峯 | 文 | 道 | 信 | 良 | 四 | 喜 | 多 | 定 | 洋 | | | | 博 | 喜 |
| 雄 | 夫 | 一 | 市 | 郎 | 正 | 三 | 男 | 正 | 二 | 等 | 茂 | 次 | 夫 | |

○議事説明のため出席した者

収 助 助 市
入
役 役 役 長

平 三 加 岩	高 訓 岩	山 山 山 山 森 松 増 前
井 輪 藤 野	橋 霸 田	本 中 路 口 島 山 川
清 喜 寛 見	力 也 久	忠 信 安 良 英 辰
三 司 嗣 齊	三 男 雄	勝 一 剛 生 吉 一 一 男

○欠席議員(三名)

堀 古 福 平 長 橋 野 野 生 中 出 坪 田 高 高 坂 後 後
市 田 野 川 本 呂 崎 川 村 井 井 中 木 井 口 藤 藤
新 元 香 行 鐸 増 平 貞 平 信 妙 基 三 正 長 寛
兵 一 史 信 元 蔵 和 芳 蔵 夫 博 子 介 勲 夫 次 六 次

市長公室長	六田猶彦
総務部長	阿南輝彦
税務部長	伊藤治郎
産業部長	斎藤久美
福祉部長	谷沢文男
環境部長	山北彰
土木部長	杉本義広
下水道部長	奥村仁人
建設部長	石川三太郎
副収入役	伊藤涼一

教育委員長	龍池清真
教育長	市川一郎
次長	杉本治芳

病院事務長	荒木三郎
水道事業管理者	村山了

次長	天野助春
技術部長	黒川薫

消防長	松村佳美
次長	数田裕

事務局長	佐々木晃精
議事課長	小坂靖
主事係長	山口克彦
主事	西口徹

○出席事務局職員

午後一時一分開議

○議長（山口信生君） ただいまから、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、三十六名であります。

本日の議事については、お手元に配布しました議事日程第五号により、取り進めたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

日程第一 議案第五八号 昭和五十一年度四日市市一般会計補正予算(第一号)、ないし
日程第三一 議案第八九号 工事請負契約の締結について

○議長(山口信生君) 日程第一、議案第五八号昭和五十一年度四日市市一般会計補正予算(第一号)、ないし日程第三十一、議案第八九号工事請負契約の締結についての三十一件を一括議題といたします。

本件に関する委員長の報告を求めます。

まず、総務委員長にお願いいたします。

大谷喜正君。

〔総務委員長(大谷喜正君) 登壇〕

○総務委員長(大谷喜正君) ただいま議題となっております各議案のうち、総務委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第五八号昭和五十一年度四日市市一般会計補正予算(第一号)についてであります。今回の補正は、笹川団地内における学校、幼稚園並びに保育所施設の整備にかかる債務負担行為の追加と変更でありまして、別段異議はなかつたのでありますが、施設の建設に当たっては、過去の実情並びに将来の用地拡張が困難な現況から、特に用地の有効利用について、十分に意を用いることを要望いたしました。

次に、議案第五九号四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について、及び議案第六〇号四日市市役所出張所設置条例の一部改正についての二議案につきましては、別段異議はありませんでした。

次に、議案第六一号、四日市市職員給与条例の一部改正について、並びに議案第六二号育児休業に係る給与等に関する条例の制定についてであります。本件は、女子教育職員、看護婦及び保母などの継続的な勤務を促進し、業務の円滑な実施を確保することを目的として、今回において、「義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母などの育児休業に関する法律」が制定されたことにより、同法に基づき、育児休業の許可を受けた職員の給与等の取り扱いについて、所要の条例整備をしようとするものでありまして、別段異議はありませんでした。

なお、理事者からは、本市において、同法の適用を受ける職員は、小中学校、幼稚園、市立病院、保育園、乳児院希望の家、療育センター、みはと学園、寿楽園、老人福祉センターなどに勤務する教諭、養護教諭、看護婦、保母などであり、また、育児休業は、本人の申請により、一年以内の期間で認められるものであります。かつ、その間は給与は支給されないとの説明がありました。

次に、議案第六四号、四日市市交通災害共済条例の一部改正については、本市の交通災害共済事業も発足以来七年を経過いたしましたのでありますが、昭和四十九年度においては、加入率が六〇・三%に達するなど、順調に運営されていることにより、この際共済見舞金の額を増額し、給付内容の充実を図ろうとするものでありまして、別段異議はありませんでした。

次に、議案第六九号新たに生じた土地の確認について、並びに議案第七〇号ないし、議案第七二号の町の区域の変更についての四議案につきましても、別段異議はありませんでした。

次に、議案第七三号町の区域の設定については、川島町団地内において、造成中の住宅団地を「三滝台一丁目から四丁目」として、新たに町の区域を設定しようとするものであり、別段異議はなかつたのでありますが、近年、各地の団地住民から、生活環境に関連する諸問題が市に持ち込まれるというケースが多いことから、現地の視察を行い、そ

の状況をつぶさに視察してまいったのであります。

今後、理事者におかれては、町の区域の設定に当たっては、将来計画を十分考慮し、生活実態に即した町の区域の設定がなされるよう、適切な行政指導を行うとともに、住民要求の高い集会所の建設等の公共施設の整備についてもあわせて適切な行政指導を行うよう要望いたしました。

次に、議案第七五号消防自動車購入契約の締結については、富田分団用普通消防自動車並びに中消防署用普通消防自動車及び水槽付消防自動車の買いかえでありまして、別段異議はありませんでした。

次に、議案第七六号ないし、議案第八五号並びに議案第八八号及び議案第八九号の以上十二議案は、いずれも工事請負契約の締結案でありまして、別段異議はありませんでした。

なお、過日の本会議で発言があり、また、他都市においても工事請負契約における不正が問題となっているときでもありますので、理事者におかれては、より一層厳正な態度で事務の執行に当たられんことを強く要望いたしました次第であります。

以上の経過をもちまして、当委員会に付託されました関係議案につきましては、いずれも原案のとおり承認いたしました次第であります。

簡単ではありますが、これをもちまして、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（山口信生君） 次に、教育民生委員長にお願いいたします。

青山峯男君。

〔教育民生委員長（青山峯男君）登壇〕

○教育民生委員長（青山峯男君） ただいま議題となっております各議案のうち、教育民生委員会に付託されました

関係二議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第六三号、四日市市立児童館設置条例の一部改正につきましては、諏訪公園内の「こどもの家」が本年六月五日、三重県知事より児童福祉施設として認可を受けましたので、同施設を児童福祉施設として条例により規定しようとするものでありまして、別段異議はありませんでした。

次に、議案第六六号四日市市立小学校及び中学校設置条例の一部改正につきましては、町の区域の変更等に伴い三浜小学校及び大谷台小学校の位置の表示を変更しようとするものでありまして、別段異議はありませんでした。

以上、当委員会に付託されました二議案につきましては、いずれも原案のとおり承認いたしました次第であります。簡単ではありますが、これをもちまして、教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（山口信生君） 次に、建設委員長にお願いいたします。

福田香史君。

〔建設委員長（福田香史君）登壇〕

○建設委員長（福田香史君） ただいま議題となっております各議案のうち、建設委員会に付託になりました五議案に関する当委員会の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第六七号公有水面埋立てに係る意見についてであります。これは、昭和五十年九月定例市議会において議決し、その後、埋立て面積に変更が生じたことにより、出願者が申請を取り下げたため、改めて提案されたものでありまして、別段異議はありませんでした。

次に、議案第六八号土地の取得についてであります。これは、三重団地内に公営住宅八十戸分の建設用地を本市開発公社から取得しようとするものであり、別段異議はなかったのであります。これに関連して、「公営住宅の管

理については、入居者の所得超過及び家賃の不平等等の現在の全国的に問題化しているところであり、本市としても、市民に対する公平という基本的観点に立って、早急にその対策を講ずるべきではないか」との強い意見がありました。

次に、議案第七四号、市道路線の認定についてであります。認定に関し、「開発指導要綱等市の将来の町づくりに合わせてためにも、さらに基準を検討すべきである」との強い意見があり、理事者から、「今後は計画の段階において、関係部局で十分協議し、調整し、事務の執行に当たるよう、努力いたしたい」との答弁があり、これを了いたしました。

次に、議案第八六号、四日市市道路占用料徴収条例の一部改正について、及び議案第八七号、四日市市都市公園条例の一部改正についてであります。これは、いずれも昭和四十四年以来据え置かれておりました占用料を近時の地価及び造成費の高騰等を勘案して、適正な額に改定しようとするものであり、これに對しまして、他都市の状況、官地、民地の料金の格差等について、いろいろと質疑があり、長時間にわたり論議されたのでありますが、理事者から、「料金算定の基礎は、中部五県の平均に基づいたものであり、官地、民地の料金差に関してもできるだけ格差のないように実施したい」との答弁があり、これを了いたしました。

以上、当委員会に付託されました五議案はいずれも妥当なものと認め、原案どおり承認いたしました次第であります。簡単ではありますが、建設委員会の審査の結果報告いたします。

○議長（山口信生君） 以上で、委員長の報告は終了いたしました。

委員長の報告に対し、ご質疑がありましたら、ご発言願います。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 先日の本会議におきまして、議案六十九号、七十号と関連して、その土地の利用計画、そしてこの埋め立て事業費、その財源内訳等についてお尋ねをしたわけでございますが、この機会に当局の方からご報告をいただきたいと思っております。

○議長（山口信生君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） ただいまの質問にお答え申し上げます。

霞ヶ浦南埠頭及び都市再開発用地の利用計画でございますが、総面積九十五万七千二百四十・四平米でございます。このうち護岸敷が六百九十二・三平米、岸壁敷が一万三千九百二十・一平米、道路二十四万六千七百三十七・五平米、荷さばき施設用地三十二万四千三百四十六・五平米、保管施設用地十五万四千六百三十八・五平米、緑地六万六千五百五十五平米、保管施設、港湾関連施設用地十七万五千六百二十三・五平米、観光、商事事務所、その他福祉施設用地といたしまして二万九千二百七十四平米という内訳になっております。これらの事業費でございますが、昭和四十五年から五十五年にかけて実施をするということになっておりまして、直轄事業が五十九億七百六十六万円、補助事業が三十七億六千八百万円、埠頭用地造成事業が百二億三百万円、都市再開発用地造成事業が二十一億八千三百万円、総合計いたしますと、二百二十億六千六百六十六万円となっております。

そこで、この直轄事業の財源でございますが、国庫支出金が約その半額で、二十九億五千三百八十三万円、残りは組合債が五億九千万円、組合の純然たる負担、いわゆる県市負担金が二十三億六千三百八十三万円、補助事業はこれもちょうど半分ぐらいでございますが、国の支出金が十八億八千四百万円、組合債が三億七千七百万円、県市負担が十五億七百万円、埠頭用地造成事業はすべて組合債でございますし、都市再開発用地の造成事業もすべて組合債でご

います。

以上、合計をいたしますと、国庫支出金が四十八億三千七百八十三万円、組合債が百三十三億五千三百万円、県市の負担金になるものが三十八億七千八十三万円というふうになっております。そして、この直轄事業と補助事業、それから埠頭用地の造成事業で、組合債並びに県市の負担金というものは、使用料で将来賄う予定にしておりますし、都市再開発用地の造成事業はすべて売り払いを行うという予定になっておるわけでございます。

そこで、土地の売却につきましては、この道路、それから緑地、エプロン敷あるいは荷さばき用地については、国庫補助が二分の一でございますけれども、残りの二分の一の管理者負担金につきましては、国庫補助対象外の起債の返還と合わせて、売却地にかける予定になっておるわけでございます。

大変概略な説明でございますけれども、以上で説明を終わらしていただきたいと思います。

○議長（山口信生君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 そうしますとですね、今度新たに生じたところとしては、この議案に上がっております土地は売却の対象になる都市再開発用地になるのか、埠頭用地になるのか、その点のところをお答えいただきたいと思いますし、それからこの道路、それから緑地など一部の工事費の負担というものは入っているやにいまお聞きしたのですけれども、その環境の関係ですね、もっと周りのたとえば名四国道の立体交差の問題とか、そのほかあそこに埋め立てをし、あそこに関係施設の用地を誘致する、立地する、そういう点でかなり広範囲にいろいろと必要となる道路、その他の環境の整備、そうした問題については含まれていないことを非常に残念に思うわけでございますが、名四道路の立体費用何かはこういうところへかぶせないのかどうか、改めてお尋ねしておきたいと思えます。

○議長（山口信生君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） お答えをいたします。

議案第六十九号、七十号の図面を見ていただきますとよくわかるんでございますけれども、ここに、位置図として第二区埋め立て区域と書いてある二つの黒枠で囲んだ区域がございます。まず上の方でございますけれども、真ん中に中央道路がございますが、この中央道路の南の境界線から右側が都市再開発用地でございます。したがって、今度、この九月以降に売却をされようとしておりますのは、右側のちょっと表現しにくいんですが、この区域がそうでございます。（図面を指し示す）それから、こちらの下の方の用地につきましては、海岸側はすべて護岸敷、岸壁敷、護岸敷と上屋敷あるいは荷さばき用地ということになりまして、その二列目が、真ん中でございますが、二列目が保管施設用地、あるいは下の二列目が保管施設用地になるというふうにお考えをいただきたいと思います。そして、この端っぼの一番東の端は護岸敷と岸壁敷と荷さばき用地敷地になるわけでございます。

なお、立体の費用につきましては、売却用地の中にかぶせるというふうには考えておりませんので、ご理解を賜わりたいと思います。以上です。

○議長（山口信生君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） 他にご質疑もありませんので、委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

本件については、討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（山口信生君） ご異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（山口信生君） 暫時、休憩いたします。

午後一時三十分休憩

午後三時十分再開

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第三二 議案第九〇号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（山口信生君） 次に、日程第三十二、議案第九十号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） ただいまご上程の議案第九十号は、本市の固定資産評価審査委員会委員のうち、箕浦勝弘氏の任期が本月二十二日をもって満了いたしますので、引き続き同氏を選任いたしますと存じ、ご提案申し上げますのであります。

なお、同氏の経歴は、お手元の経歴書のとおりであります。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口信生君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。ご質疑がありましたらご発言願います。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（山口信生君） 質疑なしと認めます。

おはかりいたします。本件については、委員会の付託を省略し、直ちに採決を行いたいと思えます。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（山口信生君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、委員会の付託を省略し、直ちに採決を行うことに決しました。

これより、本件の採決を行います。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（山口信生君） ご異議なしと認めます。よって、本件は、これに同意することに決しました。

○議長（山口信生君） この際報告いたします。

請願第十八号産業医学研究所の存続については、取り下げの申し出がありましたので、ご了承を願います。

日程第三三 委員会報告第一三三号 教育民生委員会請願書等審査結果報告、及び

日程第三四 委員会報告第一四号 建設委員会陳情書審査結果報告

○議長（山口信生君） 次に、日程第三十三、委員会報告第十三号教育民生委員会請願書等審査結果報告、及び日程第三十四、委員会報告第十四号建設委員会陳情書審査結果報告を一括議題といたします。

本件は、教育民生、建設の各常任委員長からの請願、陳情に関する審査結果の報告であります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

「〔なし〕と呼ぶ者あり」

○議長（山口信生君） 質疑なしと認めます。

これより、本件をただちに採決いたします。

まず、委員会報告第十三号教育民生委員会請願書等審査結果報告についてを採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山口信生君） 起立多数であります。よって、本件は委員長の報告のとおり決定されました。

次に、委員会報告第十四号建設委員会陳情書審査結果報告についてを採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

「〔異議なし〕と呼ぶ者あり」

○議長（山口信生君） ご異議なしと認めます。よって、本件は、委員長の報告のとおり決定されました。

委員会報告第一三三号

教育民生委員会請願書等審査結果報告

教育民生委員会に付託の請願及び陳情について、当委員会における審査の結果を別紙のとおり報告します。

昭和五十一年六月二十一日

教育民生委員会

委員長 青山峯男

四日市市議会

議長 山口信生 殿

請願

受理番号	受理年月日	件名	請願者の住所氏名	紹介議員氏名	委員会の意見	審査結果
第六号	五一、六、一〇	常盤小学校体育館建設について	四日市市石塚町一〇 一八 常盤地区連合自治 会長 宮崎 甚一 ほか一名	岩田久雄 金森正	願意妥当と認める。	採択

第七号	五、六、一〇	精神薄弱児養護学校の早期設置について	四日市市栄町八一三 四日市手をつなぐ親の会会長 川村 藤郎 ほか二七二三名	森安吉 高井三夫 出井博 喜多野等 訓覇也男 田中基介 高木勲	願意妥当と認める。	採択
第九号	五、六、一二	三重歯科クリニックに対する助成について	四日市市滝川町一九一七 医療法人健歯会 理事長 今村久郎 ほか二名	訓覇也男 喜多野等 小林喜夫 小川四郎 金森正 高木勲 長谷川鐸元	その主旨を了とす る。	採択
第一〇号	五、六、一四	大矢知保育園の定員増について	四日市市川北一丁目一六一四 大矢知地区連合自治会長 加藤源次郎 ほか五名	高橋力三	願意妥当と認める。	採択

陳情

第二五号	五〇、二、二二	垂坂分教場跡地に保育園設置について	四日市市垂坂町五五五 垂坂町自治会長 後藤 武平 ほか九名	その主旨は了とするも設置場所については、理事者において十分検討されるよう要望する。	採択
第四号	五、六、一〇	トルコ風呂建設反対について	四日市市中部一五一一四 四日市市PTA連絡協議会 会長 伊達 則彦 ほか二名	その主旨を了とする。	採択
第五号		小牧町西旧墓地返還について	四日市市小牧町一一四九番地 小牧町西自治会長 小川 隆 ほか一五名	願意妥当と認め、理事者において地元円満のため善処されるよう要望する。	採択
第六号		保育行政の充実について	四日市市浜旭町二二一二 市立保育園連合保護者会 会長 大島 武雄 ほか七名	願意妥当と認める。	採択
第七号		三重西小学校体育館等建設について	四日市市三重三丁目一二九 三重西小学校PTA会長 林 仁 ほか四名	願意妥当と認める。	採択
受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所氏名	委員会の意見	審査結果

委員会報告第一四号

建設委員会陳情書審査結果報告

建設委員会に付託の陳情について、当委員会における審査の結果を別紙のとおり報告します。

昭和五十一年六月二十一日

建設委員会

委員長 福田 香史

四日市市議会

議長 山口 信生 殿

陳情

受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所氏名	委員会の意見	審査結果
第三号	五一、六一〇	近鉄八王子線の日永第二号踏切に信号機設置について	四日市市日永西一丁目二五 一 日永地区大瀬古新町自治 会長 岡村 和郎 ほか九名	願意妥当と認める。	採択

○議長（山口信生君） なお、教育民生、建設の常任委員長から、目下委員会において審査中の事件について、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

おはかりいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（山口信生君） ご異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

閉会中継続審査申出書

本委員会は審査中の事件について、左記により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したから会議規則第九十九条の規定により申し出ます。

記

一、事 件

- 請願第三号 私立幼稚園教育振興補助金の増額について
- 請願第四号 学校給食における米飯の導入促進について
- 陳情第八号 三重地区に公立中学校等建設について
- 陳情第九号 三重地区に公立中学校建設について

二、理 由

調査研究のため

昭和五十一年六月二十一日

教育民生委員会

委員長 青山峯男

四日市市議会

議長 山口信生 殿

閉会中継続審査申出書

本委員会は審査中の事件について、左記により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したから会議規則第九十九条の規定により申し上げます。

記

一、事 件

請願第八号 近鉄駅前中央通りかまたは諏訪公園内に地下駐車場設置について

二、理 由

調査研究のため

昭和五十一年六月二十一日

建設委員会

委員長 福田香史

四日市市議会

議長 山口信生 殿

○議長（山口信生君） 次に、監査委員から報告が十件参っております。お手元に配布いたしておりますので、これによりご了承承願いたします。

○議長（山口信生君） 以上をもちまして、今期定例会の日程は、全部終了いたしましたので、会議を閉じ、昭和五十一年六月、四日市市議会定例会を閉会いたします。連日にわたり、皆さんご苦労さまでございました。

午後三時十五分閉会

右、地方自治法第二百二十三条第二項の規定に基づき署名する。

四日市市議会議長

山口 信生

四日市市議会副議長

野崎 貞芳

署名議員

小林 喜夫

署名議員

松島 良一

一般質問通告一覧表

(昭和五十一年六月定例会)

発言順序	要旨	氏名
1	一、物件の買入れ契約について 二、道路行政について 三、浜田地区交通規制と安全対策について 四、コミュニティーセンターの構想について	市民クラブ 森安 吉
2	一、請負業者の指名審査について 二、近鉄高架下駐車場の建設状況について 三、旧法務局四日市支局あと敷地について 四、橋北地区公共下水について	市民クラブ 山路 剛
3	一、市長の任期と今後の行政について 二、解同の理不尽な要求に関連して岩野市長の姿勢を問う 三、桜坊主尾地区の配水管布設工事にもなう過重な市民負担等について 四、四日市港埋立地の売却、港の管理問題等について 五、パビリオン問題について	市民クラブ 大谷 喜正
5	一、解同の理不尽な要求に関連して岩野市長の姿勢を問う 二、桜坊主尾地区の配水管布設工事にもなう過重な市民負担等について 三、四日市港埋立地の売却、港の管理問題等について 四、パビリオン問題について	日本共産党 小井道 夫

13	12	11	10	9
<p>一、団地造成による交通量増加に対する処置について 二、プール建設が三月に予算が組まれても七月中に完了せず、実用に供されない理由について 三、汚水処理能力及び今後の対策について 四、同和対策について</p>	<p>一、漁業振興対策について 1. 水産課の設置について 2. 後継者の育成について 3. 漁民の生活対策について</p>	<p>一、北勢地方卸市場の進出に伴い、これに関連する諸問題について</p>	<p>一、生活用汚水とカンガイ用水との分離及び総合的下水道計画の早期樹立について 二、防犯体制の強化並びに環境浄化について 三、出水期を控えての水防態勢について</p>	<p>一、財政と行政について 二、教育、福祉について</p>
<p>日本社会党 坂口正次</p>	<p>日本社会党 福田香史</p>	<p>自由クラブ 高井三夫</p>	<p>自由クラブ 後藤長六</p>	<p>革新クラブ 中村信夫</p>

8	7	6
<p>一、先取り行政の確立について 二、福祉モデル事業の推進について 三、交通行政と道路行政について 四、防災総点検の結果はいかに 五、悪臭対策と青写真作成について</p>	<p>一、宮妻峡の諸設備について 二、近鉄塩浜駅西口の開設について 三、塩浜、浜旭町附近の振動公害について 四、磯津町の排水問題について 五、消費者保護条例について</p>	<p>一、日永地域に関する整備事業見直しについて 二、二年保育将来見直しを問う 三、公共下水道事業について 四、タンクヤード腐食問題について現状を問う 五、環境週間の結果報告と今後の対策</p>
<p>革新クラブ 金森正</p>	<p>公明党 松島良一</p>	<p>公明党 平野行信</p>

16	15	14
一、心の福祉について 二、北部墓地公園と高校新設に伴う用地確保について	一、都市政策と行政の対処について	一、北勢公設卸売市場の建設について 二、四日市工業高校移転の諸問題について
政策研究会 宇治田良市	政策研究会 川口洋二	清風会 粉川茂